松山市建設工事成績評定マニュアル

平成２５年４月１日

松山市総務部技術管理課

目 次

（１）工事成績評定について ---------- 1

（２）松山市建設工事成績評定要領の概略 ---------- 2

（２）－１　工事成績評定の対象 ---------- 2

（２）－２　評定者及び配点の割合 ---------- 2

（２）－３　評定の時期 ---------- 2

（２）－４　評定の方法 ---------- 2

（２）－５　工事成績細目別考査内容及び評定者 ---------- 3

（２）－６　施工プロセスチェックリスト ---------- 4

（２）－７　施工プロセスチェックリストの手引き ---------- 5

１．施工体制

Ⅰ．施工体制一般 ---------- 5

Ⅱ．配置技術者 ----------１２

２．施工状況

Ⅰ．施工管理 ----------１６

Ⅱ．工程管理 ----------２１

Ⅲ．安全対策 ----------２２

Ⅳ．対外関係 ----------２７

（２）－８　評定結果の提出 ----------２９

（３）工事成績評定の留意事項 ----------３０

（３）－１　共通留意事項 ----------３０

（３）－２　監督員の留意事項 ----------３０

（３）－３　監督員上司の留意事項 ----------３２

（３）－４　検査員の留意事項 ----------３３

（４）工事成績評定結果の通知及び公表等 ----------３４

（５）工事成績評価基準 ----------３５

（６）工事成績評定の再交付について ----------３６

（７）様式等 ----------３７

このマニュアルは、平成２５年４月１日から実施し、同日以降検査する工事から適用する。

（１）工事成績評定について

現在、入札・契約制度の改革が喫緊の課題となっており、その中で工事成績評定結果の活用が求められている。一般競争入札や指名競争入札における応札の資格要件として活用されることはもとより、総合評価方式による受注者選定に際しては重要な評点ポイントとされている。

工事成績評定は、市民の税金を投資する公共工事にあっては、品質を担保する重要な要素であり、また、受注者に対しては技術向上を図る大きな誘因となると考えられる。

工事成績評定の重要性は今後、ますます増大することが予想されるが、それに伴い、公正で客観的な基準に基づく厳密な評定が必要になる。また、それと同時に評定の方法や結果に対して、情報の透明性を担保することが要請されている。

これらのことから、従来の評定方式を改め、より客観的な運用基準に基づく新しい評定方式を導入するとともに、評定結果の受注者への通知や市民への公開も行うものとする。

（２）松山市建設工事成績評定要領の概略

（２）－１　工事成績評定の対象

工事成績評定の対象とする工事は、松山市建設工事成績評定要領により予定価格（税込）が３００万円以上の工事とする。但し、解体工事、築磯工事、浚渫工事、機器単体のオーバーホールなどの特殊工事、当該工事の特記仕様書に評定を省略することが記載された工事は対象外とする。

また、平成 25 年 4 月 1 日以降の工事完成検査及び指定部分完了検査、既済部分検査及び中間検査（当該工事の特記仕様書に評定の対象とすることを明示した中間検査に限る）を評定の対象とする。

（２）－２　評定者及び配点の割合

評定者は、検査員、監督員上司（所属長が指名する者）及び監督員が行う。配点割合は原則として、検査員４０％、監督員上司２０％、監督員４０％とする。

（２）－３　評定の時期

評定の時期は、監督員上司及び監督員は工事が完成したときとする。検査員は、工事検査（指定部分完了検査、既済部分検査、中間検査（当該工事の特記仕様書に評定の対象とすることを明示した中間検査に限る））を実施したときとする。

（２）－４　評定の方法

① 評定は、評定者ごとに独立し、厳正、公正かつ客観的に行う。
② 評定は、「工事成績採点表等」を用いて行う。
③ 評定の細目別の評定点（受注者への工事成績結果の通知に使用する）の算出は、「項目別評定点採点表」を用いて行う。
④ 評定は「施工プロセスチェックリスト」の記録に基づいて行う。
⑤ 受注者は「工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書」（以下「実施状況報告書」という)を提出することができる。実施状況報告書が提出された場合は、評定はこれを十分に反映させる。
⑥ 評定は、「松山市建設工事成績評定マニュアル」を基準に行う。
⑦ 工事成績採点表等は「（７）様式等」に定めた様式を使用する。
⑧ 検査員は、評定にあたって、監督職員（監督員上司及び監督員）から評定に至った経緯等を聴くことができるものとする。
⑨ 評定点合計は、四捨五入により整数とする。
⑩ 完成検査で過去に指定部分完了検査があった場合は、検査員の評定点は、評定割合を請負金額に占める対象金額の加重平均にて評定する。
⑪ 完成検査で過去に既済部分検査、中間検査（当該工事の特記仕様書に評定の対象とすることを明示した中間検査に限る）があった場合は、検査員の評定点は、平均値を用いて評定する。

（２）－５　工事成績細目別考査内容及び評定者

工事成績評定における細目別考査内容及び評定者は下記の表のとおりとする。

項 目	細 目	考 査 内 容	評 定 者
１．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	施工体制及び施工管理体制の評価	監督員
	Ⅱ．配置技術者	現場代理人の職務の遂行に関する評価、主任・監理技術者等の技術的判断の評価	監督員
２．施工状況	Ⅰ．施工管理	適切かつ効率的な施工及び品質や出来形管理の実施状況の評価	監督員 検査員
	Ⅱ．工程管理	適切な工程管理の実施状況の評価	監督員 監督員上司
	Ⅲ．安全対策	安全管理に関し適切に実施されているかの評価	監督員 監督員上司
	Ⅳ．対外関係	対外調整や周辺環境対策等について適切に実施されているかの評価	監督員
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	出来形管理の結果についての評価	監督員 検査員
	Ⅱ．品質	品質管理が適切になされているかの評価	監督員 検査員
	Ⅲ．出来ばえ	構造物の出来具合や仕上げ状況等の出来ばえ、機能の評価	検査員
４．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応	特異な技術力を要する技術を評価	監督員上司
５．創意工夫	Ⅰ．創意工夫	受注者の工夫やノウハウにより特筆すべきものがあったかの評価	監督員
６．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等	地域社会や住民に対する配慮等の貢献についての評価	監督員上司
７．法令遵守等	（減点のみ）	法令を守り、尊重して仕事をしていたかについての評価（していない場合は減点）	監督員上司
８．総合評価技術提案等履行確認	（減点のみ）	総合評価計画書の提案内容を確実に履行しているかの評価（不履行の場合は減点）	監督員上司

（２）－６　施工プロセスチェックリスト

松山市の工事において監督員が施工時における各種考査項目を確認するためのチェックリストとして利用し、評定に使用する。チェックリストの記入にあたっての留意事項は以下のとおりである。

① 確認項目の選択にあたっては、「（２）－７　施工プロセスチェックリストの手引き」を判断基準とし、該当する項目に指示事項等を入れる。

② 評定は、工事着手から完成までの過程で、監督員や監督員上司がどの程度指導、助言や指示を行ったかを確認し実施する。

③ 評定にあたっては、客観性や透明性が要求される。したがって、評定に至る経緯を明瞭にしておく必要がある。そのため、施工プロセスチェックリストに指示事項や日付を記録することで説明できるようにする。

④ チェック時期と指示事項の記入に際しては、書類もしくは現場で確認した月日を記入する。

⑤ チェック欄に必要に応じて適正、文書注意、口頭注意等、を記入し、備考欄に指示内容等を記入する。

⑥ 各項目で達成度を確認し、工事成績評定に反映する。

（２）－７　施工プロセスチェックリストの手引き

１．施工体制

Ⅰ．施工体制一般

１）工事カルテ

１－１）事前に監督員の確認を受け、契約締結後の１０日以内（土曜日、日曜日、祝祭日を除く）に登録機関に申請した。（受注契約後、変更契約後）

＜チェックポイント＞

書類確認：受注時（及び訂正時）、変更時及び竣工時の登録状況について、工事カルテの受領書の写しにより登録日、内容が適正に登録されたかを確認する。特に技術者が複数登録されている場合は、契約内容と確認する。

＜判　断　基　準＞

適性	「工事カルテ受領書」により登録日までに適正に登録された事が確認できた。
口頭指示	期日内の確認が出来なかったので、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	登録申請忘れがあったので、登録申請を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	請負金額５００万円未満。

２）施工管理体制

２－１）現場代理人、主任（監理）技術者届け及び契約工程表が契約締結後１４日以内に提出されている。（受注契約後、変更契約後）

＜チェックポイント＞

書類確認：現場代理人及び主任(監理)技術者届け及び契約工程表が、適正な内容で、契約後14日以内に提出されているか確認する。その際、技術者の要件を満たしているか確認する。（建設業法第７条第２号の規定による資格があるか等）

＜判　断　基　準＞

適性	現場代理人及び主任(監理)技術者が適性に定められているのを、工事関係資料で確認できた。
口頭指示	施工管理体制等に不備があったので、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った
文書注意	現場代理人及び主任(監理)技術者が定められていなかったので、是正を求める指示（文書注意）を行った。又は、資格要件等に問題があったため、適正な技術者の配置を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

２－２）主任(監理)技術者は工事途中及び立会検査等の事前に現場の確認を行っている。
（施工途中、検査の前等）

＜チェックポイント＞

書類確認：主任(監理)技術者が施工内容（工程管理、品質管理、出来形管理、写真管理、副産物管理）を把握し、適切な施工管理をおこなっているかを確認する。

＜判　断　基　準＞

適性	測定（試験）等の結果や管理図表等を、主任(監理)技術者が確認を行っていることが、工事関係資料等で確認できた。
口頭指示	測定（試験）等の結果や管理図表等を作成しているが、主任(監理)技術者は確認を行っていなかったので、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	主任(監理)技術者が適正な管理を行っていなかったので、是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

３）建設業退職金共済制度

３－１）「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。
（施工中１回程度）

＜チェックポイント＞

現場確認：掲示確認をする。

書類確認：掲示状況のわかる写真を提出させ確認する。

＜判　断　基　準＞

適性	現場及び写真等により工事関係者の見やすい場所に掲示されているのを確認した。
口頭指示	建退共の標識が掲示されていなかったので、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	建退共の標識を掲示するよう、指示（文書注意）を行った。
対象外	事前に受注者及び下請業者(２次、３次含む)が他の退職金制度に加入していることが明らかな場合。

３－２）建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。
（施工中適宜）

＜チェックポイント＞

書類確認：建設業退職金共済制度の趣旨を作業員等に説明するとともに、建設業退職金共済証紙の配布を受払簿等により適切に管理していることを確認する。

＜判　断　基　準＞

適性	証紙の配布を受け払い簿等により、適切に管理されているのを確認した。
口頭指示	証紙の配布を受け払い簿等の管理に不備があったので、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	証紙の配布を受け払い簿等の管理について、是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	事前に受注者及び下請業者(２次、３次含む)が他の退職金制度に加入していることが明らかな場合。

４）労働保険関係成立票

４－１）労災保険関係成立票を公衆の見やすい場所に掲示している。（施工中１回程度）

＜チェックポイント＞

現場確認：標識の掲示状況と記載技術者を届出書類により確認する。

書類確認：写真により、その掲示状況を確認する。

＜判　断　基　準＞

適性	記載内容が、適正で公衆の見やすい場所に設置されているのを確認した。
口頭指示	記載内容や設置に不備があったので、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	標識等の設置や記載内容の不備について、改善を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

５）建設業許可標識

５－１）建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、主任（監理）技術者を正しく記載している。（施工中１回程度）

＜チェックポイント＞

現場確認：標識の掲示状況と記載技術者を届出書類により確認する。

書類確認：写真により、その掲示状況を確認する。

＜判　断　基　準＞

適性	記載内容が適正で公衆の見やすい場所に設置されているのを確認した。
口頭指示	記載内容や設置に不備があったので、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	標識等の設置や記載内容の不備について、改善を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

６）下請通知書

６－１）下請契約後直ちに下請通知書を提出している。（施工中適宜）

＜チェックポイント＞

現場確認：作業状況から、下請契約書の日付と下請業者の着手日の整合を確認する。

書類確認：下請通知書の日付、下請契約書との日付が適切かどうか確認し、下請業者の着手日までに通知書が提出されているか、松山市の指名停止期間中でないか、また、下請業者が、社会保険未加入業者でないか確認する。

＜判　断　基　準＞

適性	適正な下請通知書が提出された。
口頭指示	下請通知書が、下請業者の着手日より遅れて提出されたので、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。また、※適用除外でない社会保険未加入企業と下請契約していたので、助言・指導（口頭指示）を行った。（平成２８年度まで）
文書注意	下請通知書が提出されず、作成、提出を求める指示（文書注意）を行った。 また、提出された下請通知書の記載内容に不備が修正されず、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。また、※適用除外でない社会保険未加入企業と下請契約していた。（平成２９年度以降）
対象外	下請工事がない場合。

社会保険の適用除外を受けている業者を現場から排除することの無いよう配慮する。

※適用除外となる場合とは、強制適用事業所にあてはまらない場合とし、強制適用事業所とは、下記となる。但し、適用除外の事業所であっても任意加入を妨げるものではない。

・健康保険・厚生年金保険については、法人の事業所（営業所）及び個人経営で常時５人以上の労働者を使用する事業所（営業所）

・雇用保険については、労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上で、かつ、31日以上引き続いて雇用される見込みのある）を１人でも雇用する事業所（営業所）

７）施工体制台帳に関する資料

７－１）　施工体制台帳を現場に備え付け、かつ適宜変更の都度同一のものを提出している。（施工時の当初、変更時）

＜チェックポイント＞

現場確認：提出された施工体制台帳と現場に備え付けの施工体制台帳を照合し、その添付書類を確認する。

書類確認：施工体系図により、施工体制台帳作成義務の有無を確認する。

＜判　断　基　準＞

適性	適正な施工体制台帳が提出された。
口頭指示	提出された台帳との相違や記載内容に不備があったので、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	施工体制台帳の作成、提出を求める指示（文書注意）を行った。 提出された台帳との相違や記載内容に不備が修正されず、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。
対象外	下請契約の請負代金の合計が3,000万円未満（建築一式工事の場合は4,500万円未満）。ただし、下請契約の請負代金の合計が3,000万円未満（建築一式工事の場合は4,500万円未満）の工事において、適正な施工体制台帳が提出された場合は、評価の対象とする。

７－２）下請負契約書又は請書（写）（2 次 3 次の再下請を含む。）を添付している。　（施工時の当初、変更時）

＜チェックポイント＞

現場確認：作業状況の現場確認、現場聞き取りにより施工体制台帳（施工体系図）と現場体制が相違ないか確認し、添付資料により契約金額を確認する。

書類確認：施工体制台帳（施工体系図）の記載内容について、「施工体制台帳記載例」等に基づき、下請負業者の工事範囲、契約状況を確認する。また、施工体制台帳（施工体系図）と下請通知書の記載内容が相違ないか確認する。

＜判　断　基　準＞

適性	施工体系図に下請負金額が記入されており、施工体系図と施工体制台帳（再下請負通知書含む）の金額が合致しており、添付資料も整理され、適正な施工体制台帳が確認できた。
口頭指示	下請負金額を記入した施工体系図の提出を求める指示及び、記載内容に不備があったので、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	施工体制台帳の作成、提出を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	下請契約の請負代金の合計が3,000万円未満（建築一式工事の場合は4,500万円未満）。ただし、下請契約の請負代金の合計が3,000万円未満（建築一式工事の場合は4,500万円未満）の工事において、適正な施工体制台帳が確認できた場合は、評価の対象とする。

７－３）施工体系図の内容が適正であり、かつ工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。（施工時の当初、変更時）

＜チェックポイント＞

現場確認：施工体系図の掲示状況を確認する。

書類確認：掲示状況が把握できる写真にて確認をする。

＜判　断　基　準＞

適性	現場及び写真等により工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示されているのを確認した。
口頭指示	施工体系図の掲示や記載内容に不備があったので、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	施工体系図の掲示や記載内容の不備の是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	下請契約の請負代金の合計が3,000万円未満（建築一式工事の場合は4,500万円未満）。ただし、下請契約の請負代金の合計が3,000万円未満（建築一式工事の場合は4,500万円未満）の工事において、適正な施工体制台帳が確認できた場合は、評価の対象とする。

７－４）施工体系図または下請通知書等に記載されている業者のみが作業している。（施工中１回／月程度）

＜チェックポイント＞

現場確認：当日の作業業者の聞き取りを行い、施工体系図と照合し建設会社名を作業員の作業服やヘルメット等で確認する。

＜判　断　基　準＞

適性	現場内作業業者が施工体系図（台帳）に記載されている業者であることを作業服やヘルメット等により確認できた。
口頭指示	施工体系図と現場内作業業者の一致が確認できなかったので、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	記載以外の技術者が従事しており、是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	下請工事がない場合。

７－５）受注者がその下請工事の施工に実質的に関与している。（施工中適宜）

＜チェックポイント＞

現場確認：作業手順等の指示の確認、下請負人への指示事項について、主任技術者への聞き取り等により下請負人に対して主体的に施工指導が行われているか確認する。また、工程打合せの記録、各管理の記録等で確認する。

＜判　断　基　準＞

適性	下請負人への作業手順等の指示がなされており、その主体的な指導監督が確認できる。
口頭指示	下請負人への作業手順等の指示がなされているが、指導監督状況が不明瞭であり、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	下請負人へ指導監督が不十分であり、下請工事の作業内容を把握しておらず、是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	下請工事がない場合。

Ⅱ．配置技術者

８）現場代理人

８－１）　現場代理人は、現場に常駐している。（施工中１回／月程度）

＜チェックポイント＞

現場確認：現場代理人の常駐状況を確認する。常駐緩和が認められている場合は、携帯電話等で速やかに連絡がとれる体制にあるか確認する。

書類確認：電話連絡等によりその連絡体制を確認する。

＜判　断　基　準＞

適性	現場代理人に常に連絡がとれる体制にあり、業務に支障がない。
口頭指示	連絡体制等の不備があったので、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	現場代理人に連絡がとれないことがあったため、連絡体制の改善を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

８－２）現場代理人は、監督職員との連絡調整、協議等を書面で行っている。（施工中適宜）

＜チェックポイント＞

書類確認：監督職員との連絡調整の事務処理記録や工事記録の状況について、現場代理人として把握しているか確認する。また、書類の提出は必ず現場代理人本人であることを確認する。

＜判　断　基　準＞

適性	現場代理人として工事全体を把握し、監督職員との連絡調整も良好である。
口頭指示	工事全体の把握状況、連絡調整の不備があったので、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	工事全体の把握状況、連絡調整の不備について、改善を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

９）監理技術者（主任技術者）の専任制等

９－１）監理技術者（主任技術者）が現場に専任している。(専任義務は建築一式工事5,000万円以上、その他工事2,500万円以上)（施工中１回／月程度）

＜チェックポイント＞

現場確認：監理技術者または主任技術者の専任状況を確認する。
疑義がある場合は現場での把握頻度を増やし、必要に応じ不在の理由等を聞く。

＜判　断　基　準＞

適性	技術者の現場の専任を確認した。
口頭指示	連絡漏れ等の不備があったので、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	現場への専任状況が確認できない為、是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	専任義務なしの場合。

９－２）施工計画や工事に係わる工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっている。
（施工中、打合せ時）

＜チェックポイント＞

現場確認：設計内容や現場進捗状況、発注者との協議や打合せの実施状況などの聞き取り等により、受注者の監理技術者（主任技術者）が主体的に実質的に関与しているか確認する。

＜判　断　基　準＞

適性	設計内容、現場条件、技術的事項など十分に把握され発注者との打合せも主体的に実施している。
口頭指示	設計内容、現場条件、技術的事項など把握状況に不明瞭なところがあったので、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	設計内容、現場条件、技術的事項など把握状況が不十分であり、是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

１０）専門技術者の配置

１０－１）専門技術者を選任し、配置している。（施工計画時、施工中適宜）

＜チェックポイント＞

現場確認：当該工事に「一式工事」以外の工種を含む場合、これら専門工事の管理を行うことができる技術者が現場に配置されているかどうかを現場で確認する。

書類確認：当該工事に「一式工事」以外の工種を含む場合、これら専門工事の管理を行うことができる技術者が現場に配置されているかどうかを施工計画書（技術検定合格証明書等の添付）で確認する。（専門工事とは、建設業許可区分の２８業種のうち、土木一式工事、建築一式工事を除いた工事を指す。）

＜判　断　基　準＞

適性	専門技術者を適切に選任し、現場に配置されているのを確認した。
口頭指示	選任漏れや現場への配置に不備があったので、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	選任や配置状況が悪かったため、是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	選任が必要ない場合。

１１）作業主任者の選任

１１－１）作業主任者を選任し、配置している。（施工計画時、施工中適宜）

＜チェックポイント＞

現場確認：作業主任者が関係作業員に周知され当該作業に従事する労働者の指揮等を行っているか確認する。

書類確認：労働安全衛生法施行令第６条により定められている作業主任者を選任すべき作業において、資格を有する者のうちから選任し施工計画書に、作業主任者の記載、資格等の添付がなされているか確認する。

＜判　断　基　準＞

適性	作業主任者を適切に選任し、現場に配置されているのを確認した。
口頭指示	選任漏れや現場への配置に不備があったので、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	選任や配置状況が悪かったため、是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	選任が必要ない場合。

１２）監理技術者（主任技術者）の能力

１２－１）施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。（施工中適宜）

＜チェックポイント＞

書類確認：工事関係書類（施工計画書、工事打合せ簿、図面等）により創意工夫又は提案が事前に記載されてあるか確認する。また、実施状況報告書等により施工等により反映されているか確認をする。

＜判　断　基　準＞

適性	工事関係書類により、創意工夫又は提案が確認された。
対象外	対象外なし。

１２－２）書類及び資料が適切に整理されている。（施工中適宜）

＜チェックポイント＞

書類確認：施工計画書、工事打合せ簿、図面等の書類が適切に整理されており、監督職員の求めに、即座に対応できていることを確認する。

＜判　断　基　準＞

適性	施工計画書、工事打合せ簿、図面等の書類が整理されていることを確認した。
口頭指示	施工計画書、工事打合せ簿、図面等の書類整理に不備があったので、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	施工計画書、工事打合せ簿、図面等の書類が無く、現場業務に支障を与えたため、是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

１２－３）施工体制、施工状況を把握し、下請負業者、部下等をよく指導している。
（施工中適宜）

＜チェックポイント＞

現場確認：監理技術者(主任技術者)が、下請業者や部下の作業内容等を把握できており、指導が行き届いているか確認する。

＜判　断　基　準＞

適性	下請業者や部下の作業内容等を把握できており、指導が行き届いている
口頭指示	現場作業の把握が十分でなく、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	下請作業等を十分把握できてなく、監督員との打合せや、現場作業等に支障を与えたため、是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

２．施工状況

Ⅰ．施工管理

１３）設計図書の照査等

１３－１）契約書第１８条第１項第１号から第５号に係わる設計図書の照査を行っている。（着手前、施工中適宜）

＜チェックポイント＞

書類確認：設計図書の照査の実施を受注者自ら実施した事を確認する。

＜判　断　基　準＞

適性	設計図書の照査を実施した事が確認できた。
口頭指示	設計図書の照査を実施した事に不備があったので、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	設計図書の照査を実施した事が確認できなかったため、改善を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

１３－２）現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提示して確認を受けた。（着手前、施工中適宜）

＜チェックポイント＞

書類確認：工事関係書類（施工計画書、工事打合せ簿、図面等）をもとに確認する。

＜判　断　基　準＞

適性	確認できる資料が速やかに提示され、監督職員の確認を受けた。
口頭指示	確認できる資料に不備があったため、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	確認できる資料が提示されなかったため、提出を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	現場との相違事実がない場合。

１４）施工計画書

１４－１）施工に先立ち、設計図書及び現場条件を反映した内容のものが提出されている。（着工前、変更時）

＜チェックポイント＞

書類確認：設計図書及び現場条件を反映した内容の施工計画書が施工に先立ち提出されたか確認する。
また、工期の変更、重要な工事の内容変更等があった際に、変更の施工計画書が提出されたか確認する。

＜判　断　基　準＞

適性	当該工事の内容が記載され、かつ施工（変更を含む）される前に提出された。
口頭指示	提出された時期に問題があったので、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	施工前（再提出期限も同じ）に提出されなかったため、提出を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

１４－２）記載内容と現場施工方法が一致している。（施工中適宜）

＜チェックポイント＞

現場確認：施工計画書に記載された作業フロー、使用機械、仮設備計画等と、現場施工方法が一致しているか、必要事項の記載、書類の添付状況により確認する。

＜判　断　基　準＞

適性	記載内容と現場施工方法が一致していることが、確認された。
口頭指示	記載内容または現場施工方法に不備があったので、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	記載内容または現場施工方法に不備あったため、是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

１４－３）記載内容と現場施工体制が一致している。（施工中適宜）

＜チェックポイント＞

現場確認：施工計画書の記載内容（現場組織表・安全管理体制・作業手順等）が、現場施工体制と一致しているか、必要事項の記載、書類の添付を確認する。

＜判　断　基　準＞

適性	記載内容と現場施工体制が一致していることが確認された。
口頭指示	記載内容または現場施工体制に不備があったので、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	記載内容または現場施工体制に不備があったため、是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

１５）施工管理（工事材料管理・出来形・品質管理）

１５－１）工事材料の資料整理及び監督員に事前に承認されたものを管理している。（施工中適宜）

＜チェックポイント＞

現場確認：現場での製品等の保管状況及び適切な材料等を使用しているか確認する。

書類確認：工事に使用する材料の品質を証明する資料を確認する。

＜判　断　基　準＞

適性	設計図書または仕様書等に示す材料等を使用し、適切な管理が行われていることが確認された。
口頭指示	使用、管理状況等に不備があったので、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	材料等のチェックや保管管理状況に問題があったため、是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

１５－２）品質確保のための対策など施工に関する工夫を書面で確認できる。（施工中適宜）

＜チェックポイント＞

【土木工事】

書類確認：品質証明の対象工事（請負金額2,500万円以上）において、品質証明員の資格が適正であり、施工計画書に品質証明員に関する資料の添付があることを確認する。工事全般にわたり、適切に品質証明を実施したかを品質証明書および実施状況写真により確認する。

＜判　断　基　準＞

適性	工事関係資料等により、適切に品質証明を実施したことが書面にて確認された。
口頭指示	施工計画書に品質証明員に関する資料の添付がなかった。または、適切に品質証明を実施されていなかったので、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	品質証明の実施に関して問題があったため、是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	請負金額2,500万円未満の工事。ただし、請負金額2,500万円未満の工事においても、適切に品質証明を実施したことが書面にて確認された場合は、評価の対象とする。

【建築工事】

書類確認：施工計画書における施工管理計画の品質管理計画の項目で品質確保のための対策又は独自の工夫等が明記されているか、実施状況写真などと共に確認する。

＜判　断　基　準＞

適性	工事関係資料等により、品質確保のための対策など施工に関する工夫や、実施状況写真等が、書面にて確認された。
口頭注意	品質確保のための対策などの資料に不備があった。また、品質管理にかかる実施状況写真等が無かったので、監督員が助言・指導（口頭注意）を行った。
文書注意	品質確保のための対策などの資料が無かったため、改善を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	簡易な計画及び請負金額2,500万円未満の工事については、評価しない。 ただし、請負金額2,500万円未満の工事においても、適切に品質確保のための対策を実施したことが書面にて確認された場合は、評価の対象とする。

１５－３）施工途中の出来形、品質管理が書面で確認できる。（施工中適宜）

＜チェックポイント＞

書類確認：日常の出来形や品質管理状況を記録により確認する。

＜判　断　基　準＞

適性	出来形管理、品質管理の日常管理について、良好な管理状況が確認された。
口頭指示	出来形管理、品質管理の日常管理に不明瞭な点があったので、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	出来形管理、品質管理の日常管理に問題があったため、改善を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

１５－４）現場内での整理整頓が、日常的に行われている。（施工中適宜）

＜チェックポイント＞

現場確認：現場内での整理整頓が日常的に行われているか確認する。

＜判　断　基　準＞

適性	現場内での整理整頓が日常的に行われているか確認できた。
口頭指示	現場内に整理整頓されていない場所があったので、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	現場内に整理整頓がされていないために、安全通路等確保されず、是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

１６）検査（確認を含む）及び立会等の調整

１６－１）監督員の立会にあたって予め連絡をしている。（施工中適宜）

＜チェックポイント＞

書類確認：書面による立会いの依頼、実施が適切に行われたか確認する。

＜判　断　基　準＞

適性	事前に連絡され、監督職員による立会いの実施等が適切に行われた。
口頭指示	事前に連絡されず不備があったので、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	事前の連絡が適切に行われなかったため、監督職員による立会いによる検査（確認を含む。）ができず、是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

１６－２）段階確認の確認時期が、適切である。（施工中適宜）

＜チェックポイント＞

書類確認：段階確認（種別、細別、確認時期項目、施工予定時期等）の依頼が適切に行われたか段階確認書で確認する。

＜判　断　基　準＞

適性	段階確認にかかる予定について概ね１週間前に連絡を受け、監督職員による段階確認の実施等が適切に行われた。
口頭指示	段階確認の確認時期の連絡に不備があったので、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	段階確認の確認時期の連絡に不備があり、段階確認が適切に行われなかったため、是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

１７）建設副産物及び建設廃棄物

１７－１）受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認し、監督員に提示した。（施工中適宜）

＜チェックポイント＞

現場確認：現場立会により、処分状況を確認する。

書類確認：マニフェスト及び産業廃棄物処理委託契約書、処理状況写真等について確認する。マニフェストの「車種」と実処分重量及び過積載について、伝票等で確認する。

＜判　断　基　準＞

適性	産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されたことが確認された。
口頭指示	確認資料に不備があったので、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	処理方法、確認資料等に問題があったため、是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	産業廃棄物が発生しない場合。

１７－２）再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書及び産業廃棄物処理計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。（施工中適宜）

＜チェックポイント＞

書類確認：再生資源利用（利用促進）計画書及び産業廃棄物処理計画書の記載内容について確認をする。

＜判　断　基　準＞

適性	再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書及び産業廃棄物処理計画書が適正に作成され、施工計画書に含め提出された。
口頭指示	記載内容に不備があったので、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書及び産業廃棄物処理計画書の提出を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

１８）指定建設機械類の確認

１８－１）低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。（施工中１回程度）

＜チェックポイント＞

現場確認：建設機械の使用状況を認定シール等で確認する。

書類確認：建設機械の使用状況を、認定シールが把握できる写真の提出により確認する。

＜判　断　基　準＞

適性	指定建設機械が、仕様書に従い適正に使用されていることが確認された。
口頭指示	指定建設機械の使用が確認できなかったので、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	指定建設機械以外の使用があったため、是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	低騒音、低振動及び排ガス対策型の建設機械の使用が義務付けられていない工事又は使用しない事について監督員の承諾を得た工事。

Ⅱ．工程管理

１９）工程管理

１９－１）実施工程表が提出され、工程の管理を行っており、関連工事との調整も適切に行っている。（着手前、施工中適宜）

＜チェックポイント＞

現場確認：工事の履行状況を実施工程表（パソコン内のデータでも可）により確認する。

＜判　断　基　準＞

適性	実施工程表により適正に管理されている。
口頭指示	実施工程表により管理を行うよう、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	工程管理に関して問題があったため、改善を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

１９－２）工期及び、内容変更が伴う場合、変更協議が書面にて行われ、契約後１４日以内に変更工程表が提出されている。（施工中適宜）

＜チェックポイント＞

現場確認：工期や内容変更がある場合、現場において監理技術者(主任技術者)により説明を受け確認する。

書類確認：現場条件の変化に伴う施工計画、工程変更等に対し、適正に対応しているか書面にて確認し、変更契約後14日以内に変更工程表が提出されている。

＜判　断　基　準＞

適性	工期及び、内容変更が適切に対応されている。
口頭指示	変更に伴う調整や報告に不備があり、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	変更に伴う調整や報告に問題あったため、是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	変更がない場合。

１９－３）現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。（施工中適宜）

＜チェックポイント＞

現場確認：現場で工程に関する質問等を行い、工程管理を詳細工程表等により、日常的に把握しているか確認する。

＜判　断　基　準＞

適性	工程管理を詳細工程表等により、日常的に把握している。
口頭指示	工程管理が日常的に把握されておらず、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	工程管理に問題あったため、是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

Ⅲ．安全対策

２０）安全活動

２０－１）災害防止協議会等を設置し、１回／月以上活動し、記録が整備されている。（施工中適宜）

＜チェックポイント＞

書類確認：災害防止協議会の設置状況、開催状況及び安全衛生責任者等の参加状況を工事関係資料等により確認する。

＜判　断　基　準＞

適性	災害防止協議会を設置し、1回/月以上開催している記録を確認できた。
口頭指示	災害防止協議会を設置しているが、開催している記録が確認されず、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	災害防止協議会を設置していない、または設置しているが開催していないことが確認されたため、改善を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	元請、下請合わせて※常時５０人以上（ずい道等の建設、圧気工法による作業、橋梁の建設の場合は常時30人以上）の労働者が混在する工事現場でない場合。

※常時５０人とは、初期の準備工事、終期の手直し工事等の工事を除く期間、平均一日当たり50人であることをいう。

２０－２）店社パトロールを１回／月以上実施し、記録が整備されている。（施工中適宜）

＜チェックポイント＞

書類確認：労働安全衛生法15条の3により店社安全衛生管理者の選任が義務付けられている工事（ずい道・橋梁の建設の仕事、圧気工法の作業、主要構造部が鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建設の仕事で常時20人以上）では、月１回以上の巡視を書面、工事写真、日報等により、店社パトロールを実施しているかどうかを確認する。

＜判　断　基　準＞

適性	店社パトロールを1回/月以上実施している記録が確認された。
口頭指示	店社パトロールを実施していることが確認されず、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	店社パトロールを実施していなかったので、是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	店社安全衛生管理者の選任が義務付けられていない工事。

２０－３）安全教育、安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。（施工中適宜）

＜チェックポイント＞

書類確認：施工計画書に基づき、安全訓練等の実施状況、参加状況等を工事関係資料等により確認する。

＜判　断　基　準＞

適性	安全訓練等が月当たり、半日以上行われた記録がある。
口頭指示	安全訓練等の実施や記録に不備があり、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	安全訓練等を実施していない、または、実施しているが記録がなかったので、是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

２０－４）安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。（施工中適宜）

＜チェックポイント＞

書類確認：作業日毎に安全巡視、ＴＢＭ、ＫＹ等を実施しているかを工事関係資料等（安全日誌等）により確認する。

＜判　断　基　準＞

適性	安全教育等が行われた記録や安全日誌等が確認された。
口頭指示	安全教育等の記録や安全日誌等に不備があり、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	安全日誌等はなく、安全巡視もしていないなど問題があったため、是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

２０－５）新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され記録が整備されている。（施工中適宜）

＜チェックポイント＞

書類確認：新規入場者にﾐｰﾃｨｸﾞを行い、資格・免許の確認や現場特性の説明等を実施している状況を工事日報、工事写真、報告書等で確認する。

＜判　断　基　準＞

適性	新規入場者教育に関する指導及び援助を行っている記録を確認できた。
口頭指示	新規入場者教育に関する指導及び援助に問題があり、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	新規入場者教育に関する指導及び援助を行っていなかったため、改善を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	新規入場者がいない場合。

２０－６）過積載防止に十分に取り組んでいる。（施工中適宜）

＜チェックポイント＞

現場確認：運搬車両の積載状況を確認する。

書類確認：過積載防止の取り組みの記録や実重量記録資料等を確認する。

＜判　断　基　準＞

適性	過積載防止の取り組みが行われていることが確認できた。
口頭指示	過積載防止の取り組みが行われていることが確認できず、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	過積載防止の取り組みが行われておらず、問題があったため、改善を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	積載を伴わない工事。

２０－７）使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。（施工中適宜）

＜チェックポイント＞

現場確認：現場工事車両の特定自主検査済標章を確認する。

書類確認：車両機器類の点検状況報告書等により、その状況を確認する。

＜判　断　基　準＞

適性	定期自主検査等が行われ、実施記録も整理されているのが確認できた。
口頭指示	点検や記録に不備があったので、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	点検や記録に問題があったため、改善を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

２０－８）重機操作に際して、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされている。（施工中適宜）

＜チェックポイント＞

現場確認：重機作業の状況を確認する。

書類確認：点検記録簿等の工事関係資料をもとに確認する。

＜判　断　基　準＞

適性	適切な分離措置が実施されているのが確認された。
口頭指示	分離措置に不備が確認されたので、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	分離措置がなされておらず、安全管理上に不備があったため、是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	重機作業が無い場合。

２０－９）山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。（施工中適宜）

＜チェックポイント＞

現場確認：山留め、仮締切等について、土木工事安全施工技術指針等による各段階における点検管理チェックリスト・現場掲示等について確認する。

（設置完了時の点検、作業開始前点検、定期点検）

＜判　断　基　準＞

適性	適正な時期に各種点検が行われているのが確認できた。
口頭指示	適正な時期に各種点検が行われているのが確認できず、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	適正な時期に各種点検が行われておらず、問題があったため、改善を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	山留め、仮締切等がない工事。

２０－１０）足場や支保工の設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。（施工中適宜）

＜チェックポイント＞

現場確認：足場や支保工について、土木工事安全施工技術指針等による各段階における点検・管理チェックリスト・現場掲示等について確認する。

（組立完了時の点検、作業開始前点検、定期点検）

＜判　断　基　準＞

適性	適正な時期に各種点検が行われているのが確認できた。
口頭指示	適正な時期に各種点検が行われているのが確認できず、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	適正な時期に各種点検が行われておらず、問題があったため、改善を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	足場、支保工がない工事。

２０－１１）工事現場における保安施設等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。（施工中適宜）

＜チェックポイント＞

現場確認：現場での保安施設設置状況及び管理状況を確認する。

書類確認：保安施設等の点検管理記録等により、その状況を確認する。

＜判　断　基　準＞

適性	保安施設等の設置状況が適切であり、管理も的確であることが確認できた。
口頭指示	保安施設等の設置状況や点検、管理に不備があったので、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	保安施設等の設置状況や点検、管理に問題があったため、改善を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	保安施設等の設置が必要ない場合。

２０－１２）各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。（施工中適宜）

＜チェックポイント＞

書類確認：各種安全パトロールが実施され、改善すべき点等を下請負業者等に対して指導しているかどうかを工事関係資料により確認する。

＜判　断　基　準＞

適性	指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示した記録が確認できた。
口頭指示	指摘事項や是正事項について、改善に不備があったので、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	指摘事項や是正事項について、改善が図られなかったので、是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	各種安全パトロールで改善等を要する事項がなかった工事。

Ⅳ．対外関係

２１）関係機関等

２１－１）工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整をした記録がある。（施工中適宜）

＜チェックポイント＞

書類確認：受注者が実施すべき関係官公庁等に対する必要な諸手続き、連絡等（道路使用許可・占用許可等）を適正に実施し、関係者とのトラブルが発生しなかったかを確認する。

＜判　断　基　準＞

適性	関係機関との協議等が適切に行われ、許可書類等の確認もできた。
口頭指示	関係機関との協議不足等があったので、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	関係機関との協議等に問題があったため、是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	官公庁等との折衝や調整の必要のない工事

２１－２）工事施工にあたり、近隣住民（入居官署等）との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適切に行い、記録がある。（施工中適宜）

＜チェックポイント＞

書類確認：受注者が実施すべき工事に先立つ地元関係者（地権者、自治会、水利関係等）への挨拶、詳細な工事実施時期の説明、仮排水等の切替日時調整等を実施したかを確認する。また、地元からの苦情に対して、誠意を持って解決にあたったかを確認する。

＜判　断　基　準＞

適性	地元住民等との交渉、苦情処理等の内容は、文書で確認する等明確にしていることが確認できた。
口頭指示	地元住民等との交渉、苦情処理などへの対応、報告に不備があったので、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	地元住民等との交渉や苦情などへの対応に問題があったため、改善を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	近隣住民（入居官署等）との交渉や苦情が無かった場合。

２１－３）隣接工事又は、施工上密接に関連する工事と相互に協力を行っている記録がある。（施工中適宜）

＜チェックポイント＞

書類確認：近隣工事や施工上密接に関係する他工事の受注者との打合せ記録、事前立会、試掘等の立会記録等を確認する。

＜判　断　基　準＞

適性	近接工事や施工上密接に関係する他工事の受注者との工程調整、立会等が適切に実施、管理が行われている。
口頭指示	近接工事や施工上密接に関係する他工事の受注者との工程調整、立会等に不備があったので、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	近接工事や施工上密接に関係する他工事の受注者との工程調整、立会等に問題があったため、改善を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	隣接工事又は施工上密接に関連する工事がない場合。

２１－４）工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分りやすく周知している。（施工中適宜）

＜チェックポイント＞

現場確認：工事看板以外の工事の目的等を示した看板を積極的に設置するなど、地域住民等へ分りやすく周知しているかを確認する。

＜判　断　基　準＞

適性	工事の目的等を、地域住民等へ分りやすく周知している。
口頭指示	工事の目的等を、地域住民等へ周知する際に不備があったので、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	工事の目的等を、地域住民等へ周知する際に問題があったため、改善を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	地域住民等へ周知の必要がない工事。

（２）－８　評定結果の提出

評定は監督員及び監督員上司にあっては、工事完成時に行い、「工事成績採点表等」及び「施工プロセスチェックリスト」のエクセルデータを、検査員に提出するものとする。

検査員は工事完成検査、指定部分完了検査及び既済部分（中間）検査終了後すみやかに評定を行い、工事完成検査終了時に「工事成績採点表等」及び「施工プロセスチェックリスト」をあわせて、技術管理課長に提出するもとする。

尚、最終の「工事成績採点表等」及び「施工プロセスチェックリスト」は、技術管理課にて、データで５年間保管するものとする。

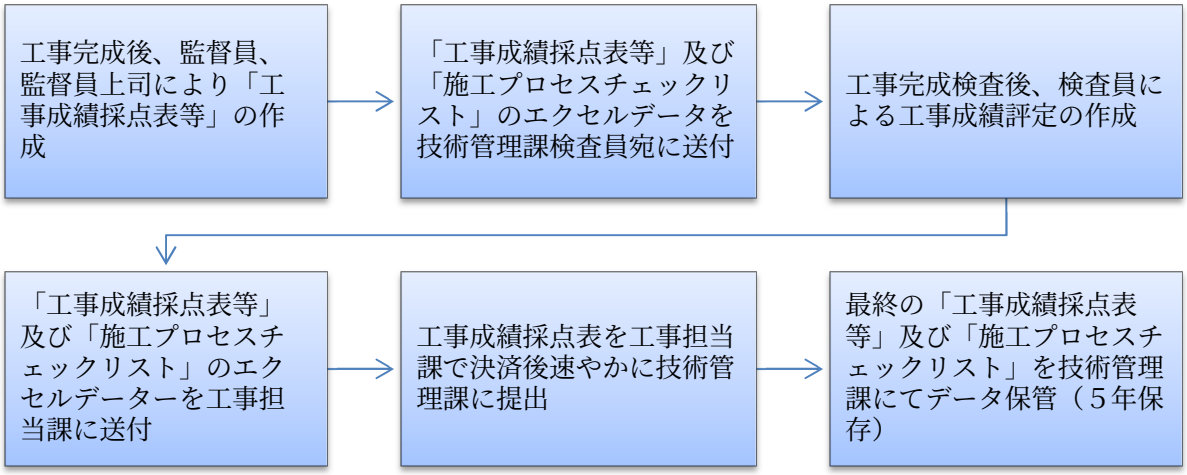

（３）工事成績評定の留意事項

（３）－１　共通留意事項

① 考査項目別運用表は、採点する判断、根拠を項目に表しチェックするものであり、より高い客観性、透明性を求めたものである。

② 評価対象項目の□欄の取り扱いについて

ａ）評価対象項目が工事の評価内容に該当し、評価の対象になる場合

・評価対象とする場合は、チェック欄の□へ「レ」マークを入力する。

・加点（評価）する場合は、チェック欄の□へ「レ」マークを入力する。

・加点（評価）しない場合は、チェック欄の□を「空白」とする。

ｂ）評価対象項目が工事の評価内容に該当せず、評価の対象とならない場合

・評価対象外として「－」とする。

③ 各考査項目の採点にあたっては、検査員の評価に先立ち、監督員及び監督員上司が記入することを原則とする。

④ 各考査項目の「その他」については、「－」は記入しない。特別に評価する場合のみ「レ」マークを入力するものとし、併せて理由についても記入すること。

⑤ 削除後の対象評価項目数が２項目以下の場合は細別欄の□に『－』を入れてC評価とする。

⑥ 各考査項目の採点がｄ,e評価の場合には、所見欄に、その内容を記入する。

⑦ 評定点が入札参加等に影響を及ぼす恐れのある６０点未満になる恐れがある工事については、必ず工事成績採点表の所見欄に、その内容を記入する。

（３）－２　監督員の留意事項

留意事項は、以下に示すとおりとし、細部については「施工プロセスチェックリスト」を基に達成度８０％以上について評価「レ」マークを入れるものとし、８０％未満の場合は空白、対象外については、「－」を入れるものとする。尚、文書注意が一つでもあれば、その項目については空白とする。「施工プロセスチェックリスト」の無い項目については、下記の要領にて評価するものとする。

① 施工体制

ａ）施工体制一般は、工事現場の施工体制を評価する。施工計画書、施工体制台帳、施工体系図、現場代理人及び主任(監理)技術者等の適正配置、建設業法を遵守した下請負業者の選定、申請書類の公正さ等を基に評価する。

ｂ）配置技術者として現場代理人の常駐義務や職務の状況、主任・監理技術者の技術力及び専任義務状況等、施工全般が評価対象になる。

② 施工状況

施工状況として、施工管理、工程管理、安全対策、対外関係の４項目を評価する。

ａ）施工管理は、設計図書に合致した施工がなされたかを施工過程において、検証する。主に工事関係書類や担当監督員の監督業務等の中で確認し評価する。また、工事記録写真等により、適正な施工がなされたか確認する。

ｂ）工程管理について、着工は速やかになされたか、実施工程に無理がなかったか、品質に

影響する工程の遅れはなかったか、工程が遅れた場合回復の努力がされたか、提出書類も含めて完成に余裕があったかなどを評価する。

ｃ）安全対策の実施状況を、事故発生防止の日常的な取組み、未然に防止する努力がなされているかなどの観点から評価する。

ｄ）工事施工中の建設副産物の処理状況、交通渋滞対策や周辺環境対策及び地元住民、関係機関との調整状況などを評価する。

ｅ）「創意工夫」「地域への貢献」「工事特性」での加点がある場合は、必ず工事成績採点表の所見欄に、その内容を記入する。

③ 出来形及び出来ばえ

【土木工事】

ａ）出来形は、完成した工事目的物の出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、土木施工管理基準（愛媛県が定める土木工事施工管理基準とする。）、下水道管渠工事施工管理基準を満たしているかを評価する。現場の実地検査による出来形値による確認、工事記録写真や出来形展開図と設計図書との比較などから、「出来形及び品質のばらつきの考え方」（評定別紙５）に留意して評価する。なお、主たる工種の管理測点が１０点以下で、ばらつきの判断ができない場合は、C評価とする。

ｂ）品質は、完成した工事目的物の品質管理の結果が、設計図書に記載された要求品質に適合しているか評価する。土木施工管理基準（愛媛県が定める土木工事施工管理基準とする。）もしくは監督員と協議において定められた管理基準を満たしているかを評価する。施工の各段階における品質試験及びその記録の方法等が適切かなどから、「出来形及び品質のばらつきの考え方」（評定別紙５）に留意して評価する。なお、主たる工種の品質管理に係る試験結果の打点数等が10点以下で、ばらつきの判断ができない場合は、C評価とする。

【建築工事】

ａ）出来形は、完成した工事目的物が設計図書と合致しているか評価する。現場の実地検査による出来形値による確認、工事記録写真や出来形図、竣工図と設計図書の比較などから、評価する。形状寸法の確認、実測値と設計数値との精度、諸々の規格値に対する精度などから出来形を確認する。

ｂ）品質は、完成した工事目的物が設計図書に記述された要求品質に適合しているか評価する。現場の実地検査による使用材料の確認や工事記録写真、設計図書における品質基準との対比から品質を評価する。また、品質管理書類との合致、形状寸法、規格、温度管理、試験結果、操作性等に基づいて確認する。

ｃ）出来形及び品質を複数の工種で評価する場合は、該当する工種の上位３工種までで、工事比率欄（直工按分したものを）に記入し、該当する工種ごとに評定を行うこと。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

④ 創意工夫

ａ）創意工夫においては軽微なものを対象とし評価するため、施工計画書にそのことが記載され、又は事前に受注者から自主的に創意工夫にかかる資料が提出されそれら項目が該

当すると判断し、「実施状況報告書」等により、施工等に反映されていたならば評価するものとし、また、他にも工事成績採点基準記載の創意工夫キーワード一覧表を参考にして、該当キーワード数１項目１点を目安に、７点から０点の範囲で加点評価する。

ｂ）創意工夫は、「工事特性」で評価するほどではないが、受注者の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば加点・抽出記載する。評価にあたっては、「工事特性」との二重評価はしない。

ｃ）「その他」においても市内業者比率（元請含む）８０％以上については加点対象とするものとし、対象工事については、加点評価する。対象工事は、予定価格（税込）が１，０００万円以上の案件とし、それ以外の案件は対象外とする。

ｄ）キーワードの評価・選定及び詳細評価は、工事担当課内での合議を原則とする。

⑤ その他

監督員の考査項目は、検査員の考査項目と類似、若しくは同一のものが多いため、必要に応じて、検査員に対して、監督員の評定結果の説明を行うことができる。また、検査員から聞き取りがあれば応じるものとする。

⑥ 総合評価　技術提案等履行確認

総合評価入札方式での入札案件については、入札時における提案内容が確実に履行されているかを監督員及び監督員上司が確認し、履行されていない提案があれば、「工事成績採点表」の８．総合評価　技術提案等履行確認に「不履行」を選択し、総提案数と提案不履行の数を記入し、提案総数と不履行提案の比率に応じて、３点から最大８点を減点する。

（３）－３　監督員上司の留意事項

留意事項は、以下に示すとおりとし、細部については「考査項目別運用表」による。

① 施工状況

ａ）工程管理は、該当項目を現場への臨場、実施工程表、工事履行状況報告書及び施工体制書類などを基に総合的に判断して評価する。

ｂ）安全対策は、該当項目を現場への臨場、工事写真及び安全衛生関係書類などを基に総合的に判断して評価する。

② 工事特性

ａ）該当キーワード数の１項目２点を目安に、その工事内容によって重みを勘案し、２０点から０点の範囲で加点評価する。

ｂ）工事特性とは、他の類似工事と比較して特異な技術力を要する技術を評価する。評価にあたっては、「創意工夫」との二重評価はしない。

ｃ）「その他」の詳細評価の記述にあたっては、工事担当課内での監督職員等による合議を原則とし、評価する工事特性を記述する。

③ 社会性等

地域への貢献等は、該当項目を現場への臨場、工事写真及びその他関係書類などを基に総合的に判断して評価する。評価にあたっては、「創意工夫」との二重評価はしない。

④ 法令遵守等

当該工事を施工したことに起因した処分が評価対象であり、他の工事で処分されたケース

は該当しないものとする。但し、当該工事の検査時点で、処分が確定していない場合は、評価の対象とはせず、後日処分が確定した段階で評定点を修正するものとする。

また、建設工事現場内で労働災害等が発生した場合は、

※1文書注意を行った場合は８点を評定点計から減ずる。

※2口頭注意を行った場合は５点を評定点計から減ずる。

※3その他の場合については、３点を評定点計から減ずる。

※1とは、労働災害の事案が複数回発生しており、労働基準監督署から複数回「是正勧告書」や「指導票」が交付された場合。

※2とは、労働基基準監督署から、「是正勧告書」が交付された場合。

※3とは、労働災害が軽微であるため口頭注意以上の処分が無かった場合、休業４日以上の労働災害が発生した場合、休業４日未満であっても、労働基準監督署から、「指導票」が交付された場合、又は、物損公衆災害（工事作業が起因して第三者の資産に損害を与えた事故）例）架線の断線、上下水道等の公共施設の破損等）

（３）－４　検査員の留意事項

留意事項は、以下に示すとおりとし、細部については「考査項目別運用表」による。

① 施工状況

検査員の考査項目は、監督員の考査項目と類似、若しくは同一の考査項目が多いので、評定にあたっては、事前に監督員の評定結果について説明を受けてから行うこと。仮に監督員の評定と相違した場合には必要に応じ監督員等への確認を行うものとする。

① 出来形及び出来ばえ

【土木工事】

ａ）出来形は、完成した工事目的物の出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、土木施工管理基準（愛媛県が定める土木工事施工管理基準とする。）、下水道管渠工事施工管理基準を満たしているかを評価する。現場の実地検査による出来形値による確認、工事記録写真や出来形展開図と設計図書との比較などから、「出来形及び品質のばらつきの考え方」（評定別紙５）及び評価対象項目に留意して評価する。なお、主たる工種の管理測点が１０点以下で、ばらつきの判断ができない場合は、C評価とする。

ｂ）品質は、完成した工事目的物の品質管理の結果が、設計図書に記載された要求品質に適合しているか評価する。土木施工管理基準（愛媛県が定める土木工事施工管理基準とする。）もしくは監督員と協議において定められた管理基準を満たしているかを評価する。施工の各段階における品質試験及びその記録の方法等が適切かなどから、「出来形及び品質のばらつきの考え方」（評定別紙５）及び評価対象項目に留意して評価する。

ｃ）多工種が複合する工事の「品質」「出来ばえ」は、主たる工種の工事比率が７０％以上の場合は、１工種で評価する。１工種で工事比率が７０％未満の場合は複数工種で評価することとするが、上位２工種とする。２工種で評価が分かれた場合は評価の低い工種の評価を採用することとする。

【建築工事】

出来形及び出来ばえを複数の工種で評価する場合は、該当する工種の上位３工種までで、工事比率欄（直工按分したものを）に記入し、該当する工種ごとに評定を行うこと。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

（４）工事成績評定結果の通知及び公表等

① 工事成績評定結果の受注者への通知

工事の受注者に対し、技術管理課が工事完成検査終了後、評定結果を郵送にて通知する。中間検査、既済部分検査、指定部分完了検査においては、工事成績評定点の通知は行わない。

② 説明責務

評定結果に疑義のある受注者は、通知を受けた日から起算して１４日以内に、工事成績（再）説明請求書(評定様式第５号)により、技術管理課長に対して評定の内容について説明を求めることができる。その場合、技術管理課は工事担当課と協議して速やかに工事成績説明回答書(評定様式第６号)にて説明を行う。

③ 説明請求及び評定内容の審査

受注者が説明に不服のある場合は、回答を受けたから１４日以内に、工事成績（再）説明請求書（評定様式第５号）により、技術管理課長に対して再説明を求めることができる。

技術管理課長は、内容を審査し、再説明を求められたときは、成績評定審査委員会の審議を経て工事成績再説明回答書(評定様式第７号)により回答する。

④ 評定結果の公表

工事完成検査済証を発行し受注者に通知した評定結果は、松山市工事成績評定点一覧表(評定様第８号)を技術管理課ホームページにおいて四半期毎に翌月末に公表する。

この公表は、評定結果を掲載した日の属する年度及びその翌年度において行うものとする。

（５）工事成績評価基準

評定点の範囲別評価内容

評定	評定点の範囲	評価内容
A	８０点以上	他の模範となる優秀な工事
B	７５～８０点未満	品質等に良好な工夫、取り組みが見られる工事
C	７０～７５点未満	品質等に通常の工夫、取り組みが見られる工事
D	６５～７０点未満	最低限の品質等が確保されている工事
E	６０～６５点未満	今後、改善すべき事項がある工事
F	６０点未満	今後、特に重大な改善すべき事項がある工事

（６）工事成績評定の再交付について

松山市の入札参加希望の際、工事成績の実績や技術者の工事成績を求めていることから、紛失等の理由により、過去５年に完成した松山市発注の工事（公営企業局発注を除く。）に係る工事成績評定通知書の写しの交付を依頼する場合については、工事成績評定通知書等再交付願（評定様式第９号）及び添付資料をもって技術管理課に原則郵送にて請求することができる。直接申請の場合は、申請者（代理可）の確認のため、身分証明書等の提示を求めるものとする。

① 工事成績評定を紛失した場合の成績確認

工事成績評定の再交付を行えるのは、当該工事実績を有する者のみとする。

・当該技術者の社員証等、社員であることを証明するものの提示をおこなうこと。

・窓口で申請する者が当該技術者本人ではなく、会社の代理人である場合、当該技術者による委任状を添付して提出するものとする。

② 合併等が行われた企業の成績確認について

工事成績評定の再交付を行えるのは、当該工事実績を有する者のみとする。確認を行う工事実績を有する者と合併した者、または分社、事業譲渡等により、事業の承継を受けた者が当該工事成績評定の確認を行う場合は、工事成績評定通知書等再交付願に加え、窓口において、合併等の内容を証明する資料の写しも併せて添付すること。

③ 技術者の転職等により所属企業が変わった場合の成績確認

施工実績を有する技術者が転職等によって当該実績を有する企業の所属ではなくなっており、当該技術者の工事成績評定を確認したい場合は、工事成績評定通知書等再交付願に加え、窓口において以下の手続きを行うこととする。

・当該技術者の実績を確認する工事のCORINSの写しを添付して提出すること。

・当該技術者の社員証等、社員であることを証明するものの提示（当該技術者が会社に所属していない場合は、当該技術者本人が窓口で身分証明書を提示）すること。

・窓口で申請する者が当該技術者本人ではなく、会社の代理人である場合、当該技術者による委任状を添付して提出すること。

（７）様式等

① 工事成績評定様式等

〇工事成績採点表（評定様式第１号）

〇細目別評定点採点表（評定様式第２号）

〇工事成績評定通知書（評定様式第３号）

〇項目別評定点（評定様式第４号）

〇工事成績（再）説明請求書（評定様式第５号）

〇工事成績説明回答書（評定様式第６号）

〇工事成績再説明回答書（評定様式第７号）

〇松山市工事成績評定点一覧表（評定様式第８号）

〇工事成績評定通知書等再交付願（評定様式第９号）

〇工事成績採点表の考査項目別運用表（土木工事）（評定別紙１－１・２－１・３－１）

〇工事成績採点表の考査項目別運用表（建築、電気、機械、プラント工事）

（評定別紙１－２・２－２・３－２）

〇施工プロセスチェックリスト（評定別紙４）

〇出来形及び品質のばらつきの考え方（評定別紙５）

② 工事に関する様式等

〇工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書

〇施工体制台帳記載例

評定様式第1号

工事成績採点表　(完成)

◉ 完成(完成検査のみ)
○ 完成(指定部分完成検査がある場合)
○ 完成(既済部分(中間)検査がある場合)

技術管理課		工事担当課	

年　度		施行番号		完成年月日	年　月　日
工事名				契約工期	年　月　日　～　年　月　日　まで
受注者名				請負代金額	

考査項目		監督員					監督員上司													検査員 (完成)						
		氏名　印					氏名　印													氏名　印						
項目	細別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																					
	Ⅱ．配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																					
2．施工状況	Ⅰ．施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5.0		+2.5		+0.0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15
	Ⅱ．工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15														
	Ⅲ．安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15														
	Ⅳ．対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5																					
3．出来形	Ⅰ．出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5								+10	+7.5	+5.0	+2.5	+0.0	-10.0	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
及び	Ⅱ．品　質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5								+15	+12.0	+7.0	+4.0	+0.0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ													+5.0		+2.5		+0.0	-5.0		+5.0		+2.5		0	-5.0	
4．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応 ※1								+ 点																		
5．創意工夫	Ⅰ．創意工夫 ※2																										
6．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等 ※3						+10	+7.5	+5.0	+2.5	0																
加減点合計　（1＋2＋3＋4＋5＋6）		点					点							点							点						
評定点（６５点±加減点合計）　※4		①　点					②　点							③　点							④　点						
評定点計　※5		点					○完成検査のみの場合：（①*0.4＋②*0.2+④*0.4）　＝　評定点計 ○指定部分完成検査がある場合：（①*0.4＋②*0.2+((③*(指定部分完成対象金額)+④*(残工事対象金額))/(請負代金額))*0.4　＝　評定点計 ○既済部分（中間）検査がある場合：（①*0.4＋②*0.2+③*0.2+④*0.2）　＝　評定点計　※但し、③（既済、中間）が２回以上の場合は平均値																								
7．法令遵守等 ※6							点																				
8．総合評価　技術提案等履行確認　※7		対象外					点																				
9．評定点合計　※8		点　○評定点計－７．法令遵守等－８．総合評価技術提案等履行確認																									
所　見　※9		【監督員】					【監督員上司】													【検査員】						

※１　工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に際しては、監督員からの報告を受けて監督員上司が評価するものとする。
※２　創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。
※３　社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。
※４　１～３の評定（６５点±加減点合計）　＋　４，５，６の評定　＝　評定点。 各評定点（①～④）は四捨五入により少数第１位まで記入する。
※５　評定点計は四捨五入により少数第１位まで記入する。
※６　法令遵守等の評価は、監督員上司が行い、減点評価のみとする。
※７　総合評価技術提案等履行確認は、総合評価計画書の提案が履行確認できない場合は、『不履行』を選択し、総合評価計画書の提案の総数と不履行提案の数を入力する。
※８　評定点合計は、四捨五入により整数とする。
※９　所見欄は、考査項目の4.工事特性、5.創意工夫、6.社会性等、7.法令遵守等、8.総合評価　技術提案等履行確認の加点、減点評価がある場合は記述すること。

評定様式第1号

工事成績採点表　(完成)

○　完成（完成検査のみ）
◉　完成（指定部分完成検査がある場合）
○　完成（既済部分（中間）検査がある場合）

技術管理課		工事担当課	

年　度		施行番号		完成年月日	年　月　日
工事名				契約工期	年　月　日　～　年　月　日　まで
受注者名				請負代金額	

考査項目		監督員					監督員上司							検査員（指定部分）							検査員（完成）						
		氏名　印					氏名　印							氏名　印							氏名　印						
項目	細別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																					
	Ⅱ．配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																					
2．施工状況	Ⅰ．施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5.0		+2.5		+0.0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15
	Ⅱ．工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15														
	Ⅲ．安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15														
	Ⅳ．対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5																					
3．出来形	Ⅰ．出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5								+10	+7.5	+5.0	+2.5	+0.0	-10.0	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
及び	Ⅱ．品　質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5								+15	+12.0	+7.0	+4.0	+0.0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ													+5.0		+2.5		+0.0	-5.0		+5.0		+2.5		0	-5.0	
4．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応 ※1								+ 点																		
5．創意工夫	Ⅰ．創意工夫 ※2																										
6．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等 ※3						+10	+7.5	+5.0	+2.5	0																
加減点合計　（1＋2＋3＋4＋5＋6）		点					点							点							点						
評定点（６５点±加減点合計）　※4		①　点					②　点							③　点							④　点						
評定点計　※5		点					○完成検査のみの場合：（①*0.4＋②*0.2+④*0.4）　＝　評定点計 ○指定部分完成検査がある場合：（①*0.4＋②*0.2+((③*(指定部分完成対象金額)+④*(残工事対象金額))/(請負代金額))*0.4　＝　評定点計 ○既済部分（中間）検査がある場合：（①*0.4＋②*0.2+③*0.2+④*0.2）　＝　評定点計　※但し、③（既済、中間）が２回以上の場合は平均値																								
7．法令遵守等 ※6							点																				
8．総合評価　技術提案等履行確認　※7		対象外					点																				
9．評定点合計　※8		点　○評定点計－７．法令遵守等－８．総合評価技術提案等履行確認																									
所　見　※9		【監督員】					【監督員上司】														【検査員】						

※１　工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に際しては、監督員からの報告を受けて監督員上司が評価するものとする。
※２　創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。
※３　社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。
※４　１～３の評定（６５点±加減点合計）　＋　４，５，６の評定　＝　評定点。　各評定点（①～④）は四捨五入により少数第１位まで記入する。
※５　評定点計は四捨五入により少数第１位まで記入する。
※６　法令遵守等の評価は、監督員上司が行い、減点評価のみとする。
※７　総合評価技術提案等履行確認は、総合評価計画書の提案が履行確認できない場合は、『不履行』を選択し、総合評価計画書の提案の総数と不履行提案の数を入力する。
※８　評定点合計は、四捨五入により整数とする。
※９　所見欄は、考査項目の4.工事特性、5.創意工夫、6.社会性等、7.法令遵守等、8.総合評価　技術提案等履行確認の加点、減点評価がある場合は記述すること。

評定様式第1号

工事成績採点表　(完成)

○　完成(完成検査のみ)
○　完成(指定部分完成検査がある場合)
◉　完成(既済部分(中間)検査がある場合)

技術管理課		工事担当課	

年　度		施行番号		完成年月日	年　月　日
工事名				契約工期	年　月　日　～　年　月　日　まで
受注者名				請負代金額	

考査項目		監督員					監督員上司							検査員 (既済部分,中間)							検査員 (完成)						
		氏名　印					氏名　印							氏名　印							氏名　印						
項目	細別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																					
	Ⅱ．配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																					
2．施工状況	Ⅰ．施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5.0		+2.5		+0.0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15
	Ⅱ．工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15														
	Ⅲ．安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15														
	Ⅳ．対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5																					
3．出来形	Ⅰ．出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5								+10	+7.5	+5.0	+2.5	+0.0	-10.0	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
及び	Ⅱ．品　質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5								+15	+12.0	+7.0	+4.0	+0.0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ													+5.0		+2.5		+0.0	-5.0		+5.0		+2.5		0	-5.0	
4．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応 ※1								+ 点																		
5．創意工夫	Ⅰ．創意工夫 ※2																										
6．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等 ※3						+10	+7.5	+5.0	+2.5	0																
加減点合計　（1＋2＋3＋4＋5＋6）		点					点							点							点						
評定点（６５点±加減点合計）　※4		①			点		②					点		③					点		④					点	
評定点計　※5		点					○完成検査のみの場合：（①*0.4＋②*0.2+④*0.4）　＝　評定点計 ○指定部分完成検査がある場合：（①*0.4＋②*0.2+((③*(指定部分完成対象金額)+④*(残工事対象金額))/(請負代金額))*0.4　＝　評定点計 ○既済部分（中間）検査がある場合：（①*0.4＋②*0.2+③*0.2+④*0.2）　＝　評定点計　※但し、③（既済、中間）が２回以上の場合は平均値																							
7．法令遵守等 ※6							点																				
8．総合評価　技術提案等履行確認　※7		対象外					点																				
9．評定点合計　※8		点　○評定点計－７．法令遵守等－８．総合評価技術提案等履行確認																									
所　見　※9		【監督員】					【監督員上司】														【検査員】						

※１　工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に際しては、監督員からの報告を受けて監督員上司が評価するものとする。
※２　創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。
※３　社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。
※４　１～３の評定（６５点±加減点合計）　＋　４，５，６の評定　＝　評定点。 各評定点（①～④）は四捨五入により少数第１位まで記入する。
※５　評定点計は四捨五入により少数第１位まで記入する。
※６　法令遵守等の評価は、監督員上司が行い、減点評価のみとする。
※７　総合評価技術提案等履行確認は、総合評価計画書の提案が履行確認できない場合は、『不履行』を選択し、総合評価計画書の提案の総数と不履行提案の数を入力する。
※８　評定点合計は、四捨五入により整数とする。
※９　所見欄は、考査項目の4.工事特性、5.創意工夫、6.社会性等、7.法令遵守等、8.総合評価　技術提案等履行確認の加点、減点評価がある場合は記述すること。

評定様式第2号

細目別評定点採点表

松(技管)　　号

項　目	細　　別	①監督員	②監督員上司		④検査員（完成）	細目別評定点	得点割合
1．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	点					0%
	Ⅱ．配置技術者	点					0%
2．施工状況	Ⅰ．施工管理	点			点		0%
	Ⅱ．工程管理	点	点				0%
	Ⅲ．安全対策	点	点				0%
	Ⅳ．対外関係	点					0%
3．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	点			点		0%
	Ⅱ．品　質	点			点		0%
	Ⅲ．出来ばえ				点		0%
4．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応		点				0%
5．創意工夫	Ⅰ．創意工夫	点					0%
6．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等		点				0%
7．法令遵守等			点				
8．総合評価	技術提案等履行確認		点				
						評定点合計	100点

※１　指定部分完成、既済部分（中間）検査があった場合　　（①＋②＋③＋④）＝細目別評定点
　　指定部分完成、既済部分（中間）検査がなかった場合　（①＋②＋④）＝細目別評定点
※２　得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。
※３　法令遵守等の評価は、完成検査時に一括入力する。

評定様式第３号

松（技管）第　　号
平成　　年　　月　　日

受注者

様

松山市長

（技術管理課扱い）

工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、松山市工事成績評定要領に基づき評定した結果を下記のとおり通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、松山市工事成績評定要領第9の規定に基づき、この書面の通知を受けた日から起算して14日（松山市の休日を定める条例（平成3年条例第24号）第1条第1項に規定する市の休日を含む。）以内に、工事成績（再）説明請求書（評定様式第5号）により、技術管理課長に対して評定の内容について説明を求めることができます。

記

施行番号		評定点合計	点
件名			
履行場所			
請負代金額	円		
工期	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日		
完成検査年月日	平成　年　月　日		

※「工事成績評定通知書」及び別紙「項目別評定点」は、情報公開の対象となりますので承知願います。

評定点の範囲別評価内容

判定	評定点の範囲	評価内容
A	80点以上	他の模範となる優秀な工事
B	75～80点未満	品質等に良好な工夫、取り組みが見られる工事
C	70～75点未満	品質等に通常の工夫、取り組みが見られる工事
D	65～70点未満	最低限の品質等が確保されている工事
E	60～65点未満	今後、改善すべき事項がある工事
F	60点未満	今後、特に重大な改善すべき事項がある工事

（手続き等の問い合わせ先及び送付先）

松山市役所　総務部　技術管理課　　TEL 089－948－6493
〒790-8571　松山市二番町4丁目7－2

評定様式第4号

松(技管)第　　号

項 目 別 評 定 点

評 価 項 目	細　　別	評定点　／　満点
1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般	点　／　点
	Ⅱ. 配置技術者	点　／　点
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	点　／　点
	Ⅱ. 工程管理	点　／　点
	Ⅲ. 安全対策	点　／　点
	Ⅳ. 対外関係	点　／　点
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形	点　／　点
	Ⅱ. 品質	点　／　点
	Ⅲ. 出来ばえ	点　／　点
4. 工事特性(加点のみ)	Ⅰ. 施工条件等への対応	点　／　点
5. 創意工夫(加点のみ)	Ⅰ. 創意工夫	点　／　点
6. 社会性等(加点のみ)	Ⅰ. 地域への貢献等	点　／　点
7. 法令遵守等(減点のみ)		点
8. 総合評価 技術提案等履行確認(減点のみ)		点
評定点合計		点　／　100 点

※「項目別評定点」及び別紙「工事成績評定通知書」は、情報公開の対象となりますので承知願います。

評定様式第５号

工 事 成 績 （再） 説 明 請 求 書

平成　　年　　月　　日

（あて先）　松山市長

受　注　者

住所

氏名　　印

平成　年　月　日付け松（技管）第　　号で通知のあった下記の工事成績評定通知書について、松山市工事成績評定要領の規定に基づき、通知された事項の内容説明を請求します。

記

１．施行番号

２．件　　名

３．履行場所

４．請負代金額　　円

注）当初請求の場合は、（再）を横線で消してください。

評定様式第６号

工 事 成 績 説 明 回 答 書

松（技管） 第　　号
平成　　年　　月　　日

受　注　者

様

松山市長

（技術管理課扱い）

平成　年　月　日付け貴社より説明請求があった工事成績評定通知書について、松山市工事成績評定要領の規定に基づき、下記のとおり回答します。

記

１．施行番号

２．件　　名

３．履行場所

４．回答要旨

５．再説明請求
本回答書の内容に異議がある場合は、本回答を受けた日から起算して１４日以内に工事成績再説明請求書により、再説明を求めることができます。

６．手続き等の問い合わせ先及び送付先
〒790-8571　　松山市二番町４丁目７番地２
松山市役所　総務部　技術管理課
ＴＥＬ　０８９－９４８－６４９３

評定様式第７号

工 事 成 績 再 説 明 回 答 書

松（技管）第　　号
平成　　年　　月　　日

受注者

様

松山市長

（技術管理課扱い）

平成　年　月　日付け貴社より再説明請求があった工事成績評定通知書について、松山市成績評定審査員会による審議を経たうえ、下記のとおり回答します。

記

１．施行番号

２．件　　名

３．履行場所

４．回答要旨

評定様式第８号

松 山 市 工 事 成 績 評 定 点 一 覧 表
（　　年　　月～　　月通知分）

評定点の範囲別評価内容（標準点は65点）

工事成績判定	A	B	C	D	E	F
	80点以上	75点以上 80点未満	70点以上 75点未満	65点以上 70点未満	60点以上 65点未満	60点未満

※評定点は、本市の評定基準に基づいて当該工事だけを評価したものであり
受注者の社会的評価を示すものでありません。

施行番号	工事担当課	工　事　名	受注者	請負代金額	完成日	完成検査日	評定点合計	種別

評定様式第９号

工事成績評定通知書等再交付願

平成　　年　　月　　日

（提出先）松山市長

申請者
住所（所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）
印

連絡先（電話番号等）

下記工事の「工事成績評定通知書及び項目別評定点」の写しの交付を申請します。

受注者名	
件　　名	
履行場所	
工事期間	自　平成　　年　　月　　日　　至　平成　　年　　月　　日
再交付願書類	□工事成績評定通知書(写し)　　□項目別評定点(写し)
添付書類	□委任状　　□合併等内容を証明する資料　　□CORINS の写し
必要な理由	
郵送の希望	□有　　□無
備考	

注）直接申請の場合、申請者（代理可）の確認のため身分証明等の提示を求めます。

技術管理課長	主幹		受付者	受付　平成　　年　　月　　日

写しの交付について、次のように決定してよろしいか。	
１．可 ２．否	再交付願の書類 □工事成績評定通知書（写し） □項目別評定点(写し) 松（技管）第　　号 平成　　年　　月　　日

評定別紙1－1

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。　　監督員

考査項目	細別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般	施工体制が特に良好である	施工体制が良好である	他の事項に該当しない	施工体制がやや不備である	施工体制が不備である

□

[評価対象項目]

- □ 工事カルテを、事前に監督員の承諾を受け、契約締結後10日以内に登録機関に申請が完了している。
- □ 現場代理人、主任（監理）技術者届け及び、契約工程表が契約締結後14日以内に提出されている。
- □ 主任（監理）技術者が工事途中及び立会検査等の事前に現場の確認を行っている。
- □ 掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。
- □ 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。
- □ 建設業退職金共済制度(建退共)の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。
- □ 労災保険関係成立表を公衆の見やすい場所に掲示している。
- □ 建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、主任（監理）技術者を正しく記載している。
- □ 下請負契約書契約後、直ちに下請通知書を提出している。
- □ 施工体制台帳を現場に備え付け、かつ適宜変更の都度同一のものを提出している。
- □ 下請負契約書又は請書（写）（2次3次の再下請を含む。）を添付している。
- □ 施工体系図の内容が適正であり、かつ工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。
- □ 施工体系図または下請通知書等に記載されている業者のみが作業している。
- □ 受注者が、その下請工事の施工に実質的に関与している。
- □ 緊急指示、災害、事故が発生した場合の対応が速やかである。
- □ その他　　理由（　　）

□ ／ □ ＝ □ %

該当項目が90%以上　・・・・・・・・・・・・・ a
該当項目が80%以上90%未満　・・・・・ b
該当項目が60%以上80%未満　・・・・・ c
該当項目が60%未満　・・・・・・・・・・・・・ d

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『ー』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の対象評価項目数が2項目以下の場合は細別欄の□に『ー』を入れてC評価とする。

□ 施工体制が不備であり、監督員から文書による改善指示を行った。

上記該当項目があれば・・ e

評定別紙1－1

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。　　監督員

考査項目	細別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	II. 配置技術者	技術者が適切に配置されている	技術者がほぼ適切に配置されている	他の事項に該当しない	技術者の配置がやや不備である	技術者の配置が不備である

（現場代理人等）

[評価対象項目]

- □ 現場代理人は、現場に常駐している。
- □ 現場代理人として、監督職員への連絡調整、協議等を書面で行っている。
- □ 監理技術者（主任技術者）が現場に専任している。
- □ 主任（監理）技術者は、施工計画や工事に係わる工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっている。
- □ 工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。
- □ 作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。
- □ 施工に先立ち、創意工夫又は、提案をもって工事を進めている。
- □ 書類及び資料が適切に整理されている。
- □ 施工体制、施工状況を把握し、下請負業者、部下等をよく指導している。
- □ 主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。
- □ その他　　理由（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

□ 現場代理人等の技術者配置が不備等により、監督員から文書による改善指示を行った。

1項目でも該当あれば ‥ e

□ ／ □ ＝ □ %

該当項目が90%以上 ‥‥‥‥‥‥ a
該当項目が80%以上90%未満 ‥‥‥ b
該当項目が60%以上80%未満 ‥‥‥ c
該当項目が60%未満 ‥‥‥‥‥‥ d

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『ー』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の対象評価項目数が2項目以下の場合は細別欄の□に『ー』を入れてC評価とする。

評定別紙1－1

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。　　監督員

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	施工管理が特に良好 である	施工管理が良好 である	他の事項に該当しない	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である

□

[評価対象項目]

- □ 契約約款18条第1項第1号から5号に基づく設計図書の照査を行っている。
- □ 設計図書と現場に相違がある場合、その事実が確認できる資料を提示して確認を受けている。
- □ 施工に先立ち、設計図書及び現場条件を反映した内容の施工計画書を提出している。
- □ 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。
- □ 施工計画書の記載内容と現場体制が一致している。
- □ 工事材料の資料整理及び監督員に事前に承認されたものを管理している。
- □ 品質確保のための対策など、施工に関する工夫を書面で確認できる。
- □ 施工途中の出来形、品質管理が書面で確認できる。
- □ 現場内での整理整頓が、日常的に行われている。
- □ 監督員の立会にあたって予め連絡をしている。
- □ 段階確認の確認時期が、適切である。
- □ 建設副産物及び建設廃棄物が産業廃棄物管理票（マニュフェスト）により適正に処理されている。
- □ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書及び、産業廃棄物処理計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。
- □ 低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。
- □ その他　　理由（　　）

- □ 設計図書に適合しない箇所があり、文書による改善請求を行った。
- □ 施工計画書が工事着手前に提出されていない。
- □ 定められた工事材料の検査義務を怠り、破壊検査を行った。
- □ 契約図書に基づく施工上の義務につき、監督員から文書による改善指示を行った。

1項目でも該当あれば ‥ d

2項目該当 …… e

該当項目が90%以上 …… a　　□ ／ □ ＝ □ %

該当項目が80%以上90%未満 …… b

該当項目が60%以上80%未満 …… c

該当項目が60%未満 …… d

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『ー』を入れる。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。

③ 評価値（　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数

④ なお、削除後の対象評価項目数が2項目以下の場合は細別欄の□に『ー』を入れてC評価とする。

評定別紙1－1

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。

監督員

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	工程管理が優れている	工程管理が良好である	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である

□

[評価対象項目]

- □ 実施工程表が提出され、工程の管理を行っており、関連工事との調整も適切に行っている。
- □ 工期及び、内容変更が伴う場合、変更協議が書面にて行われ、契約後14日以内に変更工程表が提出されている。
- □ 現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。
- □ 工程のフォローアップを実施し、受注者の責により関連工事及び入居官署等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。
- □ 現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。
- □ 工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。
- □ 受注者の責による夜間や休日の作業がない。
- □ 休日･代休の確保を行っている。
- □ 近隣住民（入居官署等を含む）との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。
- □ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。
- □ その他　　理由（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

□ 受注者の責により工期内に工事を完成させなかった。（但し、改善指示による場合を除く）

上記該当あれば ･････ e

□ 自主的な工程管理がなされず、監督員から文書による改善指示を行った。

上記該当あれば ･････ d

□　／　□　＝　□％

該当項目が90％以上 ･････････････ a

該当項目が80％以上90％未満 ･････ b

該当項目が60％以上80％未満 ･････ c

該当項目が60％未満 ･････････････ d

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『－』を入れる。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）で評価する。

③ 評価値（　％）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数

④ なお、削除後の対象評価項目数が2項目以下の場合は細別欄の□に『－』を入れてC評価とする。

評定別紙1－1

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。　　監督員

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	安全対策が優れている	安全対策良好である	他の事項に該当しない	安全対策がやや不備である	安全対策が不備である

□

[評価対象項目]

- □ 災害防止協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。
- □ 店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。
- □ 安全教育･安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。
- □ 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。
- □ 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。
- □ 過積載防止に十分に取り組んでいる。
- □ 使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。
- □ 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。
- □ 山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
- □ 足場や支保工の設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
- □ 工事現場における保安設備等の設置･管理が適切であり、よく整備されている。
- □ 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。
- □ その他　　理由（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

□ 安全対策の不備により重大な災害等を受けた。

上記該当あれば ･････ e

□ 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。

上記該当あれば ･････ d

□ ／ □ ＝ □ %

該当項目が90%以上 ･････････････ a

該当項目が80%以上90%未満 ･････ b

該当項目が60%以上80%未満 ･････ c

該当項目が60%未満 ･････････････ d

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『ー』を入れる。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。

③ 評価値（　　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数

④ なお、削除後の対象評価項目数が2項目以下の場合は細別欄の□に『ー』を入れてC評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。

監督員

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅳ. 対外関係	対外関係が優れている	対外関係が良好である	他の事項に該当しない	対外関係がやや不備である	対外関係が不備である

□

[評価対象項目]

- □ 工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整をした記録がある。
- □ 工事施工にあたり、近隣住民（入居官署等）との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適切に行い、記録がある。
- □ 隣接工事又は、施工上密接に関連する工事と相互に協力を行っている記録がある。
- □ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分りやすく周知している。
- □ 近隣住民（入居官署等を含む）対策を実施し、苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。
- □ 現場のイメージアップに取り組んでいる。
- □ 引渡し時に入居官署に対し、保守管理について適切な説明を行っている。
- □ その他　　理由（　　）

- □ 関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。

  上記該当あれば　・・・・・　e

- □ 請負者の対応による苦情が多い、また対応が悪くトラブルがあった。
- □ 関係法令に違反する恐れがあったため、監督員から文書による指示を行った。

  上記該当あれば　・・・・・　d（2項目該当でもdとする。）

該当項目が90%以上　・・・・・・・・・・・・・　a

該当項目が80%以上90%未満　・・・・・　b

該当項目が60%以上80%未満　・・・・・　c

該当項目が60%未満　・・・・・・・・・・・・・　d

□　／　□　＝　□%

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『ー』を入れる。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。

③ 評価値（　　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数

④ なお、削除後の対象評価項目数が2項目以下の場合は細別欄の□に『ー』を入れてC評価とする。

評定別紙1－1

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

監督員

考査項目	細別	a	b	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50％以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80％以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
	□	※ ばらつきの判断は評定別紙5 参照。 ① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事及び主たる工種の管理測点が10点以下の工事は「c」評価とする。				

評定別紙1－1

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

監督員

考査項目	細別	工種	a	b	c	d	e
			適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない		
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形 □	機械設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価する	［評価対象項目］ □ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。 □ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 □ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。 □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。 □ 不可視部分の出来形を写真撮影している。 □ 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。 □ 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 □ 社内の管理基準に基づき管理している。 □ 設計図書に定められている予備品に不足が無い。 □ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。 □ その他（理由：　　） □ / □ ＝ □ % ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は『－』を入れる。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。

評定別紙1－1

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

監督員

考査項目	細別	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形	電気設備工事	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。

□

※上記欄によらず、当該欄で評価する

［評価対象項目］

- □ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。
- □ 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。
- □ 不可視部分の出来形を写真撮影している。
- □ 設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。
- □ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。
- □ 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。
- □ 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。
- □ 測定機器のキャリブレーションを、定期的に実施している。
- □ 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。
- □ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 社内の管理基準に基づき管理している。
- □ その他（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

□ / □ ＝ □ %

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満 ・・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は『－』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

監督員

考査項目	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	□品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50％以内である。	□品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80％以内である。	□品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
		※　ばらつきの判断は評定別紙５参照。 ① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④ 品質管理項目を設定していない工事及び主たる工種の品質管理に係る試験結果の打点数等が10点以下の工事は「c」評価とする。				

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

監督員

考査項目	細別	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	機械設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価する	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない		
			［評価対象項目］ □ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足している。 □ 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。 □ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。 □ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 □ 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 □ 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 □ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性にすぐれている。 □ 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。 □ 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。 □ 設備の取扱説明書を工夫している。 □ 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 □ 機器の配置が点検しやすいよう工夫している。 □ 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。 □ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。 □ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。 □ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。 □ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。 □ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 □ 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 □ その他（理由：　　） □ / □ ＝ □ % ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・・・・・・・c			□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は『－』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

監督員

考査項目	細別	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 □	電気設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価する	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。

［評価対象項目］

- □ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。
- □ 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足している。
- □ 機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまとめている。
- □ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れている。
- □ ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。
- □ 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。
- □ 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
- □ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。
- □ 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。
- □ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。
- □ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。
- □ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。
- □ その他（理由：　　）

□ / □ ＝ □ %

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は『－』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。　　監督員

考査項目	細目	1. 創意工夫キーワード（創意工夫が多く見られるリスト）	その他（項目記載）
5. 創意工夫 【軽微なもの】	キーワード評価	■準備・後片付け関係 □ 1. 測量・位置出しにおける工夫 □ 2. その他：（　　）	（　　） （　　）
		■施工関係 □ 3. 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫又は、設備据付後の試運転調整の工夫 □ 4. コンクリート二次製品の利用等の代替材の適用と工夫 □ 5. 土工、地盤改良、橋梁架設、塗装、コンクリート打設等の施工関係の工夫 □ 6. 部材・機材等の運搬・吊り方式等を含む施工方法等の工夫 □ 7. 設備工事で、加工、組立等の工夫又は、電気工事の配線、配管等での工夫 □ 8. 給排水・衛生設備工事等の配管・ポンプ類の凍結防止策、つなぎ等の工夫 □ 9. 照明・視界確保等の工夫 □ 10. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画施工の工夫 □ 11. 運搬車両、施工機械等の工夫 □ 12. 支保工、型枠工、足場工及び仮桟橋、覆工版、山留め等の仮設工関係の工夫 □ 13. 施工管理及び品質向上等の工夫 □ 14. その他：（　　）	（　　） （　　） （　　） （　　） （　　） （　　） （　　） （　　） （　　） （　　） （　　） （　　）
		■品質関係 □ 15. 土工関係、設備関係、電気関係の工夫 □ 16. コンクリートの打設関係の工夫（材料、打設、養生、出来形、品質等） □ 17. 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料の工夫 □ 18. 配筋・溶接作業等に関係する工夫 □ 19. その他：（　　）	
		■安全衛生関係 □ 20. 安全仮設備等の工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） □ 21. 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール、安全帯使用等に関する工夫 □ 22. 現場事務所、労務者宿舎等の居住空間及び設備等の工夫 □ 23. 有毒ガス・可燃ガスの処理、及び粉塵防止策や作業中の換気等等の工夫 □ 24. 供用中の道路等の事故防止、一般車両突入時の被害軽減対策及び一般交通確保等のための工夫 □ 25. 作業環境が厳しい現場での環境改善等の工夫 □ 26. ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 □ 27. 地下埋設物及び架空線に関する事故防止対策に取り組んでいる。 □ 28. その他：（　　）	（　　） （　　） （　　） （　　） （　　） （　　） （　　） （　　） （　　）
		■施工管理関係 □ 29. 盛土の締固、場所打ち杭や既製杭の施工高さ等の施工に関係する工夫 □ 30. 施工計画書及び写真管理等の工夫 □ 31. 出来形、品質との計測関係等の工夫、及び集計、管理図等の工夫 □ 32. その他：（　　）	
		■その他 □ 33. その他：（市内業者比率80％以上（当初設計金額1,000万円以上に限る）　＋3点　　） □ 34. その他：（　　） （　　）	（　　） （　　） （　　）
	記述評価 【レマークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】	評点　　点 ※・特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 ・加点は＋7点～0点の範囲とする。 ・該当キーワード数の数と重みを勘案して評点する。 1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。	【創意工夫の詳細評価】

※1. 創意工夫においては、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば加点・抽出記載する。
※2. 「2. 施工状況」「3. 出来形及び出来ばえ」においても創意工夫は加点対象とするが、企業努力を引き立たせるため本考査項目でも再評価する。
※3. 創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では軽微なものを評価する。
※4. キーワードの評価（選定）及び詳細評価は、検査員及び監督員上司との合議をもって記述する。
※5. 市内業者比率（%）＝松山市内業者請負金額計（元請業者含む、松山支店・営業所等は除く）／総請負金額×100、当初設計金額1,000万円以上に限る。
※6. 総合評価における技術提案に関する創意工夫については評価しない。

評定別紙2－1

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。　　監督員上司

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	工程管理が優れている	工程管理が良好である	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である

□ 現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。
□ 隣接する又は同一現場の他工事との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。
□ 近隣住民（入居官署等を含む）との調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。
□ 配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理を行った。
□ 代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理を行った。
□ その他　　理由（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

□ 工事管理が不備である。

該当項目数5以上 ･････････ a　　工程管理がやや不備 ･････ d
該当項目数3以上5未満 ･････ b　　工程管理が不備 ･････････ e
該当項目数1以上3未満 ･････ c　　※上記d、e以外の場合は、該当項目数で評価する

細別	a	b	c	d	e
Ⅲ. 安全対策	安全対策が優れている	安全対策が良好である	他の事項に該当しない	安全対策がやや不備である	安全対策が不備である

□ 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。
□ 安全衛生管理体制を確立し組織的に取り組んでいる。
□ 安全衛生管理活動が適切に実施されている。。
□ 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。
□ 安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを発揮している。
□ 安全職場実現への取り組みが顕著である。
□ その他　　理由（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

□ 安全対策が不備である。

該当項目数5以上 ･････････ a　　安全対策がやや不備 ･････ d
該当項目数3以上5未満 ･････ b　　安全対策が不備 ･････････ e
該当項目数1以上3未満 ･････ c　　※上記d、e以外の場合は、該当項目数で評価する

評定別紙２－１

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

監督員上司

考査項目	細別	工事特性キーワード一覧表	【事例】具体的な評価技術力項目及び工事事例
４．工事特性	Ⅰ．施工条件への対応 キーワード評価 ●土木工事	●施工規模の大きさへの対応 □ １．対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模 □ ２．その他（**該当があればチェックして理由を記入。**） 理由：	【施工規模が大規模】下記の該当する項目が、高度技術で評価できる場合（**該当項目をチェック**） □ 切土・盛土工　２０万m3以上　□ 護岸・築堤高　10m以上　□ トンネル(ｼｰﾙﾄﾞ)　直径8m以上 □ ダム用水門 設計水深25m以上　□ 樋門・樋管　内空間断面積15m2以上　□ 揚排水機場　吐出管径2,000mm以上 □ 堰、水門　最大径間長25m以上又は径間数3径間以上又は50m2/門　□ トンネル(開削工法)　開削深さ20m以上 □ トンネル(NATM)　内空断面積　100m2以上　□ トンネル(沈埋工法)　内空間平均面積300m2以上 □ 大空間のホール等を有する建物、研究所等特殊設備・機能の有る建物　□ 地滑り防止工　幅100m以上　又は法長150m以上 □ 浚渫工　100万m3以上　□ 流路工の計画高水流量500m3以上　□ 砂防ダム　堤高15m以上 □ ダム高　150m以上　□ 転流トンネル　流下能力400m3/s以上　□ 橋梁下部工　高さ　30m以上 □ 橋梁上部工　最大支間長　100m以上　□ 延べ面積10,000m2以上の建物　□ 地上9階以上の建物、又は建築高さ31m以上の建物
		●構造物固有の難しさへの対応 □ ３．対象構造物の形状の複雑さ（土被り厚やトンネル線形等を含む） □ ４．既設構造物の補強、撤去等特殊な工事 □ ５．その他 理由： ●技術固有の難しさへの対応 □ ６．工種及び工法の特殊性 □ ７．新工法（機器類を含む）及び新材料の適用 □ ８．ＮＥＴＩＳの評価試行方式を適用 □ ９．その他 理由：	【事例：構造物固有な施工難度と対応工法等】（**該当項目をチェック**） □ 地山強度が低い。また土被りが薄いため、ＦＥＭ解析等の施工のための検討が必要な工事。 □ 砂防工事等で現地調査に基づき、現地合わせの再設計と施工が必要な工事。 □ 鉄道営業線に隣接した橋脚の耐震補強工事や河道内の流水部における橋脚撤去工事。 □ 供用中の施設の改修工事等。 □ 建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてⅠ類及びＡ類に属する工事 □ 電気設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 □ 機械設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 □ 建築工事で耐震及び免震構造の工事 □ 建築及び設備工事で敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行った工事 □ 建築及び設備工事で仮設備等を設け、配管・配線等の盛替え等を必要とする改修工事 □ 建築及び設備工事で休日・夜間作業が工程の６０％以上を占める改修工事 □ 施工場所や構造物の特殊性に対処するための新技術、新工法を採用した工事。 □ パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事。 □ その他、ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｰｼｭﾐﾚｰｼｮﾝ等が必要な設計や特殊な工法及び材料等を用いた工事。等 □ ＶＥ提案された工法等が高度技術として評価できる場合。 □ ＮＥＴＩＳの評価試行方式を適用した工事。 □ その他、構造物固有の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。 （左欄のその他に理由を記入。） □ その他、技術固有の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。 （左欄のその他に理由を記入。）
		●厳しい自然・地盤条件への対応 □ １０．湧水の発生、地下水の影響（地盤掘削時） □ １１．軟弱地盤，支持地盤の状況 □ １２．河川内・海域・急峻な地盤条件下等及び工事用道路・作業スペース等の制約 □ １３．雨・雪・風・気温・波浪等の影響 □ １４．地すべり等の地質条件、急流河川での水流、海域での潮流等の影響、動植物等に対する配慮等 □ １５．その他 理由：	【事例：自然及び地盤条件への対応工事等】（**該当項目をチェック**） □ 河川内の橋脚工事等で、地下水位が高く、ウェルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要な工事。 □ 支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎の１本毎に地質調査を実施する他、支持地盤を確認しながら再設計した工事。 □ 軟弱地盤上の緩速盛土のため、施工不可能日（待ち時間）が多く、施工機械の稼働率と施工台数等を的確に把握した工事。 □ 急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。または命綱を使用する必要があった工事。（法面工は除く） □ 斜面上若しくは急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策施工後に、施工した工事。 □ 海岸及び河川内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 □ 波浪や水位変動が大きいため、作業構台等を設置した工事。また、作業構台等の設置や作業工程から潜水夫を多用した工事。 □ 国立公園内での工事。またはイヌワシ等の貴重種の保護のため、施工時期が限定されたり、施工方法等が制限された工事。 □ 冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事。 □ 建築工事で地下水位が高く、ウェルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要な工事。 □ 建築工事で冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事。 □ 建築工事で施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事。 □ その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。 （左欄のその他に理由を記入。）
		●厳しい周辺環境等、社会条件への対応 □ １６．地中埋設物等の地中内の作業障害物 □ １７．工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中の道路・架空線・建築物等の近接物 □ １８．周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 □ １９．周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 □ ２０．生活道路を利用しての資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペース制約 □ ２１．現道上で、特に交通規制及びその処理が伴う作業 □ ２２．騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等 □ ２３．その他 理由： ●施工現場での対応 □ ２４．災害等での臨機の処置（**該当があればチェック。**） □ ２５．施工状況（条件）の変化に対応した施工・工法等の自発的提案と対応等 □ ２６．その他 理由：	【事例：周辺環境や社会条件等の施工現場での対応が必要になった工事等】（**該当項目をチェック**） □ 遮断函渠工事や電線地中化工事等の現道開削工事で、ガス管・水道管・電話線等の移設が施工工程に大きく影響した工事。 □ 鉄道営業線及び供用中道路を跨ぐ跨線橋又は跨道橋工事。 □ 市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 □ 市街地での夜間工事。 □ 供用中の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 □ 供用中の道路での舗装及び修繕工事等。 □ 供用している自専道等の路上工事で交通規制が必要な工事。 □ 支障物件の移設が工程上クリティカルパスになり、工程の遅れを生じ、回復に機械、人員等の増強を行った工事。 □ 工事期間中の大半にわたって、規制標識類の設置・撤去を日々行い、交通開放を行った工事。 □ 地元調整や環境対策の制約が特に多い工事。 □ 工事の実施にあたり、各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事。 □ 工事に先立ち又は施工中で、監視・観測等の結果に基づき、工法変更を行った工事。 □ 環境対策が工程に大きな影響を与えた工事。 □ 施工ﾔｰﾄﾞが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事。 □ 大気圧を越える気圧下の作業室での工事。 □ 酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事。 □ 工程上、他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事。 □ 建築工事で大規模なテレビ電波障害対策を行った工事 □ その他、周辺環境又は社会条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。（左欄のその他に理由を記入。） □ 建築工事で特に困難な調整を要する他工事（近接工事）の請負者が複数ある工事（左欄のその他に理由を記入。） □ 建築工事で外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事（左欄のその他に理由を記入。） □ その他、施工現場での対応で、特に評価すべき技術があると評価された工事。（左欄のその他に理由を記入。）
		●その他 □ ２７．その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する必要がある事項 理由： □ ２８．その他（加点が１点の場合） 理由：	【その他】（**該当項目をチェック**） □ その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する技術。 （左欄のその他に理由を記入。） □ その他（加点が１点の場合）
	記述評価 【■マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】	評点：　　**点** ・ 工事特性により、加点評価する ・ 加点は＋２０点～０点の範囲とする。 ・ 該当ｷｰﾜｰﾄﾞ数の数と重みを勘案して評点する。 ・ １項目２点を目安とするが、内容によってはそれ以上または以下の点数を与えてもよい。	【施工条件のキーワードの詳細】

※１．工事特性とは、工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力を要する必要があった技術を評価するものである。なお、評価は「５．創意工夫」との二重評価はしない。
※２．詳細評価の記述にあたっては、担当課内での責任者による合議とし、各考査項目はキーワードで大分類し、評価する詳細を記述する。
※３．工事特性は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では「５.創意工夫」で評価しなかったものを対象とする。

評定別紙2－1

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。　　監督員上司

考査項目	細目	a	a'	b	b’	c
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等	地域への貢献が優れている	地域への貢献がやや優れている	地域への貢献が良好である	地域への貢献がやや良好である	他の事項に該当しない場合

□ 災害時等に地域への救援活動等に協力した。
□ 周辺地域等の環境保全、生物保護等について具体的な対策をした。
□ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。
□ 広報活動や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。
□ 地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。
□ 地域生活に密着したゴミ拾い、道路清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し、地域に貢献した。
□ その他　　理由（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

該当項目数6以上 ･････････ a
該当項目数5以上6未満 ････a'
該当項目数3以上5未満 ･････ b
該当項目数1以上3未満 ･････ b'
該当項目なし ･････････････ c

※地域への貢献とは、工事施工にともなって、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点評価する。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。　　監督員上司

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表
7. 法令遵守等	

措　置　内　容	点　数
□ 1. 項目該当なし	－0点
□ 2. 指名停止3ヶ月以上	－20点
□ 3. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	－15点
□ 4. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	－13点
□ 5. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	－10点
□ 6. 文書注意	－ 8点
□ 7. 口頭注意	－ 5点
8. 現場内で、労働災害が発生した場合	
□ 労働災害の事案が複数回発生しており、労働基準監督署から複数回「是正勧告書」や「指導票」が交付された場合	－ 8点
□ 労働基基準監督署から、「是正勧告書」が交付された場合	－ 5点
□ 労働災害が軽微であるため口頭注意以上の処分が無かった場合、休業4日以上の労働災害が発生した場合、休業4日未満であっても、労働基準監督署から、「指導票」が交付された場合、又は、物損公衆災害（工事作業が起因して第三者の資産に損害を与えた事故）例）架線の断線、上下水道等の公共施設の破損等）	－ 3点
□ 9. その他の適応事例	-□点

※当該工事現場に対する法令遵守のみの評価とする。（他工事現場での違反は評価しない。）
※完成検査当日までの処分内容で評価する。（完成検査日以降に処分が出たものは評価しない。）

点

① 本評価項目（7. 法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。
②「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。
③「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事するものに限定する。

【上記で評価する場合の適応事例】　※適応事例にレ点をする。

□ 1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。
□ 2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。
□ 3. 労働者の宿舎環境等について労働安全基準法上違反があり、送検等された。
□ 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
□ 5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。
□ 6. 建設業法に違反する事実が判明した　EX）一括下請け、技術者の専任違反等
□ 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
□ 8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
□ 9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
□10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
□11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
□12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。
□13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
□14. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
□15. 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。
□16. 引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な瑕疵が判明した。
□17. 低入札調査で虚偽の報告があった。
□18. その他（理由：

評定別紙３－１

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。　　検査員

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	施工管理が優れている	施工管理が良好である	他の事項に該当しない	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である

□

[評価対象項目]

- □ 契約書第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。
- □ 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。
- □ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。
- □ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。
- □ 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。
- □ 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。
- □ 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。
- □ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。
- □ 品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。
- □ 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。
- □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
- □ 作業分担と責任の範囲が書面で確認できる。
- □ 建設業退職金共済の証紙が適切に購入･配布され標識が工事現場の見やすい場所に掲示されている。
- □ 施工計画書と現場の施工体制が一致している。
- □ 品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫が見られる。
- □ 見本または工事記録写真等の整理に工夫が見られる。
- □ 工事記録の整備が適時、的確になされている。
- □ その他　　理由（　　）

- □ 設計図書と整合しない箇所があり、文書による改善請求を行った。
- □ 契約図書に基づく施工上の義務につき、検査員から文書による指示を行った。

1項目でも該当あれば ‥ d

2項目該当 ‥‥‥‥‥ e

該当項目が90%以上 ‥‥‥‥‥‥‥ a

該当項目が80%以上90%未満 ‥‥‥ b

該当項目が60%以上80%未満 ‥‥‥ c

該当項目が60%未満 ‥‥‥‥‥‥‥ d

□ ／ □ ＝ □%

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『－』を入れる。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。

③ 評価値（　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数

④ なお、削除後の対象評価項目数が2項目以下の場合は細別欄の□に『－』を入れてC評価とする。

評定別紙3－1

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形 □	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50％以内で、下記の「評定対象項目」の4項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50％以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80％以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80％以内で、下記の「評定対象項目」の2項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b'に該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

［評価対象項目］

□ 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。

□ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。

□ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。

□ 写真管理基準の管理項目を満足している。

□ その他（理由：　　）

① 出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。
② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。
④ 出来形管理項目を設定していない工事及び主たる工種の管理測点が10点以下の工事は「c」評価とする。

※　ばらつきの判断は評定別紙5参照。

評定別紙3－1

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	細別	工　種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形 □	機械設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価する	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
			［評価対象項目］ □ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。 □ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。 □ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 □ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 □ 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 □ 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □ 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。 □ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。 □ その他　（理由：　　） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・・ a' 評価値が70%以上80%未満・・・・・ b 評価値が60%以上70%未満・・・・・ b' 評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・ c □ / □ ＝ □ % ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は『ー』を入れる。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

評定別紙3－1

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	細別	工　種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形	電気設備工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
	□	※上記欄によらず、当該欄で評価する	［評価対象項目］ □ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 □ 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 □ 写真管理基準の管理項目を満足している。 □ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 □ 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 □ 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。 □ 配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。 □ 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 □ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □ その他　　（理由：　　） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・・ a' 評価値が70%以上80%未満・・・・・ b 評価値が60%以上70%未満・・・・・ b' 評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・ c □ / □ ＝ □ % ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は『－』を入れる。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	コンクリート構造物工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※ ばらつきの判断は評定別紙5参照。 ☐ ばらつきが概ね50%以下　☐ ばらつきが概ね80%以下　☐ ばらつきが概ね80%を超える　☐ ばらつきで判断不可能 ☐ ［評価対象項目］ ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、強度、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） ☐ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 ☐ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☐ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ その他（理由：　　） ☐ / ☐ ＝ ☐ % ① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『－』を入れる。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に『レ』を入れてc評価とする。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	土工事 （切土、盛土、築堤工事等） ☐	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※ ばらつきの判断は評定別紙5参照。 ☐ ばらつきが概ね50％以下　☐ ばらつきが概ね80％以下　☐ ばらつきが概ね80％を超える　☐ ばらつきで判断不可能 ［評価対象項目］ ☐ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 ☐ 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。 ☐ 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 ☐ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。 ☐ 芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 ☐ 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 ☐ 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 ☐ 法面に有害な亀裂が無い。 ☐ 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ その他（理由：　　） ☐ / ☐ ＝ ☐ ％ ① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『ー』を入れる。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　％）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に『レ』を入れてc評価とする。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50％以下	80％以下	80％を超える	
評価値	90％以上	a	a’	b	b
	75％以上90％未満	a’	b	b’	b’
	60％以上75％未満	b	b’	c	c
	60％未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	護岸・根固・水制工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※ ばらつきの判断は評定別紙5参照。 □ ばらつきが概ね50%以下　□ ばらつきが概ね80%以下　□ ばらつきが概ね80%を超える　□ ばらつきで判断不可能 □ ［評価対象項目］ □ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 □ 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。 □ 緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。 □ 石積（張）工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。 □ 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。 □ 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。 □ コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。 □ 施工にあたって、床堀箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。 □ 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 有害なクラックが無い。 □ その他（理由：　　） □ / □ ＝ □ % ① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『ー』を入れる。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に『レ』を入れてc評価とする。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	鋼橋工事 （RC床版工事はｺﾝｸﾘｰﾄ構造物に準ずる） ☐	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※ ばらつきの判断は評定別紙5参照。 ☐ ばらつきが概ね50%以下　☐ ばらつきが概ね80%以下　☐ ばらつきが概ね80%を超える　☐ ばらつきで判断不可能					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

［評価対象項目］

（工場製作関係）

- ☐ 鋼材の種別を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。
- ☐ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
- ☐ 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- ☐ 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。
- ☐ 孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。
- ☐ 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。
- ☐ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
- ☐ 素地調整を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。
- ☐ 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。
- ☐ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ﾛｯﾄ番号、色彩、数量が確認できる。

（架設関係）

- ☐ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
- ☐ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
- ☐ 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。
- ☐ 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。
- ☐ 支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。
- ☐ 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。
- ☐ 架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる。
- ☐ 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。
- ☐ 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。

（その他）　☐ / ☐ = ☐ %

- ☐ その他（理由：　　）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『－』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に『レ』を入れてc評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	砂防構造物工事及び地すべり防止工事（抑止杭・集水井戸工事を含む） ☐	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※ ばらつきの判断は評定別紙5参照。 ☐ ばらつきが概ね50%以下　☐ ばらつきが概ね80%以下　☐ ばらつきが概ね80%を超える　☐ ばらつきで判断不可能 ［評価対象項目］ (共 通) ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、強度、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） ☐ コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っている。 ☐ 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。 ☐ 鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ 有害なクラックが無い。 (砂防構造物工事に適用) ☐ コンクリート打設までさび、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 ☐ アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 ☐ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 (地すべり対策工事（抑止杭・集水井戸工事を含む）に適用) ☐ アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 ☐ ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。 ☐ 集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

（排水ボーリング工関係）

- □ 横穴排水ボーリング工が設計図書どおり施工してあることが確認できる。
- □ 横穴排水ボーリング工の施工にあたり、方向及び角度に配慮して施工していることが確認できる。
- □ 施工管理記録に工夫があり、よく整理されていることが確認できる。
- □ 不可視部分の写真記録が適正で良好に施工されていることが確認できる。

（その他）

- □ その他（理由：　　）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

□ / □ ＝ □ %

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『－』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に『レ』を入れてc評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	舗装工事 ☐	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※ ばらつきの判断は評定別紙5参照。 ☐ ばらつきが概ね50%以下　☐ ばらつきが概ね80%以下　☐ ばらつきが概ね80%を超える　☐ ばらつきで判断不可能 [評価対象項目] （路床・路盤工関係） ☐ 設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。 ☐ 路床及び路盤工のプルーフローリングを行っていることが確認できる。 ☐ 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。 ☐ 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ 路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。 ☐ 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。 （アスファルト舗装工関係） ☐ アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果により確認できる。 ☐ 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。 ☐ プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 ☐ 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。 ☐ 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。 ☐ 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 （コンクリート舗装工関係） ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 ☐ 舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、強度、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 曲げ強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。 ☐ チェアー及びタイバーをさび、損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。 （その他）　☐ / ☐ ＝ ☐ % ☐ その他（理由：　　）					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『ー』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に『レ』を入れてc評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	法面工事 ☐	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※ ばらつきの判断は評定別紙5参照。 ☐ ばらつきが概ね50%以下　☐ ばらつきが概ね80%以下　☐ ばらつきが概ね80%を超える　☐ ばらつきで判断不可能 ［評価対象項目］ (共通) ☐ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。（特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係） ☐ 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。 ☐ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 (種子吹付工、客土吹付工、厚層基材吹付工関係) ☐ 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。 ☐ ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。 ☐ ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。 ☐ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 ☐ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。 （コンクリート又はモルタル吹付工関係） ☐ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 金網の重ね幅が、10cm以上確保されていることが確認できる。 ☐ 金網が破損を生じていないことが確認できる。 ☐ 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。 ☐ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 ☐ 吹付け厚さに応じて2層以上に分割して施工していることが確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 ☐ 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

（現場打法枠工関係）

- □ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。
- □ 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。
- □ 強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
- □ 枠内に空隙が無いことが確認できる。
- □ 層間にはく離が無いことが確認できる。
- □ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。

（その他）

- □ その他（理由：　　）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

□ ／ □ ＝ □ %

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『－』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に『レ』を入れてc評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	基礎工工事 （地盤改良等を含む）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※ ばらつきの判断は評定別紙5参照。 □ ばらつきが概ね50%以下　□ ばらつきが概ね80%以下　□ ばらつきが概ね80%を超える　□ ばらつきで判断不可能 □ ［評価対象項目］ （杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等）） □ 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。 □ 既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。 □ 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。 □ 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。 □ 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。 □ 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に2m以上挿入して施工していることが確認できる。 □ 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。 □ 配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 □ 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。 □ 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。 （地盤改良関係） □ 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。 □ 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。 □ 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。 （その他） □ その他（理由：　　） □ / □ ＝ □ % ① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『ー』を入れる。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に『レ』を入れてc評価とする。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	コンクリート橋上部工事 （PC及びRCを対象） □	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※ ばらつきの判断は評定別紙5参照。 □ ばらつきが概ね50%以下　□ ばらつきが概ね80%以下　□ ばらつきが概ね80%を超える　□ ばらつきで判断不可能					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

［評価対象項目］

- □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、強度、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
- □ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
- □ コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
- □ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。
- □ 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
- □ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
- □ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ スペーサーの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
- □ プレビーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。
- □ PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。
- □ 有害なクラックが無い。
- □ その他（理由：　　）

□ / □ = □ %

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『－』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に『レ』を入れてc評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	塗装工事 □	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※ ばらつきの判断は評定別紙5参照。 □ ばらつきが概ね50%以下　□ ばらつきが概ね80%以下　□ ばらつきが概ね80%を超える　□ ばらつきで判断不可能 ［評価対象項目］ □ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 □ ケレンを入念に実施していることが確認できる。 □ 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。 □ 塗料を使用前に撹拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。 □ 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 □ 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 □ 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。 □ 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。 □ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 □ その他（理由：　　） □ / □ ＝ □ % ① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『ー』を入れる。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に『レ』を入れてc評価とする。 ●判断基準 ばらつきで判断可能：50%以下 / 80%以下 / 80%を超える ばらつきで判断不可能 評価値 90%以上：a / a' / b / b 評価値 75%以上90%未満：a' / b / b' / b' 評価値 60%以上75%未満：b / b' / c / c 評価値 60%未満：b' / c / c / c 注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。		□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	トンネル工事 ☐	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※ ばらつきの判断は評定別紙5参照。 ☐ ばらつきが概ね50％以下　☐ ばらつきが概ね80％以下　☐ ばらつきが概ね80％を超える　☐ ばらつきで判断不可能 ［評価対象項目］ ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、強度、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設方法及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 設計図書に定められた岩区分（支保工パターン含む）の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。 ☐ 坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。 ☐ 金網の継ぎ目を15cm以上重ね合わせて施工していることが確認できる。 ☐ 吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に、吹付コンクリートの一層の厚さが15cm以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。 ☐ 吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。 ☐ ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。 ☐ 逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上で施工していないことが確認できる。 ☐ その他（理由：　　） □ / □ ＝ □ ％ ① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『ー』を入れる。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　％）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に『レ』を入れてc評価とする。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50％以下	80％以下	80％を超える	
評価値	90％以上	a	a’	b	b
	75％以上90％未満	a’	b	b’	b’
	60％以上75％未満	b	b’	c	c
	60％未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	植栽工事 ☐	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※ ばらつきの判断は評定別紙5参照。 ☐ ばらつきが概ね50%以下　☐ ばらつきが概ね80%以下　☐ ばらつきが概ね80%を超える　☐ ばらつきで判断不可能 ［評価対象項目］ ☐ 活着が促されるよう管理していることが確認できる。 ☐ 樹木などに損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。 ☐ 樹木等の生育に害のある害虫等がいないことが確認できる。 ☐ 施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。 ☐ 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。 ☐ 樹木に応じて、余裕のある植穴を堀り植穴底部を耕していることが確認できる。 ☐ 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。 ☐ 樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。 ☐ その他（理由：　　） ☐ / ☐ ＝ ☐ % ① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『ー』を入れる。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に『レ』を入れてc評価とする。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	防護柵（網）・標識・区画線等設置工事 ☐	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※ ばらつきの判断は評定別紙5参照。 ☐ ばらつきが概ね50％以下　☐ ばらつきが概ね80％以下　☐ ばらつきが概ね80％を超える　☐ ばらつきで判断不可能 [評価対象項目] ☐ 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。 ☐ 防護柵等の床堀りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。 ☐ 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。 ☐ 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。 ☐ 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。 ☐ 防護柵等の支柱等の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。 ☐ ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。 ☐ ペイント式（常温式）区画線に使用するシンナーの使用量が、10％以下であることが確認できる。 ☐ 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 区画線の施工にあたって 設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。 ☐ 区画線を消去の場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。 ☐ プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。 ☐ 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ その他（理由：　　） ☐ / ☐ ＝ ☐ ％ ① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『ー』を入れる。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　％）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に『レ』を入れてc評価とする。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50％以下	80％以下	80％を超える	
評価値	90％以上	a	a'	b	b
	75％以上90％未満	a'	b	b'	b'
	60％以上75％未満	b	b'	c	c
	60％未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	電線共同溝工事 ☐	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※ ばらつきの判断は評定別紙5参照。 ☐ ばらつきが概ね50%以下　☐ ばらつきが概ね80%以下　☐ ばらつきが概ね80%を超える　☐ ばらつきで判断不可能 [評価対象項目] ☐ 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。 ☐ 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。 ☐ プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理が記録していることが確認できる。 ☐ 特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。 ☐ 特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。 ☐ 埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。 ☐ 管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。 ☐ その他（理由：　　） ☐ / ☐ ＝ ☐ % ① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『ー』を入れる。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に『レ』を入れてc評価とする。 ●判断基準					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	機械設備工事 ☐	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

［評価対象項目］

- ☐ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。
- ☐ 設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。
- ☐ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。
- ☐ 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。
- ☐ 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
- ☐ 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
- ☐ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。
- ☐ 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。
- ☐ 小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。
- ☐ 設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。
- ☐ 完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。
- ☐ 機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。
- ☐ 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。
- ☐ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。
- ☐ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。
- ☐ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。
- ☐ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。
- ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
- ☐ 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
- ☐ その他（理由：　　）

●判断基準　　☐ / ☐ = ☐ %

評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・ a
評価値が80%以上90%未満・・・・・ a'
評価値が70%以上80%未満・・・・・ b
評価値が60%以上70%未満・・・・・ b'
評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・ c

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	電気設備工事 ☐	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

［評価対象項目］

- ☐ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。
- ☐ 材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- ☐ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。
- ☐ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。
- ☐ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。
- ☐ 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- ☐ 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
- ☐ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- ☐ 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。
- ☐ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。
- ☐ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。
- ☐ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。
- ☐ その他（理由：　　）

●判断基準　　☐ / ☐ ＝ ☐ %

評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・ a
評価値が80%以上90%未満・・・・・ a’
評価値が70%以上80%未満・・・・・ b
評価値が60%以上70%未満・・・・・ b’
評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・ c

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	港湾築造工事 （浚渫工事・海岸築造工事を含む） ☐	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※ ばらつきの判断は評定別紙5参照。 ☐ ばらつきが概ね50%以下　☐ ばらつきが概ね80%以下　☐ ばらつきが概ね80%を超える　☐ ばらつきで判断不可能 ［評価対象項目］ （共通） ☐ 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 ☐ 既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されていることが確認できる。 ☐ 航行船舶に影響のないよう十分検討して施工されていることが確認できる。 ☐ 材料等の品質に異常値が想定される場合、品質確認に必要な試験等が行われていることが確認できる。 ☐ 気象・海象を十分調査して施工されていることが確認できる。 ☐ 仕様書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。 ☐ 一般船に十分注意して施工していることが確認できる。 ☐ 作業船が十分管理下におかれ、統率されていることが確認できる。 （浚渫・床堀関係） ☐ 土砂処分における運搬途中で漏出がないよう施工していることが確認できる。 ☐ 浚渫工又は床堀工について仕様書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。 ☐ 潮位及び潮流、波浪等の状況を十分把握して施工されている。 ☐ 土質改良を適切に行っていることが記録で確認できる。 ☐ 土捨場土量に制約がある場合、適切な土量で、許容範囲に精度良く平坦に仕上がっている。 ☐ 土捨場に制約がなく、深掘しても周辺構造物に影響がない場合、今後の埋没も考慮し、深く平坦に仕上がっている。 ☐ 土質に対して、適正な船舶、機械を使用し、周辺環境への影響を最小限に抑えている。（大型船による施工で、作業日数短縮等も含む） ☐ 浚渫・床堀時に濁り防止に十分注意して、漏出がないように施工していることが確認できる。 ☐ 浚渫工又は床掘工において、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的作業が可能な作業船を選定していることが確認できる。 ☐ 土砂運搬において、施工の効率、周辺海域の利用状況を考慮して、土砂の運搬経路を決定していることが確認できる。 ☐ 床掘工において、底面、法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の材料で埋め戻しを行っていることが確認できる。 ☐ 置換材の規格・品質が試験成績表等(現物照合を含む)で確認できる。 ☐ 砲弾等の爆発物が発見された場合、関係機関への報告が速やかになされていることが確認できる。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

		（地盤改良関係） □ 改良材料の品質管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 □ 浮泥を巻き込まないよう置換材を投入していることが確認できる。 □ サンドドレーン・砕石ドレーン、サンドコンパクションパイル及びロッドコンパクションが連続した一様な形状・品質に施工されていることが打込記録等により確認できる。 □ ﾍﾟｰﾊﾟｰﾄﾞﾚｰﾝが計画深度まで破損なく正常に形成されていることが打込記録等により確認できるとともに、打設を完了したﾍﾟｰﾊﾟｰﾄﾞﾚｰﾝの頭部が保護され排水効果が維持されていることが確認できる。 □ 深層混合処理の打込記録等から、仕様書に定められている事項が確認できる。 □ 前記以外の改良工法について、記録から仕様書に定められている事項が確認できる。 □ 盛り上がり土の状況確認及び管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 □ 捨石、被覆石等の石材は、扁平細長でなく、風化凍壊の恐れのないものが使用されていることが確認できる。 □ 施工面から浮泥等の品質の害となるものを除去してから施工されていることが確認できる。 □ マットの施工が平滑に仕上げられていることが記録により確認できる。 □ 捨石、被覆及び根固め石の施工が平滑に仕上げられていることが記録により確認できる。 （マット、捨石及び均し関係） □ 捨石、被覆石など材料の規格・品質が試験成績表等（現物照合を含む）で確認できる。 □ マットが破損なく所定の幅で重ね合わせられていることが写真記録等により確認できる。 □ 捨石、被覆及び根固め石がゆるみのないよう堅固に施工され、記録により確認できる。 □ 裏込めが既設構造物及び防砂目地板の破損がなく施工され、記録により確認できる。 （本体：杭及び矢板、控工関係） □ 鋼材の規格・数量がミルシート等（現物照合を含む）で確認できる。 □ 鋼材の保管にあたり、変形及び塗覆装面に損傷を与えないよう、適切に処置されていることが確認できる。 □ 杭及び矢板に損傷及び補修痕がなく施工されていることが確認できる。 □ 杭及び矢板の打止めの施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。 □ 腹起し材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルトで十分締め付け矢板壁に密着させていることが確認できる。 □ タイロッドは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されていることが確認できる。 □ タイワイヤーは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されていることが確認できる。 □ 溶接及び切断の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。 （本体：ケーソン据付、ブロック据付関係） □ ケーソン仮置に先立ち仮置場を調査し、仮置作業が所定の位置に異常なく行われていることが確認できる。 □ ケーソン据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われていることが確認できる。 □ ケーソン据付等及び中詰においてケーソン及び既設構造物等の破損がなく施工されていることが確認できる。 □ コンクリートブロック据付等に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われていることが確認できる。 □ ブロック据付等においてブロック及び既設構造物等の破損がなく施工されていることが確認できる。		

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

- ☐ ケーソンえい航に先立ち、気象・海象等を十分調査し、適切な時期を選定されていることが確認できる。
- ☐ ケーソンえい航に先立ち、上蓋、安全ネット又は吊り足場等を設置し、墜落防止の措置を講じていることが確認できる。
- ☐ ケーソン注水時の隔室の水頭差が1m以内になるように管理されていることが確認できる。
- ☐ ケーソン仮置き、据付の時期について、仕様書を満足するよう実施されていることが確認できる。
- ☐ 中詰において海上漏出がないように施工されていることが確認できる。

（コンクリート関係）

- ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、強度、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
- ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
- ☐ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
- ☐ 鉄筋の規格が品質を証明する書類で確認できる。
- ☐ 鉄筋の引っ張り強度・曲げ強度が試験値で確認できる。
- ☐ コンクリート打設までさび、どろ、油等の有害物質が鉄筋に付着しないよう保管管理がされていることが確認できる。
- ☐ 鉄筋の組立・加工が設計図書を満足したものであることが確認できる。
- ☐ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
- ☐ スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。
- ☐ コンクリートの養生が、仕様書に定められた通り行われていることが確認できる。
- ☐ 有害なクラックがない。

（その他）

- ☐ その他（理由：　　）

☐ ／ ☐ ＝ ☐ %

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『ー』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に『レ』を入れてc評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	水路等コンクリート二次製品設置工事 □	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※ ばらつきの判断は評定別紙5参照。 □ ばらつきが概ね50%以下　□ ばらつきが概ね80%以下　□ ばらつきが概ね80%を超える　□ ばらつきで判断不可能 ［評価対象項目］ □ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 □ 材料の品質規定証明書が整備されている。 □ 施工基面が平滑に仕上げられている。 □ 中心線の通りが良い。 □ 仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。 □ 護岸等の根入れが図面通り実施されていることが確認できる。 □ コンクリート構造物にきめ細やかな施工がうかがえる。 □ 二次製品の吊り込み、裾付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。 □ その他（理由：　　） □ / □ ＝ □ % ① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『ー』を入れる。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に『レ』を入れてc評価とする。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	ほ場整備工事 ☐	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※ ばらつきの判断は評定別紙5参照。 ☐ ばらつきが概ね50%以下　☐ ばらつきが概ね80%以下　☐ ばらつきが概ね80%を超える　☐ ばらつきで判断不可能 [評価対象項目] （整地工） ☐ 基盤切盛が適切に施工され、基盤の均平度が良好である。 ☐ 表土厚さが充分確保され、かつ均平度が良好である。 ☐ 畦畔及び盛土部が充分に締め固められている。 ☐ 法面に有害なクラック損傷部がない。 ☐ 石礫や雑物が適切に処理されている。 （道路工） ☐ 盛土の締め固めが適切に施工されている。 ☐ 法面に有害なクラックや損傷部がない。 ☐ 敷砂利等が均等で平坦性が良好である。 （水路工） ☐ 仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。 ☐ 法面に有害なクラックや損傷部がない。 ☐ コンクリート2次製品等の接合が適正である。 ☐ 付帯構造物の施工が良好である。 （暗渠排水工） ☐ 吸水管等の設置が良好であり、且つ適正な水路勾配を有している。 ☐ 被覆材が仕様書に定めた品質を有し、雑物等の混入がない。 ☐ 表土戻しが適切に施工され、周辺との段差がない。 （その他） ☐ その他（理由：　　） ① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『ー』を入れる。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に『レ』を入れてc評価とする。 ☐ / ☐ ＝ ☐ %					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	林道工事 □	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※ ばらつきの判断は評定別紙5参照。 □ ばらつきが概ね50%以下　□ ばらつきが概ね80%以下　□ ばらつきが概ね80%を超える　□ ばらつきで判断不可能					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

［評価対象項目］

- □ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
- □ 種子吹付等に使用する材料の種類、品質及び配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 法面に有害な亀裂が無い。
- □ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
- □ 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。
- □ 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
- □ 切土法面が設計図書で定められた勾配でなじみよく仕上がっている。
- □ フトン篭、カゴ枠等で材料のかみ合わせ又は連結が適切で詰石等、裏込材の流亡のおそれがない。
- □ 補強土壁工の施工に当たっては、その基礎に埋戻し土または盛土内の浸透水が流入しないよう施工されていることが確認できる。
- □ 補強土壁工の壁材の組立が適切に施工されていることが確認できる。
- □ 補強土壁工の補強部材が所定位置に取り付けられ、極端な凸凹が生じないように埋設されていることが確認できる。
- □ その他（理由：　　）

□ / □ = □ %

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『－』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に『レ』を入れてc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	魚礁設置工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※ ばらつきの判断は評定別紙5参照。 ☐ ばらつきが概ね50%以下　☐ ばらつきが概ね80%以下　☐ ばらつきが概ね80%を超える　☐ ばらつきで判断不可能					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

☐

[評価対象項目]

- ☐ 設計図書に基づくｺﾝｸﾘｰﾄの配合試験及び試験練りが行われており、適切なｺﾝｸﾘｰﾄの規格(強度・w／c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。
- ☐ ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時の必要な供試体を採取し、強度・ｽﾗﾝﾌﾟ・空気量等が確認できる。
- ☐ ｺﾝｸﾘｰﾄ供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
- ☐ 施工条件及び気象条件に適した運搬、打設、締め固め、養生を行っている。
- ☐ ｺﾝｸﾘｰﾄ単体魚礁の型枠の取り外しに関して適切に管理されている。
- ☐ ｺﾝｸﾘｰﾄ単体魚礁の転置、仮置に際し、強度確認を行っている。
- ☐ ｺﾝｸﾘｰﾄ単体魚礁の仮置は、転倒、崩壊等の恐れがない。
- ☐ 鉄筋の規格がﾐﾙｼｰﾄで確認できる。
- ☐ 鉄筋の引っ張り強度・曲げ強度が試験値で確認できる。
- ☐ ｺﾝｸﾘｰﾄ打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。
- ☐ 鉄筋の組立・加工が適正であることが確認できる。
- ☐ ｽﾍﾟｰｻｰの材質が適正で、品質が確認できる。
- ☐ ｽﾍﾟｰｻｰを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。
- ☐ 捨石など材料の規格・品質が試験成績表等(現物照合を含む)で確認できる。
- ☐ 鋼材の規格・数量がミルシート等（現物照合を含む）で確認できる。
- ☐ 鋼製魚礁の溶接及び切断の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。
- ☐ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている
- ☐ 組立魚礁の組立が手順書等に沿って適切に実施されている。
- ☐ 組立魚礁のﾎﾞﾙﾄの締付確認が適切に実施されている。
- ☐ 沈設に先立ち、気象・海象等を十分調査し、沈設作業が適切に管理されており、設計図書等に定められたとおり施工されている。
- ☐ 運搬沈設において魚礁の破損がなく施工されている。
- ☐ 有害なクラックが無い。
- ☐ その他（理由：

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『ー』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に『レ』を入れてc評価とする。

☐ / ☐ ＝ ☐ %

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	ため池工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※ ばらつきの判断は評定別紙5参照。 ☐ ばらつきが概ね50%以下　☐ ばらつきが概ね80%以下　☐ ばらつきが概ね80%を超える　☐ ばらつきで判断不可能 ☐ ［評価対象項目］ ☐ 仕様書で定められている品質管理が実施されている。 ☐ 使用材料の品質規格証明書が整備されている。 ☐ 基盤処理の施工は、仕様書に従い適切に施工されている。 ☐ 施工基面及び法面が平滑に仕上げられている。 ☐ 遮水シートの重ね幅が確保され、適切に接続されている。 ☐ 築堤については、仕様書に従い適切に施工されている。（まき出し、転圧） ☐ 盛土材が適切に保管管理されていることが確認できる。 ☐ 湧水処理は適切に施工されている。 ☐ 雨水による、崩壊が起こらないよう排水対策を実施している。 ☐ 気象条件を考慮した施工が確認できる。 ☐ 鉄筋の組立、継手部、かぶりは工事に記されたとおり施工されている。 ☐ 構造物周辺の締固め等の処理を適切に行っていることが確認できる。 ☐ 周辺地山の法面工は設計図書に基づき適切に施工されている。 ☐ 構造物周辺の締固め等の処理を適切に行っていることが確認できる。 ☐ 付帯構造物は設計図書に基づき適切に施工されている。 ☐ その他（理由：　　） ☐ / ☐ ＝ ☐ % ① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『ー』を入れる。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に『レ』を入れてc評価とする。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	シールド工事 （一次覆工、二次覆工）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※ ばらつきの判断は評定別紙5参照。 ☐ ばらつきが概ね50%以下　☐ ばらつきが概ね80%以下　☐ ばらつきが概ね80%を超える　☐ ばらつきで判断不可能 ☐ ［評価対象項目］ ☐ 仕様書で定められている品質管理が実施されている。 ☐ 材料の品質規格証明書が整備されている。 ☐ セグメントが仕様書･製作要領書に基づいて製作されている。 ☐ セグメントに損傷及び補修痕がない。 ☐ セグメント組立時に目違い、異物の挟み込み等に注意し丁寧に組立を行い、所定のトルクでボルトが締め付けられていることが確認できる。 ☐ セグメント組立後、真円保持装置を使用し形状確保に努めている。 ☐ セグメント継手面シール等の防水工が、仕様書に基づき適切に施工され漏水がない。 ☐ 施工後のコンクリート系セグメントにクラックの発生及び欠けがない。 ☐ スチールフォーム等の取り外しに関して管理されている。 ☐ 施工に先立ち配合試験を行い、コンクリートの品質向上に取り組んでいる。 ☐ コンクリートの現場養生が、仕様書の規定に従い適切に実施されている。 ☐ 二次覆工コンクリートにクラックの発生がない。 ☐ その他（理由：　　） ☐ / ☐ ＝ ☐ % ① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『ー』を入れる。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に『レ』を入れてc評価とする。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	下水道工事 （開削、推進） ☐	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※ ばらつきの判断は評定別紙5参照。 ☐ ばらつきが概ね50％以下　☐ ばらつきが概ね80％以下　☐ ばらつきが概ね80％を超える　☐ ばらつきで判断不可能 ［評価対象項目］ （共通） ☐ 仕様書で定められている品質管理が実施されている。 ☐ 使用材料の品質規格証明書が整備されている。 ☐ 塩ビ管材料は、直射日光を避けて、変形が起きないよう管台を適正に配置して保管していることが確認できる。 ☐ ヒューム管および推進管の種別、継ぎ手または可とう性継ぎ手、副管等、使用材料の確認ができる。 ☐ 施工基面が平滑に仕上げられている。 ☐ 管やマンホールの砂基礎、砕石基礎、コンクリート基礎の施工が適切で沈下の恐れが無い。 ☐ 管の吊り込み、据付けが適切に施工されていることが確認できる。 ☐ マンホール間の勾配が一定である（中だるみが無い）。 ☐ 圧送管の継ぎ手部のボルト締めの管理を適正に行っている。（圧送管がある場合） ☐ 管継ぎ手部、マンホール連結部の仕上げが良好である。 ☐ マンホールブロックの接合部は、砂利･砂･ゴミ等を取り除き水密に仕上げられていることが確認できる。 ☐ マンホールのインバート形状、勾配が適当で、表面仕上げが適切である。 ☐ 取付管の線形、勾配が適切に施工されていることが確認できる。 ☐ アスファルトの密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ プラント出荷時、現場到着時、舗装時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 ☐ 付帯工作物の復旧が適切に行われている。 （開削工事関係） ☐ 土留め工の施工が適切で、周辺地盤への影響が見られない。 ☐ 埋め戻しにおいて、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。 ☐ 埋め戻し材料について、良質な土砂又は設計図書で指定されたもので監督員の承諾を得たものを使用していることが確認できる。 ☐ 床堀箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。 ☐ 舗装復旧が適切に行われ、路面の不陸がみられない。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

（推進工事関係）

- ☐ 管推進に伴う周辺地盤への影響が見られない。
- ☐ 立坑の復旧が適切に行われ、路面の沈下、不陸が見られない。
- ☐ 薬液注入に伴う管理が適切で、観測井も適切に復旧されている。
- ☐ 裏込め注入の配合、注入圧、注入量などの管理が適切に行われている。
- ☐ 推進法線上の地盤沈下について、沈下量の管理を行い、最小限の沈下にとどめていることが確認できる。
- ☐ 推進推力について、管理を行い、予定以上の負荷をかけていないことが確認できる。
- ☐ 管の目地には、予定以上の開きの無いことが確認できる。

（現場打ち人孔工事関係）

- ☐ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
- ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- ☐ スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、強度、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
- ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
- ☐ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

（その他）

- ☐ その他（理由：　　）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

☐ / ☐ ＝ ☐ %

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『－』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に『レ』を入れてc評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	管更生工事 □	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※ ばらつきの判断は評定別紙5参照。 □ ばらつきが概ね50%以下　□ ばらつきが概ね80%以下　□ ばらつきが概ね80%を超える　□ ばらつきで判断不可能					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

［評価対象項目］

- □ 仕様書で定められている品質管理が実施されている。
- □ 材料の品質証明書が整備されている。
- □ 事前調査において、既設管内の布設状況、取付管位置、障害物及び浸入水等の状況を十分に把握し施工を行っている。
- □ 事前処理により、更生時に支障のないよう適切な措置を施している。
- □ 更生工（硬化性樹脂）の、配合・気温・硬化材温度・硬化温度・形成圧力・保持時間等が確認できる。
- □ 更生工（製管材）裏込め工の、配合・気温・水温・ゲルタイム・注入吐出量・注入圧力等が確認できる。
- □ 仕上がり管体内面には膨れ、皺、扁平、破損等がなく基準を満たしている。
- □ 人孔管口を適切に仕上げていることが確認できる。
- □ 取付管口を適切に仕上げていることが確認できる。
- □ 形成管の物性試験の結果が確認できる。
- □ その他（理由：　　）

□ / □ = □ %

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『－』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に『レ』を入れてc評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	上水道工事 ☐	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※ ばらつきの判断は評定別紙5参照。 ☐ ばらつきが概ね50％以下　☐ ばらつきが概ね80％以下　☐ ばらつきが概ね80％を超える　☐ ばらつきで判断不可能 ［評価対象項目］ ☐ 仕様書で定められている品質管理が実施されている。 ☐ 材料の品質証明書が整備されている。 ☐ 管、弁、栓、筐、ボックス等の据付及び接合は、契約図書又は施工基準に適合し施工されている。 ☐ 腐食防止処理等が規定どおり施工されている。 ☐ 通水試験及び締め付け確認等の各種試験が適正に行われていることが確認でき、記録も適合範囲である。 ☐ 埋戻し材の種類、締固め使用機種及び厚さ等、仕様書及び設計図書に適合し施工されている。 ☐ 舗装復旧が適切に行われ、沈下や不陸がない。 ☐ 土留め工が適切に行われ、周辺地盤への影響が見られない。 ☐ その他（理由：　　） ☐ / ☐ ＝ ☐ ％ ① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『－』を入れる。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　％）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に『レ』を入れてc評価とする。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50％以下	80％以下	80％を超える	
評価値	90％以上	a	a'	b	b
	75％以上90％未満	a'	b	b'	b'
	60％以上75％未満	b	b'	c	c
	60％未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	上記以外の工事 □	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※ ばらつきの判断は評定別紙5参照。 □ ばらつきが概ね50％以下　□ ばらつきが概ね80％以下　□ ばらつきが概ね80％を超える　□ ばらつきで判断不可能 ［評価対象項目］ □ 理由： □ 理由： □ 理由： □ 理由： □ 理由： □ 理由： □ 理由： □ 理由： □ / □ ＝ □ ％ ①　当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『ー』を入れる。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。 ③　評価値（　％）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　） ④　なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に『レ』を入れてc評価とする。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50％以下	80％以下	80％を超える	
評価値	90％以上	a	a’	b	b
	75％以上90％未満	a’	b	b’	b’
	60％以上75％未満	b	b’	c	c
	60％未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

評定別紙3－1

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	細別	工種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	コンクリート構造物工事 砂防構造物工事 トンネル工事 □	□ コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ コンクリート構造物の通りが良い。 □ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □ クラックがない。 □ 漏水がない。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 5 項目以上 ・・・・・a 該当 4 項目 ・・・・・・・・b 該当 3 項目 ・・・・・・・・c 該当 2 項目以下 ・・・・・d	
		土工事 （盛土・築堤工事等） □	□ 仕上げが良い。 □ 通りが良い。 □ 天端及び端部の仕上げが良い。 □ 構造物へのすりつけ等が良い。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 4 項目以上 ・・・・・a 該当 3 項目 ・・・・・・・・b 該当 2 項目 ・・・・・・・・c 該当 1 項目以下 ・・・・・d	
		切土工事 □	□ 規定された勾配が確保されている。 □ 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 □ 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 □ 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 □ 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 5 項目以上 ・・・・・a 該当 4 項目 ・・・・・・・・b 該当 3 項目 ・・・・・・・・c 該当 2 項目以下 ・・・・・d	
		護岸・根固・水制工事 □	□ 通りが良い。 □ 材料のかみ合わせがよく、クラックが無い。 □ 天端及び端部の仕上げが良い。 □ 既設構造物とのすりつけが良い。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 4 項目以上 ・・・・・a 該当 3 項目 ・・・・・・・・b 該当 2 項目 ・・・・・・・・c 該当 1 項目以下 ・・・・・d	
		鋼橋工事 □	□ 表面に補修箇所がない。 □ 部材表面に傷及び錆が無い。 □ 溶接に均一性がある。 □ 塗装に均一性がある。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 4 項目以上 ・・・・・a 該当 3 項目 ・・・・・・・・b 該当 2 項目 ・・・・・・・・c 該当 1 項目以下 ・・・・・d	
		地すべり防止工事 □	□ 地山との取り合いが良い。 □ 天端、端部の仕上げが良い。 □ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 3 項目以上 ・・・・・a 該当 2 項目 ・・・・・・・・b 該当 1 項目 ・・・・・・・・c 該当項目なし ・・・・・・d	
		舗装工事 □	□ 舗装の平坦性が良い。 □ 構造物の通りが良い。 □ 端部処理が良い。 □ 構造物へのすりつけ等が良い。 □ 雨水処理が良い。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 5 項目以上 ・・・・・a 該当 4 項目 ・・・・・・・・b 該当 3 項目 ・・・・・・・・c 該当 2 項目以下 ・・・・・d	

評定別紙3－1

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	細別	工種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	III. 出来ばえ	法面工事 □	□ 通りが良い。 □ 植生、吹付等の状態が均一である。 □ 端部処理が良い。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 3 項目以上 ・・・・・a 該当 2 項目 ・・・・・・・・b 該当 1 項目 ・・・・・・・・c 該当項目なし ・・・・・・d	
		基礎工工事 （地盤改良等を含む） □	□ 土工関係の仕上げが良い。 □ 通りが良い。 □ 端部及び天端仕上げが良い。 □ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。		※ 該当 3 項目以上 ・・・・・a 該当 2 項目 ・・・・・・・・b 該当 1 項目 ・・・・・・・・c 該当項目なし ・・・・・・d	
		コンクリート橋上部工事 □	□ コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ コンクリート構造物の通りが良い。 □ 天端及び端部の仕上げが良い。 □ 支承部の仕上げが良い。 □ クラックが無い。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 5 項目以上 ・・・・・a 該当 4 項目 ・・・・・・・・b 該当 3 項目 ・・・・・・・・c 該当 2 項目以下 ・・・・・d	
		塗装工事 （工場塗装を除く） □	□ 塗装の均一性が良い。 □ 細部まできめ細かな施工がされている。 □ 補修箇所が無い。 □ ケレンの施工状況が良好である。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 4 項目以上 ・・・・・a 該当 3 項目 ・・・・・・・・b 該当 2 項目 ・・・・・・・・c 該当 1 項目以下 ・・・・・d	
		植栽工事 □	□ 樹木の活着状況が良い。 □ 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 □ 支柱の取り付けが堅固である。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 3 項目以上 ・・・・・a 該当 2 項目 ・・・・・・・・b 該当 1 項目 ・・・・・・・・c 該当項目なし ・・・・・・d	
		防護柵（網）工事 □	□ 通りが良い。 □ 端部処理が良い。 □ 部材表面に傷及び錆が無い。 □ 既設構造物等とのすりつけが良い。 □ きめ細やかに施工されている。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 5 項目以上 ・・・・・a 該当 4 項目 ・・・・・・・・b 該当 3 項目 ・・・・・・・・c 該当 2 項目以下 ・・・・・d	
		標識工事 □	□ 設置位置に配慮がある。 □ 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 □ 標識板の支柱に変色が無い。 □ 支柱基礎が入念に埋め戻されている。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 4 項目以上 ・・・・・a 該当 3 項目 ・・・・・・・・b 該当 2 項目 ・・・・・・・・c 該当 1 項目以下 ・・・・・d	

評定別紙3－1

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	細別	工種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	III. 出来ばえ	区画線工事 □	□ 塗料の塗布が均一である。 □ 視認性が良い。 □ 接着状態が良い。 □ 施工前の清掃が入念に実施されている。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 4 項目以上 ・・・・・a 該当 3 項目 ・・・・・・・・b 該当 2 項目 ・・・・・・・・c 該当 1 項目以下 ・・・・・d	
		電線共同溝工事 □	□ 歩道及び車道の舗装(含、仮復旧舗装)の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。 □ ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。 □ 施工管理記録などから、不可視部分の出来映えの良さが伺える。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 3 項目以上 ・・・・・a 該当 2 項目 ・・・・・・・・b 該当 1 項目 ・・・・・・・・c 該当項目なし ・・・・・・d	
		機械設備工事 □	□ 主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。 □ きめ細かな施工がなされている。 □ 土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 □ 溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 4 項目以上 ・・・・・a 該当 3 項目 ・・・・・・・・b 該当 2 項目 ・・・・・・・・c 該当 1 項目以下 ・・・・・d	
		電気設備工事 照明設備工事 その他類似工事 □	□ きめ細やかな施工がなされている。 □ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 □ 動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。 □ ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 □ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 5 項目以上 ・・・・・a 該当 4 項目 ・・・・・・・・b 該当 3 項目 ・・・・・・・・c 該当 2 項目以下 ・・・・・d	
		港湾築造工事 （海岸築造工事を含む） □	□ 構造物等の通りが良い。 □ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □ 構造物等の表面及び端部の仕上げが良い。 □ きめ細やかな施工がなされている。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 4 項目以上 ・・・・・a 該当 3 項目 ・・・・・・・・b 該当 2 項目 ・・・・・・・・c 該当 1 項目以下 ・・・・・d	
		港湾浚渫工事 （地盤改良工事を含む） □	□ 規定された水深・勾配又は改良深度等が確保されている。 □ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □ 施工後の表面及び底面等の全体的な仕上げが良い。 □ 浚渫及び盛上がり等の土砂が適切に処理されてい		※ 該当 3 項目以上 ・・・・・a 該当 2 項目 ・・・・・・・・b 該当 1 項目 ・・・・・・・・c 該当項目なし ・・・・・・d	
		水路等コンクリート二次製品設置工事 □	□ 土工の仕上げが良い。 □ 土工の構造物等へのすりつけが良い。 □ コンクリート構造物の通りが良い。 □ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □ 製品のかみ合わせが良い。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 5 項目以上 ・・・・・a 該当 4 項目 ・・・・・・・・b 該当 3 項目 ・・・・・・・・c 該当 2 項目以下 ・・・・・d	

評定別紙3－1

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	細別	工種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	III. 出来ばえ	ほ場整備工事 □	□ 整地仕上げが良い。 □ 営農に十分配慮された施工がなされている。 □ 水路や道路の通りが良い。 □ 法面仕上げが良い。 □ 雨水処理が良い。 □ 吸水渠、集水渠、水閘、排水口の配置が良い。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 6 項目以上 ・・・・・a 該当 4 項目以上 ・・・・・b 該当 3 項目 ・・・・・・・・c 該当 2 項目以下 ・・・・・d	
		林道工事 □	□ 切取･盛土法面の仕上げが良く、規定された法勾配が確保されている。 □ コンクリート構造物等の肌が良い。 □ コンクリート構造物の天端仕上げ、端部仕上げ等が良く、地山とのすり付けが良い。 □ 植生、吹付け等の状態が均一である。 □ 路面仕上げ、敷砂利が良好に施工されており路面状況が良い。 □ 排水施設の施工が良好である。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 6 項目以上 ・・・・・a 該当 4 項目以上 ・・・・・b 該当 3 項目 ・・・・・・・・c 該当 2 項目以下 ・・・・・d	
		魚礁設置工事 □	□ 構造物の表面及び端部の仕上げが良い。 □ 構造物の通りが良い。 □ 沈設位置の精度が良い。 □ きめ細かな施工がなされている。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 4 項目以上 ・・・・・a 該当 3 項目 ・・・・・・・・b 該当 2 項目 ・・・・・・・・c 該当 1 項目以下 ・・・・・d	
		ため池工事 □	□ 全体的な美観が優れている。 □ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □ コンクリート構造物の仕上げが良い。 □ 波除ブロック等の施工状況が良好である。 □ 土工の仕上げが良い。 □ きめ細やかな施工がなされている。		※ 該当 4 項目以上 ・・・・・a 該当 3 項目 ・・・・・・・・b 該当 2 項目 ・・・・・・・・c 該当 1 項目以下 ・・・・・d	
		シールド工事 (一次覆工) □	□ シールドトンネル構造物の通りがよい。 □ コンクリート系セグメントの表面に補修箇所がなく、肌がよい。または、鋼製セグメントの有害な変形がなく、溶接箇所等に亀裂がない。 □ 漏水がない。 □ 既設構造物とのすりつけがよい。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 4 項目以上 ・・・・・a 該当 3 項目 ・・・・・・・・b 該当 2 項目 ・・・・・・・・c 該当 1 項目以下 ・・・・・d	
		シールド工事 (二次覆工) □	□ コンクリート構造物にクラックがなく肌が良い。または、内挿管の継手部の仕上がりがよい。 □ クラックがない。 □ 勾配が均一で水溜まりがない。 □ 漏水がない。 □ 既設管との接続部の仕上がりがよい。 □ 全体的な美観がよい。		※ 該当 5 項目以上 ・・・・・a 該当 4 項目 ・・・・・・・・b 該当 3 項目 ・・・・・・・・c 該当 2 項目以下 ・・・・・d	

評定別紙3－1

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	細別	工種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	III. 出来ばえ	下水道工事 （開削） □	□ マンホール・桝等の目地仕上が良い。 □ 管口の仕上げがよい。 □ マンホール・桝等と既設路面との取り合いが良い。 □ 管路の通り、状態がよい。 □ クラックがない。 □ 漏水がない。 □ 全体的な美観がよい。		※ 該当 6 項目以上 ・・・・・a 該当 4～5 項目 ・・・・・b 該当 3 項目 ・・・・・・・・c 該当 2 項目以下 ・・・・・d	
		下水道工事 （推進） □	□ 全体的な美観がよい。 □ 管路の通りがよい。 □ クラックがない。 □ 漏水がない。 □ 管目地、注入孔の仕上げがよい。 □ 管口の仕上げがよい。		※ 該当 5 項目以上 ・・・・・a 該当 4 項目 ・・・・・・・・b 該当 3 項目 ・・・・・・・・c 該当 2 項目以下 ・・・・・d	
		管更生工事 □	□ 全体的な美観がよい。 □ きめ細かな施工がなされており、傷または、補修痕がない。 □ 管口の仕上げがよい。 □ しわ、膨れがない。 □ 真円度がよい。 □ 嵌合、融着の状態がよい。		※ 該当 5 項目以上 ・・・・・a 該当 4 項目 ・・・・・・・・b 該当 3 項目 ・・・・・・・・c 該当 2 項目以下 ・・・・・d	
		上水道工事 □	□ 筐及びボックスと路面とのすりつけが良い。 □ 新設舗装と既存舗装との間に段差がなく破損やクラックもない。 □ 付帯工事を含め、全体的な美観が良い。 □ 仕切弁・消火栓等の収まりが良い。 □ 完成図書が的確で見やすく作成されている。		※ 該当 5 項目以上 ・・・・・a 該当 4 項目 ・・・・・・・・b 該当 3 項目 ・・・・・・・・c 該当 2 項目以下 ・・・・・d	
		上記以外の工事 □	□ 理由： □ 理由： □ 理由： □ 理由： □ 理由： ※ 該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大5項目とする。		※ 該当 4 項目以上 ・・・・・a 該当 3 項目 ・・・・・・・・b 該当 2 項目 ・・・・・・・・c 該当 1 項目以下 ・・・・・d	

評定別紙1－2

工事成績採点の考査項目別運用表（建築、電気、機械、プラント工事）

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。　　監督員

考査項目	細別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般	施工体制が特に良好である	施工体制が良好である	他の事項に該当しない	施工体制がやや不備である	施工体制が不備である

□

[評価対象項目]

- □ 工事カルテを、事前に監督員の承諾を受け、契約締結後10日以内に登録機関に申請が完了している。
- □ 現場代理人、主任（監理）技術者届け及び、契約工程表が契約締結後14日以内に提出されている。
- □ 主任（監理）技術者が工事途中及び立会検査等の事前に現場の確認を行っている。
- □ 掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。
- □ 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。
- □ 建設業退職金共済制度(建退共)の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。
- □ 労災保険関係成立表を公衆の見やすい場所に掲示している。
- □ 建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、主任（監理）技術者を正しく記載している。
- □ 下請負契約書契約後、直ちに下請通知書を提出している。
- □ 施工体制台帳を現場に備え付け、かつ適宜変更の都度同一のものを提出している。
- □ 下請負契約書又は請書（写）（2次3次の再下請を含む。）を添付している。
- □ 施工体系図の内容が適正であり、かつ工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。
- □ 施工体系図または下請通知書等に記載されている業者のみが作業している。
- □ 受注者が、その下請工事の施工に実質的に関与している。
- □ 緊急指示、災害、事故が発生した場合の対応が速やかである。
- □ その他　　理由（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

□ ／ □ ＝ □ %

該当項目が90%以上　・・・・・・・・・・・・・ a
該当項目が80%以上90%未満　・・・・・ b
該当項目が60%以上80%未満　・・・・・ c
該当項目が60%未満　・・・・・・・・・・・・・ d

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『ー』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の対象評価項目数が2項目以下の場合は細別欄の□に『ー』を入れてC評価とする。

□ 施工体制が不備であり、監督員から文書による改善指示を行った。

上記該当項目があれば・・ e

評定別紙1－2

工事成績採点の考査項目別運用表（建築、電気、機械、プラント工事）

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。

監督員

考査項目	細別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	II. 配置技術者	技術者が適切に配置されている	技術者がほぼ適切に配置されている	他の事項に該当しない	技術者の配置がやや不備である	技術者の配置が不備である

(現場代理人等)

[評価対象項目]

- □ 現場代理人は、現場に常駐している。
- □ 現場代理人として、監督職員への連絡調整、協議等を書面で行っている。
- □ 監理技術者(主任技術者)が現場に専任している。
- □ 主任(監理)技術者は、施工計画や工事に係わる工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっている。
- □ 工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。
- □ 作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。
- □ 施工に先立ち、創意工夫又は、提案をもって工事を進めている。
- □ 書類及び資料が適切に整理されている。
- □ 施工体制、施工状況を把握し、下請負業者、部下等をよく指導している。
- □ 主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。
- □ その他　理由(＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿)

□ 現場代理人等の技術者配置が不備等により、監督員から文書による改善指示を行った。

1項目でも該当あれば ‥ e

□ ／ □ ＝ □ %

該当項目が90%以上 ‥‥‥‥‥‥ a

該当項目が80%以上90%未満 ‥‥‥ b

該当項目が60%以上80%未満 ‥‥‥ c

該当項目が60%未満 ‥‥‥‥‥‥ d

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『ー』を入れる。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。

③ 評価値(　%)＝(　)評価数／(　)対象評価項目数

④ なお、削除後の対象評価項目数が2項目以下の場合は細別欄の□に『ー』を入れてC評価とする。

評定別紙1－2

工事成績採点の考査項目別運用表（建築、電気、機械、プラント工事）

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。　　監督員

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	施工管理が特に良好 である	施工管理が良好 である	他の事項に該当しない	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である

□

[評価対象項目]

- □ 契約約款18条第1項第1号から5号に基づく設計図書の照査を行っている。
- □ 設計図書と現場に相違がある場合、その事実が確認できる資料を提示して確認を受けている。
- □ 施工に先立ち、設計図書及び現場条件を反映した内容の施工計画書を提出している。
- □ 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。
- □ 施工計画書の記載内容と現場体制が一致している。
- □ 工事材料の資料整理及び監督員に事前に承認されたものを管理している。
- □ 品質確保のための対策など、施工に関する工夫を書面で確認できる。
- □ 施工途中の出来形、品質管理が書面で確認できる。
- □ 現場内での整理整頓が、日常的に行われている。
- □ 監督員の立会にあたって予め連絡をしている。
- □ 段階確認の確認時期が、適切である。
- □ 建設副産物及び建設廃棄物が産業廃棄物管理票（マニュフェスト）により適正に処理されている。
- □ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書及び、産業廃棄物処理計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。
- □ 低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。
- □ その他　　理由（　　）

- □ 設計図書に適合しない箇所があり、文書による改善請求を行った。
- □ 施工計画書が工事着手前に提出されていない。
- □ 定められた工事材料の検査義務を怠り、破壊検査を行った。
- □ 契約図書に基づく施工上の義務につき、監督員から文書による改善指示を行った。

1項目でも該当あれば ‥ d

2項目該当 …… e

該当項目が90%以上 …… a　　□ ／ □ ＝ □ %

該当項目が80%以上90%未満 …… b

該当項目が60%以上80%未満 …… c

該当項目が60%未満 …… d

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『ー』を入れる。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。

③ 評価値（　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数

④ なお、削除後の対象評価項目数が2項目以下の場合は細別欄の□に『ー』を入れてC評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表（建築、電気、機械、プラント工事）

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。

監督員

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	工程管理が優れている	工程管理が良好である	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である

□

[評価対象項目]

- □ 実施工程表が提出され、工程の管理を行っており、関連工事との調整も適切に行っている。
- □ 工期及び、内容変更が伴う場合、変更協議が書面にて行われ、契約後14日以内に変更工程表が提出されている。
- □ 現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。
- □ 工程のフォローアップを実施し、受注者の責により関連工事及び入居官署等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。
- □ 現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。
- □ 工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。
- □ 受注者の責による夜間や休日の作業がない。
- □ 休日･代休の確保を行っている。
- □ 近隣住民（入居官署等を含む）との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。
- □ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。
- □ その他　　理由（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

□ ／ □ ＝ □ %

該当項目が90%以上　・・・・・・・・・・・・・ a
該当項目が80%以上90%未満　・・・・・ b
該当項目が60%以上80%未満　・・・・・ c
該当項目が60%未満　・・・・・・・・・・・・・ d

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『－』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の対象評価項目数が2項目以下の場合は細別欄の□に『－』を入れてC評価とする。

□ 受注者の責により工期内に工事を完成させなかった。（但し、改善指示による場合を除く）

上記該当あれば　・・・・・ e

□ 自主的な工程管理がなされず、監督員から文書による改善指示を行った。

上記該当あれば　・・・・・ d

評定別紙1－2

工事成績採点の考査項目別運用表（建築、電気、機械、プラント工事）

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。　　監督員

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	III. 安全対策	安全対策が優れている	安全対策良好である	他の事項に該当しない	安全対策がやや不備である	安全対策が不備である

□

[評価対象項目]

- □ 災害防止協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。
- □ 店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。
- □ 安全教育･安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。
- □ 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。
- □ 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。
- □ 過積載防止に十分に取り組んでいる。
- □ 使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。
- □ 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。
- □ 山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
- □ 足場や支保工の設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
- □ 工事現場における保安設備等の設置･管理が適切であり、よく整備されている。
- □ 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。
- □ その他　　理由（　　）

□ 安全対策の不備により重大な災害等を受けた。

上記該当あれば ･････ e

□ 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。

上記該当あれば ･････ d

□　／　□　＝　□ %

該当項目が90%以上 ･････････････ a

該当項目が80%以上90%未満 ･････ b

該当項目が60%以上80%未満 ･････ c

該当項目が60%未満 ･････････････ d

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『ー』を入れる。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。

③ 評価値（　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数

④ なお、削除後の対象評価項目数が2項目以下の場合は細別欄の□に『ー』を入れてC評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表（建築、電気、機械、プラント工事）

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。

監督員

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅳ. 対外関係	対外関係が優れている	対外関係が良好である	他の事項に該当しない	対外関係がやや不備である	対外関係が不備である

□

[評価対象項目]

- □ 工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整をした記録がある。
- □ 工事施工にあたり、近隣住民（入居官署等）との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適切に行い、記録がある。
- □ 隣接工事又は、施工上密接に関連する工事と相互に協力を行っている記録がある。
- □ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分りやすく周知している。
- □ 近隣住民（入居官署等を含む）対策を実施し、苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。
- □ 現場のイメージアップに取り組んでいる。
- □ 引渡し時に入居官署に対し、保守管理について適切な説明を行っている。
- □ その他　　理由（　　）

- □ 関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。

  上記該当あれば　・・・・・　e

- □ 請負者の対応による苦情が多い、また対応が悪くトラブルがあった。
- □ 関係法令に違反する恐れがあったため、監督員から文書による指示を行った。

  上記該当あれば　・・・・・　d（2項目該当でもdとする。）

該当項目が90%以上　・・・・・・・・・・・・・　a

該当項目が80%以上90%未満　・・・・・　b

該当項目が60%以上80%未満　・・・・・　c

該当項目が60%未満　・・・・・・・・・・・・・　d

□　／　□　＝　□%

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『ー』を入れる。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。

③ 評価値（　　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数

④ なお、削除後の対象評価項目数が2項目以下の場合は細別欄の□に『ー』を入れてC評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表（建築、電気、機械、プラント工事）

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。

監督員

考査項目	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形 □ 建築共通	出来形が優れている	出来形が良好である	他の事項に該当しない	出来形がやや不備である	出来形が不備である
		[評価対象項目] □ 承諾図等が、設計図書を満足している。 □ 施工図等が、設計図書を満足している。 □ 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 □ 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 □ 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 □ 出来形の管理方法を工夫している。 □ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 □ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 □ その他　理由（　　） □ ／ □ ＝ □ % 該当項目が90%以上 ･････････････ a 該当項目が80%以上90%未満 ･････ b 該当項目が60%以上80%未満 ･････ c 該当項目が60%未満 ･････････････ d ① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『ー』を入れる。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。 ③ 評価値（　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数 ④ なお、削除後の対象評価項目数が2項目以下の場合は細別欄の□に『ー』を入れてC評価とする。			□ 監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当項目があれば･･ d	□ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当項目があれば･･ e

工事成績採点の考査項目別運用表（建築、電気、機械、プラント工事）

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。

監督員

考査項目	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形 □ プラント工事	出来形が優れている	出来形が良好である	他の事項に該当しない	出来形がやや不備である	出来形が不備である
		[評価対象項目] □ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。 □ 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。 □ 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。 □ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 □ 設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 □ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。 □ 不可視部分の出来形を写真撮影している。 □ 社内の管理基準に基づき管理している。 □ 設計図書に定められている予備品に不足が無い。 [評価対象項目] 機械設備 □ 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。 □ 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 □ 墨出し･芯出しの出来形管理を適切にまとめている。 □ 気密･水圧試験等の出来形管理を適切にまとめている。 [評価対象項目] 電気設備 □ 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通り施工している。 □ 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かりやすく堅固に取り付けている。 □ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 測定機器のキャリブレーションを、定期的に実施している。 □ その他　理由（　　） □ ／ □ ＝ □ % 該当項目が90%以上 ･････････････ a 該当項目が80%以上90%未満 ･････ b 該当項目が60%以上80%未満 ･････ c 該当項目が60%未満 ･････････････ d ① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『－』を入れる。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。 ③ 評価値（　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数 ④ なお、削除後の対象評価項目数が2項目以下の場合は細別欄の□に『－』を入れてC評価とする。			□ 監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当項目があれば･･ d	□ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当項目があれば･･ e

工事成績採点の考査項目別運用表（建築、電気、機械、プラント工事）

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。

監督員

考査項目	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	品質が優れている	品質が良好である	他の事項に該当しない	品質がやや不備である	品質が不備である
	□ 建築工事 工事比率 □	[評価対象項目] 建築工事（躯体工事） □ 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。 □ 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 □ 材料の品質証明が適切である。 □ 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 □ 施工の品質･形状が適切で良好な施工である。 □ 不可視部分の写真記録が適切である。 [評価対象項目] 建築工事（仕上工事） □ 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。 □ 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 □ 材料の品質証明が適切である。 □ 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 □ 施工の品質･形状が適切で良好な施工である。 [評価対象項目] 建築工事（その他共通） □ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 □ 品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。 □ 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 □ その他　理由（　　） □ ／ □ ＝ □ % □ 該当項目が90%以上 ･････････････ a 該当項目が80%以上90%未満 ･････ b 該当項目が60%以上80%未満 ･････ c 該当項目が60%未満 ･････････････ d ① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『ー』を入れる。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。 ③ 評価値（　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数 ④ なお、削除後の対象評価項目数が2項目以下の場合は細別欄の□に『ー』を入れてC評価とする。		□ 監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当項目があれば･･ d	□ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当項目があれば･･ e

工事成績採点の考査項目別運用表（建築、電気、機械、プラント工事）

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。

監督員

考査項目	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	品質が優れている	品質が良好である	他の事項に該当しない	品質がやや不備である	品質が不備である
	□ 電気工事 工事比率 □	[評価対象項目] 電気工事（機材） □ 機材の品質及び形状が、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 □ 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 [評価対象項目] 電気工事（施工） □ 品質計画による品質管理記録が整備されている。 □ 施工の品質･形状が適切で良好な施工である。 □ 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 □ 機能の適切性が確認できる、試運転等の記録が整備されている。 □ 不可視部分の写真記録が適切である。 □ その他　理由（　　） □ ／ □ ＝ □ % □ 該当項目が90%以上 ･････････････ a 該当項目が80%以上90%未満 ･････ b 該当項目が60%以上80%未満 ･････ c 該当項目が60%未満 ･････････････ d ① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『－』を入れる。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。 ③ 評価値（　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数 ④ なお、削除後の対象評価項目数が2項目以下の場合は細別欄の□に『－』を入れてC評価とする。			□ 監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当項目があれば･･ d	□ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当項目があれば･･ e

工事成績採点の考査項目別運用表（建築、電気、機械、プラント工事）

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。

監督員

考査項目	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	品質が優れている	品質が良好である	他の事項に該当しない	品質がやや不備である	品質が不備である
	□ 給排水空調 機械設備 工事比率 □	[評価対象項目] 機械設備（機材） □ 機材の品質及び形状が、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 □ 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 [評価対象項目] 機械設備（施工） □ 品質計画による品質管理記録が整備されている。 □ 施工の品質･形状が適切で良好な施工である。 □ 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 □ 機能の適切性が確認できる、試運転等の記録が整備されている。 □ 不可視部分の写真記録が適切である。 □ その他　理由（　　） □ ／ □ ＝ □ % □ 該当項目が90%以上 ･････････････ a 該当項目が80%以上90%未満 ･････ b 該当項目が60%以上80%未満 ･････ c 該当項目が60%未満 ･････････････ d ① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『ー』を入れる。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。 ③ 評価値（　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数 ④ なお、削除後の対象評価項目数が2項目以下の場合は細別欄の□に『ー』を入れてC評価とする。			□ 監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当項目があれば･･ d	□ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当項目があれば･･ e

工事成績採点の考査項目別運用表（建築、電気、機械、プラント工事）

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。

監督員

考査項目	細別	a	b	(c)	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	品質が優れている	品質が良好である	他の事項に該当しない	品質がやや不備である	品質が不備である

プラント工事

[評価対象項目] 共通項目

- □ 製作着手前に、設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、品質や性能の確保に係る技術検討を実施のうえ 承諾図書を提出している。
- □ 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいる。
- □ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
- □ 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足している。
- □ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。
- □ 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。
- □ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性に優れている。
- □ 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
- □ 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。
- □ 施工完了時の試験及び記録が適切である。
- □ 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。
- □ プラント設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。
- □ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。
- □ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。

[評価対象項目] 機械設備

- □ 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。
- □ 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。
- □ 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。
- □ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。
- □ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護している。
- □ 機器の配置が点検しやすいよう工夫している。
- □ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。
- □ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。

[評価対象項目] 電気設備

- □ ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。
- □ 高温部、充電部等の危険箇所に表示又は防護している。
- □ 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料が整備されている。
- □ その他　　理由（　　）

□ ／ □ ＝ □ □

□ 監督員が文書で改善指示を行った。

上記該当項目があれば‥ d

□ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。

上記該当項目があれば‥ e

該当項目が90%以上 ‥‥‥‥‥‥ a
該当項目が80%以上90%未満 ‥‥‥ b
該当項目が60%以上80%未満 ‥‥‥ c
該当項目が60%未満 ‥‥‥‥‥‥ d

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『－』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の対象評価項目数が2項目以下の場合は細別欄の□に『－』を入れてC評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表(建築、電気、機械、プラント工事)

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。　　監督員

考査項目	細目	1. 創意工夫キーワード(創意工夫が多く見られるリスト)	その他(項目記載)
5. 創意工夫 【軽微なもの】	キーワード評価	■準備・後片付け関係 □ 1. 測量・位置出しにおける工夫 □ 2. その他:(　　)	(　　) (　　)
		■施工関係 □ 3. 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫又は、設備据付後の試運転調整の工夫 □ 4. コンクリート二次製品の利用等の代替材の適用と工夫 □ 5. 土工、地盤改良、橋梁架設、塗装、コンクリート打設等の施工関係の工夫 □ 6. 部材・機材等の運搬・吊り方式等を含む施工方法等の工夫 □ 7. 設備工事で、加工、組立等の工夫又は、電気工事の配線、配管等での工夫 □ 8. 給排水・衛生設備工事等の配管・ポンプ類の凍結防止策、つなぎ等の工夫 □ 9. 照明・視界確保等の工夫 □ 10. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画施工の工夫 □ 11. 運搬車両、施工機械等の工夫 □ 12. 支保工、型枠工、足場工及び仮桟橋、覆工版、山留め等の仮設工関係の工夫 □ 13. 施工管理及び品質向上等の工夫 □ 14. その他:(　　)	(　　) (　　) (　　) (　　) (　　) (　　) (　　) (　　) (　　) (　　) (　　) (　　)
		■品質関係 □ 15. 土工関係、設備関係、電気関係の工夫 □ 16. コンクリートの打設関係の工夫(材料、打設、養生、出来形、品質等) □ 17. 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料の工夫 □ 18. 配筋・溶接作業等に関係する工夫 □ 19. その他:(　　)	
		■安全衛生関係 □ 20. 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) □ 21. 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール、安全帯使用等に関する工夫 □ 22. 現場事務所、労務者宿舎等の居住空間及び設備等の工夫 □ 23. 有毒ガス・可燃ガスの処理、及び粉塵防止策や作業中の換気等等の工夫 □ 24. 供用中の道路等の事故防止、一般車両突入時の被害軽減対策及び一般交通確保等のための工夫 □ 25. 作業環境が厳しい現場での環境改善等の工夫 □ 26. ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 □ 27. 地下埋設物及び架空線に関する事故防止対策に取り組んでいる。 □ 28. その他:(　　)	(　　) (　　) (　　) (　　) (　　) (　　) (　　) (　　) (　　)
		■施工管理関係 □ 29. 盛土の締固、場所打ち杭や既製杭の施工高さ等の施工に関係する工夫 □ 30. 施工計画書及び写真管理等の工夫 □ 31. 出来形、品質との計測関係等の工夫、及び集計、管理図等の工夫 □ 32. その他:(　　)	
		■その他 □ 33. その他:(市内業者比率80%以上(当初設計金額1,000万円以上に限る)　＋3点　　) □ 34. その他:(　　) (　　)	(　　) (　　) (　　)
	記述評価 【レマークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】	評点　　点 ※・特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 ・加点は＋7点～0点の範囲とする。 ・該当キーワード数の数と重みを勘案して評点する。 1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。	【創意工夫の詳細評価】

※1. 創意工夫においては、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば加点・抽出記載する。
※2. 「2. 施工状況」「3. 出来形及び出来ばえ」においても創意工夫は加点対象とするが、企業努力を引き立たせるため本考査項目でも再評価する。
※3. 創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では軽微なものを評価する。
※4. キーワードの評価(選定)及び詳細評価は、検査員及び監督員上司との合議をもって記述する。
※5. 市内業者比率(%)＝松山市内業者請負金額計(元請業者含む、松山支店・営業所等は除く)／総請負金額×100、当初設計金額1,000万円以上に限る。
※6. 総合評価における技術提案に関する創意工夫については評価しない。

評定別紙２－２

工事成績採点の考査項目別運用表(建築、電気、機械、プラント工事)

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。　　監督員上司

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	工程管理が優れている	工程管理が良好である	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である

□ 現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。
□ 隣接する又は同一現場の他工事との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。
□ 近隣住民（入居官署等を含む）との調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。
□ 配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理を行った。
□ 代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理を行った。
□ その他　　理由（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

□ 工事管理が不備である。

該当項目数5以上 ･････････ a　　工程管理がやや不備 ･････ d
該当項目数3以上5未満 ･････ b　　工程管理が不備 ･････････ e
該当項目数1以上3未満 ･････ c　　※上記d、e以外の場合は、該当項目数で評価する

細別	a	b	c	d	e
Ⅲ. 安全対策	安全対策が優れている	安全対策が良好である	他の事項に該当しない	安全対策がやや不備である	安全対策が不備である

□ 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。
□ 安全衛生管理体制を確立し組織的に取り組んでいる。
□ 安全衛生管理活動が適切に実施されている。。
□ 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。
□ 安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを発揮している。
□ 安全職場実現への取り組みが顕著である。
□ その他　　理由（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

□ 安全対策が不備である。

該当項目数5以上 ･････････ a　　安全対策がやや不備 ･････ d
該当項目数3以上5未満 ･････ b　　安全対策が不備 ･････････ e
該当項目数1以上3未満 ･････ c　　※上記d、e以外の場合は、該当項目数で評価する

評定別紙２－２

工事成績採点の考査項目別運用表（建築、電気、機械、プラント工事）

監督員上司

考査項目	細別	工事特性キーワード一覧表	【事例】具体的な評価技術力項目及び工事事例
４．工事特性	Ⅰ．施工条件への対応 キーワード評価 ●建築、電気、機械工事	●施工規模の大きさへの対応 □ １．対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模 □ ２．その他（**該当があればチェックして理由を記入。**） 理由：	【施工規模が大規模】下記の該当する項目が、高度技術で評価できる場合（**該当項目をチェック**） □ 切土・盛土工　２０万m3以上　□ 護岸・築堤高　10m以上　□ ﾄﾝﾈﾙ(ｼｰﾙﾄﾞ)　直径8m以上 □ ダム用水門 設計水深25m以上　□ 樋門・樋管　内空間断面積15m2以上　□ 揚排水機場　吐出管径2,000mm以上 □ 堰、水門　最大径間長25m以上又は径間数3径間以上又は50m2/門　□ ﾄﾝﾈﾙ(開削工法)　開削深さ20m以上 □ ﾄﾝﾈﾙ(NATM)　内空断面積　100m2以上　□ ﾄﾝﾈﾙ(沈埋工法)　内空間平均面積300m2以上 □ 大空間のホール等を有する建物、研究所等特殊設備・機能の有る建物　□ 地滑り防止工　幅100m以上　又は法長150m以上 □ 浚渫工　100万m3以上　□ 流路工の計画高水流量500m3以上　□ 砂防ダム　堤高15m以上 □ ダム高　150m以上　□ 転流トンネル　流下能力400m3/s以上　□ 橋梁下部工　高さ　30m以上 □ 橋梁上部工　最大支間長　100m以上　□ 延べ面積10,000m2以上の建物　□ 地上9階以上の建物、又は建築高さ31m以上の建物
		●構造物固有の難しさへの対応 □ ３．対象構造物の形状の複雑さ（土被り厚やトンネル線形等を含む） □ ４．既設構造物の補強、撤去等特殊な工事 □ ５．その他 理由：	【事例：構造物固有な施工難度と対応工法等】（**該当項目をチェック**） □ 地山強度が低い。また土被りが薄いため、ＦＥＭ解析等の施工のための検討が必要な工事。 □ 砂防工事等で現地調査に基づき、現地合わせの再設計と施工が必要な工事。 □ 鉄道営業線に隣接した橋脚の耐震補強工事や河道内の流水部における橋脚撤去工事。 □ 供用中の施設の改修工事等。 □ 建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてⅠ類及びA類に属する工事 □ 電気設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 □ 機械設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事
		●技術固有の難しさへの対応 □ ６．工種及び工法の特殊性 □ ７．新工法（機器類を含む）及び新材料の適用 □ ８．ＮＥＴＩＳの評価試行方式を適用 □ ９．その他 理由：	□ 建築工事で耐震及び免震構造の工事 □ 建築及び設備工事で敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行った工事 □ 建築及び設備工事で仮設備等を設け、配管・配線等の盛替え等を必要とする改修工事 □ 建築及び設備工事で休日・夜間作業が工程の６０％以上を占める改修工事 □ 施工場所や構造物の特殊性に対処するための新技術、新工法を採用した工事。 □ パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事。 □ その他、ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｰｼｭﾐﾚｰｼｮﾝ等が必要な設計や特殊な工法及び材料等を用いた工事。等 □ ＶＥ提案された工法等が高度技術として評価できる場合。 □ ＮＥＴＩＳの評価試行方式を適用した工事。 □ その他、構造物固有の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。 （左欄のその他に理由を記入。） □ その他、技術固有の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。 （左欄のその他に理由を記入。）
		●厳しい自然・地盤条件への対応 □ １０．湧水の発生、地下水の影響（地盤掘削時） □ １１．軟弱地盤，支持地盤の状況 □ １２．河川内・海域・急峻な地盤条件下等及び工事用道路・作業スペース等の制約 □ １３．雨・雪・風・気温・波浪等の影響 □ １４．地すべり等の地質条件、急流河川での水流、海域での潮流等の影響、動植物等に対する配慮等 □ １５．その他 理由：	【事例：自然及び地盤条件への対応工事等】（**該当項目をチェック**） □ 河川内の橋脚工事等で、地下水位が高く、ウェルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要な工事。 □ 支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎の１本毎に地質調査を実施する他、支持地盤を確認しながら再設計した工事。 □ 軟弱地盤上の緩速盛土のため、施工不可能日（待ち時間）が多く、施工機械の稼働率と施工台数等を的確に把握した工事。 □ 急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。または命綱を使用する必要があった工事。（法面工は除く） □ 斜面上若しくは急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策施工後に、施工した工事。 □ 海岸及び河川内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 □ 波浪や水位変動が大きいため、作業構台等を設置した工事。また、作業構台等の設置や作業工程から潜水夫を多用した工事。 □ 国立公園内での工事。またはイヌワシ等の貴重種の保護のため、施工時期が限定されたり、施工方法等が制限された工事。 □ 冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事。 □ 建築工事で地下水位が高く、ウェルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要な工事。 □ 建築工事で冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事。 □ 建築工事で施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事。 □ その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。 （左欄のその他に理由を記入。）
		●厳しい周辺環境等、社会条件への対応 □ １６．地中埋設物等の地中内の作業障害物 □ １７．工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中の道路・架空線・建築物等の近接物 □ １８．周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 □ １９．周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 □ ２０．生活道路を利用しての資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペース制約 □ ２１．現道上で、特に交通規制及びその処理が伴う作業 □ ２２．騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等 □ ２３．その他 理由： ●施工現場での対応 □ ２４．災害等での臨機の処置（**該当があればチェック。**） □ ２５．施工状況（条件）の変化に対応した施工・工法等の自発的提案と対応等 □ ２６．その他 理由：	【事例：周辺環境や社会条件等の施工現場での対応が必要になった工事等】（**該当項目をチェック**） □ 横断函渠工事や電線地中化工事等の現道開削工事で、ガス管・水道管・電話線等の移設が施工工程に大きく影響した工事。 □ 鉄道営業線及び供用中道路を跨ぐ跨線橋又は跨道橋工事。 □ 市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 □ 市街地での夜間工事。 □ 供用中の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 □ 供用中の道路での舗装及び修繕工事等。 □ 供用している自専道等の路上工事で交通規制が必要な工事。 □ 支障物件の移設が工程上クリティカルパスになり、工程の遅れを生じ、回復に機械、人員等の増強を行った工事。 □ 工事期間中の大半にわたって、規制標識類の設置・撤去を日々行い、交通開放を行った工事。 □ 地元調整や環境対策の制約が特に多い工事。 □ 工事の実施にあたり、各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事。 □ 工事に先立ち又は施工中で、監視・観測等の結果に基づき、工法変更を行った工事。 □ 環境対策が工程に大きな影響を与えた工事。 □ 施工ﾔｰﾄﾞが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事。 □ 大気圧を越える気圧下の作業室での工事。 □ 酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事。 □ 工程上、他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事。 □ 建築工事で大規模なテレビ電波障害対策を行った工事 □ その他、周辺環境又は社会条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。（左欄のその他に理由を記入。） □ 建築工事で特に困難な調整を要する他工事（近接工事）の請負者が複数ある工事（左欄のその他に理由を記入。） □ 建築工事で外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事（左欄のその他に理由を記入。） □ その他、施工現場での対応で、特に評価すべき技術があると評価された工事。（左欄のその他に理由を記入。）
		●その他 □ ２７．その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する必要がある事項 理由： □ ２８．その他（加点が１点の場合） 理由：	【その他】（**該当項目をチェック**） □ その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する技術。 （左欄のその他に理由を記入。） □ その他（加点が１点の場合）
	記述評価 【■マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】	評点：　**点** ・ 工事特性により、加点評価する ・ 加点は＋２０点～０点の範囲とする。 ・ 該当ｷｰﾜｰﾄﾞ数の数と重みを勘案して評点する。 ・ １項目２点を目安とするが、内容によってはそれ以上または以下の点数を与えてもよい。	【施工条件のキーワードの詳細】

※１．工事特性とは、工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力を要する必要があった技術を評価するものである。なお、評価は「５．創意工夫」との二重評価はしない。
※２．詳細評価の記述にあたっては、担当課内での責任者による合議とし、各考査項目はキーワードで大分類し、評価する詳細を記述する。
※３．工事特性は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では「５.創意工夫」で評価しなかったものを対象とする。

工事成績採点の考査項目別運用表（建築、電気、機械、プラント工事）

監督員上司

考 査 項 目	細　　別	工事特性キーワード一覧表	【事例】具体的な評価技術力項目及び工事事例
４．工事特性	１．施工条件への対応 キーワード評価 ●プラント工事	●施工規模の大きさへの対応 □ １．対象プラント設備の処理能力、容量、数量等の規模 □ ２．その他（**該当があればチェックして理由を記入。**） 理由：	【施工規模が大規模】下記の該当する項目が、高度技術で評価できる場合**（該当項目をチェック）** □（機械・電気（環境））：処理能力が150t/日･基以上の廃棄物処理施設 □（機械（みなと））：ガントリークレーン □（機械（下水道・水道））：対象水量10,000 /日以上の浄水場・下水処理場プラント □（機械（下水道・水道））：対象水量50,000 /日以上の各種ポンプ場プラント □（電気（下水道・水道））：プラントの処理能力が施設能力比60%を超える □（電気（共通）受変電設備）：受電電圧10000V 以上、又は総容量1000kVA 以上 □（電気（共通）負荷設備）：一負荷最大300kW 以上、又は総負荷数（三相負荷）が30 以上 □（電気（共通）監視制御設備）：監視点数500 点以上 □（電気（共通））：設置盤面数が10 面以上 □ その他、プラント固有の処理能力、容量、数量等の規模への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事
		●プラント設備固有の難しさへの対応 □ ３．対象プラント設備の構造、形状、機能等の複雑さ □ ４．既設プラント設備の改修、撤去等特殊な工事 □ ５．その他 理由：	【プラント設備固有の難しさ】下記の該当する項目が、高度技術で評価できる場合**（該当項目をチェック）** □（機械（環境）：燃焼設備、ボイラー設備、発電設備等） □（機械（下水道・水道）：急速砂ろ過設備、消化タンク設備、汚泥焼却設備、脱水機設備等） □（機械（みなと）：巻上装置・横行装置・起伏装置等） □（機械（水道）：サージタンク他２つ以上のウォータハンマー対策の必要なポンプ設備、浄水場機械設備(単体発注分を除く)、排水処理機械設備(単体発注分を除く)、高度浄水処理設備） □（電気（共通）：特高用機器、発電機(500kVA 以上)、アクティブフィルタ、PWM コンバータ、CRT 監視制御装置） □（電気（環境）：制御用計算機設備、ＩＤＦインバータ） □（電気（下水道）：降雨レーダ設備） □（電気（みなと）：電気式振止装置、自動運転装置、モニタリング装置） □（電気（水道）：送水ポンプ２系統以上自動制御、多重無線設備、制御用計算機設備、配水池流量制御（圧力補正あり）） □（電気（交通）：鉄道用直流設備、電力管理システム、連動装置(20 進路以上)、自動列車制御装置、軌道回路装置、運行管理システム、列車無線装置） □（機械（共通）：ガスホルダ、消化槽機械攪拌機、ドラフトチューブ、ブロワ、ガスタービンエンジン、ボイラーチューブ等） □（電気（共通）：特高用変圧器、発電機(500kVA 以上)) （電気（交通）：整流器(2000kW 以上) □ 既設プラントに対して、設備の全面的な更新やそれに伴う大幅なシステムの変更、大規模な改修。 (高度処理改造工事等、既設設置時に予定されていないものでかつ、大幅な機能変更を伴うもの) □ その他、プラント固有の難しさ、技術固有の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事
		●技術固有の難しさへの対応 □ ６．工種及び工法の特殊性 □ ７．新工法（機器類を含む）及び新材料の適用 □ ８．その他 理由：	【技術固有の難しさへの対応】下記の該当する項目が、高度技術で評価できる場合**（該当項目をチェック）** □ 重量が1t 以上の機器を、地上10m を超える場所または地下10m 以下の場所に設置、または重量５ｔ以上の機器を設置する場合 □ 機械（環境）：ボイラーチューブの溶接及び蒸気タービン等 □ 機械（下水道・水道）：ガスタービン、ブロワなどの高速回転機器、ガスタンク設備、消化槽機械攪拌機・ドラフトチューブ等 □ 機械（下水道・みなと・水道）：船舶・潜水作業等 □ 電気（共通）：導体断面150mm²以上の低圧ケーブル布設または100 心以上の制御ケーブル布設 □ 電気（共通）：特高・高圧ケーブル布設 □ 電気（交通）：直流き電ケーブル布設、電車線路架設 □ 機械・電気（環境以外）：停止可能期間が数時間以下の既設プラントを改修、撤去する場合 □ 機械・電気（環境）：停止可能期間が１日以下の既設プラントを改修、撤去する場合 □ 特殊な工法及び材料等を用いた工事 □ 施工方法に関して特に高度な技術を要する新技術等を採用している □ コンピュータシミュレーション等が必要な設計や特殊な工法及び材料等を用いた工事 □ 施工場所やプラントの特殊性に対処するための新技術、新工法を採用した工事 □ 技術提案された工法等が高度技術として評価できる場合 □ その他、施工工法の難しさ、技術固有の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事
		●各種条件・環境又は土木(建築)構造物等の状況等の施工条件への対応等 □ ９．自然条件による制限 □ １０．土木(建築)構造物の状況による制限 □ １１．工事用道路、作業用スペース等の制約 □ １２．騒音振動水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等 □ １３．災害等での臨機の処置	【構造物等の状況等の施工条件への対応等】下記の該当する項目が、高度技術で評価できる場合**（該当項目をチェック）** □ 自然条件による既設プラントの運転状況の変化により、工期及び施工方法の設定に制限があった工事 □ 自然条件によって作業に著しい影響が生じた工事 □ 土木(建築)構造物の状況により、プラント据付に関して詳細な調査を実施する他、荷重等を確認しながら再設計した工事 □ 土木(建築)構造物の状況により、作業構台や作業床の設置が制限される工事。または命綱を使用する必要があった工事 □ 施工場所が狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 □ 仮設条件の制約が厳しい。 □ 地元調整や環境対策の制約が特に多い工事 □ 環境対策が工程に大きな影響を与えた工事 □ 施工期間中に災害等が発生したが、その被害を最小限に止める適切な処置を行った工事
		●その他 □ １４．その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する必要がある事項 理由： □ １５．その他（加点が１点の場合） 理由：	【その他】**（該当項目をチェック）** □ その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する技術。 （左欄のその他に理由を記入。） □ その他（加点が１点の場合）
	記述評価 【■マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】	評点：　　**点** ・ 工事特性により、加点評価する ・ 加点は＋２０点～０点の範囲とする。 ・ 該当ｷｰﾜｰﾄﾞ数の数と重みを勘案して評点する。 ・ １項目２点を目安とするが、内容によってはそれ以上または以下の点数を与えてもよい。	【施工条件のキーワードの詳細】

※１．工事特性とは、工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力を要する必要があった技術を評価するものである。なお、評価は「５．創意工夫」との二重評価はしない。
※２．詳細評価の記述にあたっては、担当課内での責任者による合議とし、各考査項目はキーワードで大分類し、評価する詳細を記述する。
※３．工事特性は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では「５.創意工夫」で評価しなかったものを対象とする。

評定別紙２－２

工事成績採点の考査項目別運用表(建築、電気、機械、プラント工事)

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。

監督員上司

考査項目	細目	a	a'	b	b'	c
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等	地域への貢献が優れている	地域への貢献がやや優れている	地域への貢献が良好である	地域への貢献がやや良好である	他の事項に該当しない場合

□ 災害時等に地域への救援活動等に協力した。
□ 周辺地域等の環境保全、生物保護等について具体的な対策をした。
□ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。
□ 広報活動や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。
□ 地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。
□ 地域生活に密着したゴミ拾い、道路清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し、地域に貢献した。
□ その他　　理由（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

該当項目数6以上 ･････････ a
該当項目数5以上6未満 ････a'
該当項目数3以上5未満 ･････ b
該当項目数1以上3未満 ･････ b'
該当項目なし ･････････････ c

※地域への貢献とは、工事施工にともなって、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点評価する。

工事成績採点の考査項目別運用表(建築、電気、機械、プラント工事)

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。　　監督員上司

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表
7. 法令遵守等	

措　置　内　容	点　数
□ 1. 項目該当なし	－0点
□ 2. 指名停止3ヶ月以上	－20点
□ 3. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	－15点
□ 4. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	－13点
□ 5. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	－10点
□ 6. 文書注意	－ 8点
□ 7. 口頭注意	－ 5点
8. 現場内で、労働災害が発生した場合	
□ 労働災害の事案が複数回発生しており、労働基準監督署から複数回「是正勧告書」や「指導票」が交付された場合	－ 8点
□ 労働基基準監督署から、「是正勧告書」が交付された場合	－ 5点
□ 労働災害が軽微であるため口頭注意以上の処分が無かった場合、休業4日以上の労働災害が発生した場合、休業4日未満であっても、労働基準監督署から、「指導票」が交付された場合、又は、物損公衆災害(工事作業が起因して第三者の資産に損害を与えた事故)例)架線の断線、上下水道等の公共施設の破損等)	－ 3点
□ 9. その他の適応事例	-□点

※当該工事現場に対する法令遵守のみの評価とする。(他工事現場での違反は評価しない。)
※完成検査当日までの処分内容で評価する。(完成検査日以降に処分が出たものは評価しない。)

点

① 本評価項目(7. 法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。
②「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。
③「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事するものに限定する。

【上記で評価する場合の適応事例】　※適応事例にレ点をする。

- □ 1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。
- □ 2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。
- □ 3. 労働者の宿舎環境等について労働安全基準法上違反があり、送検等された。
- □ 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- □ 5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。
- □ 6. 建設業法に違反する事実が判明した　EX)一括下請け、技術者の専任違反等
- □ 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
- □ 8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
- □ 9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
- □10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
- □11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
- □12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。
- □13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- □14. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
- □15. 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。
- □16. 引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な瑕疵が判明した。
- □17. 低入札調査で虚偽の報告があった。
- □18. その他(理由:

工事成績採点の考査項目別運用表（建築、電気、機械、プラント工事）

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。

検査員

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	施工管理が優れている	施工管理が良好である	他の事項に該当しない	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である

□

[評価対象項目]

- □ 契約約款18条第1項第1号から5号に基づく設計図書の照査を行い、適切に処理されている。
- □ 施工計画書が、工事着手前に提出され、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。
- □ 施工計画書に、出来形･品質確保のための記載がある。
- □ 施工計画書等に、独自の管理基準等を作成し、出来形･品質管理されている。
- □ 工事記録の整備が、適時適切に行われている。
- □ 一工程の施工の検査･確認の報告が、適時、適切に行われている。
- □ 使用する建築材料･設備機材（以下「材料･機材」という。）の調達の計画が適切であり、管理がよい。
- □ 施工計画書と現場施工方法が一致している。
- □ 工事の関係書類及び資料整理がよい。
- □ 建設廃棄物、ﾘｻｲｸﾙへの取り組みが適切になされている。
- □ 社内検査が適切に行われている。
- □ 独自のﾁｪｯｸﾘｽﾄ等の管理基準により、管理されている。
- □ その他　　理由（　　）

- □ 設計図書と整合しない箇所があり、文書による改善請求を行った。
- □ 契約図書に基づく施工上の義務につき、検査員から文書による指示を行った。

1項目でも該当あれば ‥ d

2項目該当 ‥‥‥‥‥ e

該当項目が90%以上 ‥‥‥‥‥‥ a

該当項目が80%以上90%未満 ‥‥‥ b

該当項目が60%以上80%未満 ‥‥‥ c

該当項目が60%未満 ‥‥‥‥‥‥ d

□ ／ □ ＝ □ %

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『ー』を入れる。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。

③ 評価値（　　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数

④ なお、削除後の対象評価項目数が2項目以下の場合は細別欄の□に『ー』を入れてC評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表（建築、電気、機械、プラント工事）

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。　　検査員

考査項目	細目	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形	出来形が優れている	出来形が概ね優れている	出来形が良好である	出来形が概ね良好である	他の事項に該当しない	出来形がやや不備である	出来形が不備である
	□ 建築共通	[評価対象項目] □ 承諾図等が、設計図書を満足している。 □ 施工図等が、設計図書を満足している。 □ 出来形確認記録の内容が、適切である。 □ 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 □ 不可視部分となる出来形が、工事写真で的確に確認できる。 □ 自主管理目標値を設定するなど、創意工夫を持って管理している。 □ その他　理由（　　） □　／　□　＝　□ %　□ 該当項目が90%以上　・・・・・・・・・・・・・ a 該当項目が８０%以上９０%未満　・・・・・ a' 該当項目が70%以上80%未満　・・・・・ b 該当項目が60%以上70%未満　・・・・・ b' 該当項目が50%以上60%未満　・・・・・ c 該当項目が50%未満　・・・・・・・・・・・・・ d				□ 監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当項目があれば・・ d	□ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当項目があれば・・ e

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『ー』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の対象評価項目数が2項目以下の場合は細別欄の□に『ー』を入れてC評価とする。

評定別紙3－2

工事成績採点の考査項目別運用表（建築、電気、機械、プラント工事）

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。　　検査員

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	品質が優れている	品質が概ね優れている	品質が適切である	品質が概ね適切である	他の事項に該当しない	品質がやや不備である	品質が不備である

□

建築工事

工事比率

□

[評価対象項目]　建築工事

- □ 材料･製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
- □ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。
- □ 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。
- □ 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
- □ 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。
- □ 建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。
- □ 躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
- □ 内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
- □ その他の工事（躯体･内外仕上げを除く）における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
- □ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
- □ 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
- □ その他　　理由（　　）

□ 監督員が文書で改善指示を行った。

上記該当項目があれば‥ d

□ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。

上記該当項目があれば‥ e

□　／　□　＝　□％　□

該当項目が90%以上　‥‥‥‥‥‥‥ a

該当項目が80%以上90%未満　‥‥‥ a'

該当項目が70%以上80%未満　‥‥‥ b

該当項目が60%以上70%未満　‥‥‥ b'

該当項目が50%以上60%未満　‥‥‥ c

該当項目が50%未満　‥‥‥‥‥‥‥ d

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『－』を入れる。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。

③ 評価値（　　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数

④ なお、削除後の対象評価項目数が2項目以下の場合は細別欄の□に『－』を入れてC評価とする。

評定別紙3－2

工事成績採点の考査項目別運用表（建築、電気、機械、プラント工事）

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。　　検査員

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	品質が優れている	品質が概ね優れている	品質が適切である	品質が概ね適切である	他の事項に該当しない	品質がやや不備である	品質が不備である

□

電気工事

工事比率

□

[評価対象項目]　電気工事

- □ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
- □ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。
- □ 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。
- □ 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
- □ 施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。
- □ 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。
- □ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。
- □ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。
- □ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
- □ 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
- □ 運転･点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。
- □ その他　　理由（　　）

□ ／ □ ＝ □ % □

該当項目が90%以上　･････････････ a
該当項目が80%以上90%未満　･････ a'
該当項目が70%以上80%未満　･････ b
該当項目が60%以上70%未満　･････ b'
該当項目が50%以上60%未満　･････ c
該当項目が50%未満　･････････････ d

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『－』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の対象評価項目数が2項目以下の場合は細別欄の□に『－』を入れてC評価とする。

□ 監督員が文書で改善指示を行った。

上記該当項目があれば･･ d

□ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。

上記該当項目があれば･･ e

工事成績採点の考査項目別運用表（建築、電気、機械、プラント工事）

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。　　検査員

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	品質が優れている	品質が概ね優れている	品質が適切である	品質が概ね適切である	他の事項に該当しない	品質がやや不備である	品質が不備である

□

給排水空調

機械設備工事

工事比率

□

[評価対象項目]　機械設備工事

- □ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
- □ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。
- □ 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。
- □ 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
- □ 施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。
- □ 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。
- □ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。
- □ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。
- □ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
- □ 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
- □ 運転･点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。
- □ その他　　理由（　　）

□ ／ □ ＝ □ % □

該当項目が90%以上　･････････････ a

該当項目が８０%以上９０%未満　･････ a'

該当項目が７０%以上80%未満　･････ b

該当項目が60%以上70%未満　･････ b'

該当項目が50%以上60%未満　･････ c

該当項目が50%未満　･････････････ d

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『ー』を入れる。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。

③ 評価値（　　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数

④ なお、削除後の対象評価項目数が2項目以下の場合は細別欄の□に『ー』を入れてC評価とする。

□ 監督員が文書で改善指示を行った。

上記該当項目があれば‥ d

□ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。

上記該当項目があれば‥ e

工事成績採点の考査項目別運用表（建築、電気、機械、プラント工事）

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。　　検査員

考査項目	細別	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ	全体的な完成度が優れてい	全体的な完成度が良好である	全体的な完成度が適切である	全体的な完成度がやや悪い

□

建築工事

工事比率

□

[評価対象項目]　建築工事

- □ きめ細かな施工がなされ取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。
- □ 関連工事（工種）又は既存部分との調整がなされ、全体に調和が良い仕上がりである。
- □ 使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である。
- □ 色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。
- □ 材料･製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。
- □ 保全に配慮した施工がなされている。
- □ その他　　理由（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

□　／　□　＝　□％　□

該当項目が80%以上　･････････････ a

該当項目が70%以上80%未満　･････ b

該当項目が40%以上70%未満　･････ c

該当項目が40%未満　･････････････ d

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『ー』を入れる。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。

③ 評価値（　　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数

④ なお、削除後の対象評価項目数が2項目以下の場合は細別欄の□に『ー』を入れてC評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表（建築、電気、機械、プラント工事）

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。　　検査員

考査項目	細別	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ	全体的な完成度が優れてい	全体的な完成度が良好である	全体的な完成度が適切である	全体的な完成度がやや悪い

[評価対象項目]　電気工事

□

電気工事

工事比率

□

- □ きめ細やかな施工がなされている。
- □ 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
- □ 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。
- □ 環境負荷低減への対策が優れている。
- □ 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
- □ 保全に配慮した施工がなされている。
- □ その他　　理由（　　）

□　／　□　＝　□％　□

該当項目が80%以上　・・・・・・・・・・・・・ a

該当項目が70%以上80%未満　・・・・・ b

該当項目が40%以上70%未満　・・・・・ c

該当項目が40%未満　・・・・・・・・・・・・・ d

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『ー』を入れる。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。

③ 評価値（　　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数

④ なお、削除後の対象評価項目数が2項目以下の場合は細別欄の□に『ー』を入れてC評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表（建築、電気、機械、プラント工事）

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。　　検査員

考査項目	細別	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ	全体的な完成度が優れてい	全体的な完成度が良好である	全体的な完成度が適切である	全体的な完成度がやや悪い

[評価対象項目]　機械設備工事

□

給排水空調
機械設備工事
工事比率
□

- □ きめ細やかな施工がなされている。
- □ 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
- □ 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。
- □ 環境負荷低減への対策が優れている。
- □ 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
- □ 保全に配慮した施工がなされている。
- □ その他　　理由（　　）

□　／　□　＝　□％　□

該当項目が80%以上　・・・・・・・・・・・・・ a
該当項目が70%以上80%未満　・・・・・ b
該当項目が40%以上70%未満　・・・・・ c
該当項目が40%未満　・・・・・・・・・・・・・ d

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『ー』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の対象評価項目数が2項目以下の場合は細別欄の□に『ー』を入れてC評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表（建築、電気、機械、プラント工事）

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。

検査員

考査項目	細目	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形	出来形が優れている	出来形が概ね優れている	出来形が良好である	出来形が概ね良好である	他の事項に該当しない	出来形がやや不備である	出来形が不備である

□

プラント工事

[評価対象項目] 共通事項

- □ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。
- □ 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。
- □ 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。
- □ 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。
- □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。
- □ 写真管理基準の管理項目を満足している。
- □ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。
- □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
- □ 予備品･付属品が不足なく、よく整理され、納入されていることが確認できる。

[評価対象項目] 機械設備

- □ 塗装及び溶接の管理基準が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。

[評価対象項目] 電気設備

- □ 配線･配管類が承諾図書及び仕様書を満足すると共に的確な施工を行っていることが確認できる。
- □ その他　理由（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

□ ／ □ ＝ □ %

該当項目が90%以上 ･････････････ a
該当項目が８０%以上９０%未満 ･････ a'
該当項目が70%以上80%未満 ･････ b
該当項目が60%以上70%未満 ･････ b'
該当項目が50%以上60%未満 ･････ c
該当項目が50%未満 ･････････････ d

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『－』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の対象評価項目数が2項目以下の場合は細別欄の□に『－』を入れてC評価とする。

□ 監督員が文書で改善指示を行った。

上記該当項目があれば‥ d

□ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。

上記該当項目があれば‥ e

工事成績採点の考査項目別運用表（建築、電気、機械、プラント工事）

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。

検査員

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	品質が優れている	品質が概ね優れている	品質が適切である	品質が概ね適切である	他の事項に該当しない	品質がやや不備である	品質が不備である

□

プラント工事

[評価対象項目] 共通事項

- □ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施していることが確認できる。
- □ 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
- □ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
- □ 材料･部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。
- □ 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。
- □ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。
- □ 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
- □ 設備の構造や機器の配置において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。
- □ 施工完了時の試験及び記録が適切である。
- □ 施工の品質及び形状が適切で良好であることが確認できる。
- □ 設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。
- □ プラント設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。
- □ 完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。

[評価対象項目] 機械設備

- □ バルブの開度、計器類の運転範囲の表示等、保守･管理に配慮がなされていることが確認できる。
- □ 塗装及び溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。

[評価対象項目] 電気設備

- □ 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していること確認できる。
- □ その他　理由（　　）

□ ／ □ ＝ □ % □

□ 監督員が文書で改善指示を行った。

上記該当項目があれば‥ d

□ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。

上記該当項目があれば‥ e

該当項目が90%以上 ‥‥‥‥‥‥ a

該当項目が８０%以上９０%未満 ‥‥‥ a'

該当項目が７０%以上80%未満 ‥‥‥ b

該当項目が60%以上70%未満 ‥‥‥ b'

該当項目が50%以上60%未満 ‥‥‥ c

該当項目が50%未満 ‥‥‥‥‥‥ d

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『－』を入れる。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。

③ 評価値（　　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数

④ なお、削除後の対象評価項目数が２項目以下の場合は細別欄の□に『－』を入れてC評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表（建築、電気、機械、プラント工事）

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。

検査員

考査項目	細別	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ	全体的な完成度が優れてい	全体的な完成度が良好である	他の事項に該当しない	全体的な完成度がやや悪い

□

プラント工事

[評価対象項目] 共通事項

- □ きめ細かな施工がなされ取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。
- □ 関連工事（工種）又は既存部分との調整がなされ、全体に調和が良い仕上がりである。
- □ 使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である。
- □ プラント設備として高い品質･性能が確保されている。
- □ 運転及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
- □ 全体的な美観が良い。
- □ その他　　理由（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

□　／　□　＝　□％　□

該当項目が80%以上　･････････････ a

該当項目が70%以上80%未満　･････ b

該当項目が40%以上70%未満　･････ c

該当項目が40%未満　･････････････ d

評定別紙4

施工プロセスチェックリスト

1. 工事名

2. 工　期　　平成　年　月　日～平成　年　月　日

3. 受注者

工事担当課:

担当監督員:　　印

①「施工プロセス」チェックリストは、標準仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に管理されているかを担当監督員が確認する。
②チェック欄には書類もしくは現場等で確認した月日を、その内容を確認し指示事項を記入する。備考欄には指示事項、是正状況、取り組み状況等を記入する。

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄　(指示事項等) 対象外	施　工　中(チエックの手引きを参考に適宜チエック欄を作成のこと。)								達成率	備考 (指示事項及び その是正状況等)
1 施工体制	Ⅰ 施工体制一般	○工事カルテ(コリンズ登録)	・事前に監督員の承認を受け、契約締結後10日以内(土、日曜日、祝祭日を除く)に登録機関に申請が完了している。 (受注契約後、変更契約後)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
		○施工管理体制	・現場代理人、主任(監理)技術者届け及び契約工程表が契約締結後14日以内に提出されている。 (受注契約後、変更契約後)		(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			・主任(監理)技術者が工事途中及び立会検査等の事前に現場の確認を行っている。 (施工中、検査前等)		(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
		○建設業退職金共済制度	・掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。 (契約後1回程度)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。(施工中1回程度)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			・建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。 (施工中適宜)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
		○労働保険関係成立票	・労災保険関係成立票を公衆の見やすい場所に掲示している。 (施工中1回程度)		(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
		○建設業許可標識	・建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、主任(監理)技術者を正しく記載している。 (施工中1回程度)		(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
		○下請通知書	・下請負契約書契約後、直ちに下請通知書を提出している。 (施工中適宜)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
		○施工体制台帳に関する資料	・施工体制台帳を現場に備え付け、かつ適宜変更の都度同一のものを提出している。 (施工時の当初、変更時)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			・下請負契約書又は請書(写)(2次3次の再下請を含む。)を添付している。 (施工時の当初、変更時)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			・施工体系図の内容が適正であり、かつ工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。。 (施工時の当初、変更時)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			・施工体系図または下請通知書等に記載されている業者のみが作業している。 (施工時　1回／月程度)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			・受注者がその下請工事の施工に実質的に関与している。 (施工中適宜)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		

評定別紙4

施工プロセスチェックリスト

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄　(指示事項等) 対象外	施　工　中(チエックの手引きを参考に適宜チエック欄を作成のこと。)								達成率	備考 (指示事項及び その是正状況等)
1 施工体制	Ⅱ 配置技術者	○現場代理人	・現場に常駐している。 (施工中　1回／月程度)		(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			・監督職員への連絡調整、協議等を書面で行っている。 (施工中適宜)		(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
		○監理技術者(主任技術者)の専任制等	・技術者としての要件が資格者証等により確認できた。 (着手前)		(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			・配置予定技術者または現場代理人等通知書等に記載されている技術者が本人と同一であった。 (着手前)		(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			・監理技術者(主任技術者)が現場に専任している。(専任義務は建築一式工事5,000万円以上、その他工事2,500万円以上) (施工中　1回／月程度)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			・施工計画や工事に係わる工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっている。 (施工中、打合せ時)		(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
		○専門技術者の配置	・専門技術者を選任し、配置している。 (施工計画時、施工中適宜)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
		○作業主任者の選任	・作業主任者を選任し、配置している。 (施工計画時、施工中適宜)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
		○監理技術者(主任技術者)の能力	・施工に先立ち、創意工夫又は、提案をもって工事を進めている。 (施工中適宜)		(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			書類及び資料が適切に整理されている。 (施工中適宜)		(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			・施工体制、施工状況を把握し、下請負業者、部下等をよく指導している。 (施工中適宜)		(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	○設計図書の照査　等	・契約書第18条第1条第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。 (着手前、施工中適宜)		(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。 (着手前、施工中適宜)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
		○施工計画書	・施工に先立ち、設計図書及び現場条件を反映した内容のものが提出されている。 (着手前、変更時)		(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			・記載内容と現場施工方法が一致している。 (施工中適宜)		(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			・記載内容と現場体制が一致している。 (施工中適宜)		(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		

評定別紙4

施工プロセスチェックリスト

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄　(指示事項等) 対象外	施　工　中(チエックの手引きを参考に適宜チエック欄を作成のこと。)								達成率	備考 (指示事項及び その是正状況等)
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	○施工管理 ・工事材料の管理 ・出来形、品質管理	・工事材料の資料整理及び監督員に事前に承認されたものを管理している。 (施工中適宜)		(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			・品質確保のための対策など、施工に関する工夫を書面で確認できる。(施工中適宜)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			・施工途中の出来形、品質管理が書面で確認できる。 (施工中適宜)		(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			・現場内での整理整頓が、日常的に行われている。 (施工中適宜)		(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
		○検査(確認を含む)及び立会等の調整	・監督員の立会にあたって予め連絡をしている。 (施工中適宜)		(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			・段階確認の確認時期が、適切である。 (施工中適宜)		(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
		○建設副産物及び建設廃棄物	・受注者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されていることを確認し、監督員に提示した。 (施工中適宜)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書及び、産業廃棄物処理計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。　(施工中適宜)		(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
		○指定建設機械類の確認	・低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。　(施工中1回程度)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
	Ⅱ 工程管理	○工程管理	・実施工程表が提出され、工程の管理を行っており、関連工事との調整も適切に行っている。 (着手前、施工中適宜)		(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			・工期及び、内容変更が伴う場合、変更協議が書面にて行われ、契約後14日以内に変更工程表が提出されている。　(施工中適宜)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			・現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。　(施工中適宜)		(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		

評定別紙4

施工プロセスチェックリスト

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄　(指示事項等) 対象外	施　工　中(チエックの手引きを参考に適宜チエック欄を作成のこと。)								達成率	備考 (指示事項及び その是正状況等)
2 施工状況	Ⅲ 安全対策	○安全活動	災害防止協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。 (施工中適宜)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。 (施工中適宜)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			安全教育･安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。 (施工中適宜)		(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。 (施工中適宜)		(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。 (施工中適宜)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			過積載防止に十分に取り組んでいる。 (施工中適宜)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。 (施工中適宜)		(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 (施工中適宜)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 (施工中適宜)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			足場や支保工の設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 (施工中適宜)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			工事現場における保安設備等の設置･管理が適切であり、よく整備されている。 (施工中適宜)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。 (施工中適宜)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
	Ⅳ 対外関係	○関係機関等	工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整をした記録がある。 (施工中適宜)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			工事施工にあたり、近隣住民(入居者等)との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適切に行い、記録がある。 (施工中適宜)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			隣接工事又は、施工上密接に関連する工事と相互に協力を行っている記録がある。 (施工中適宜)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分りやすく周知している。 (施工中適宜)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		

評定別紙5

出来形及び品質のばらつきの考え方

［管理図の場合］

（上･下限値がある場合）

①ばらつきが50%以下と判断できる例

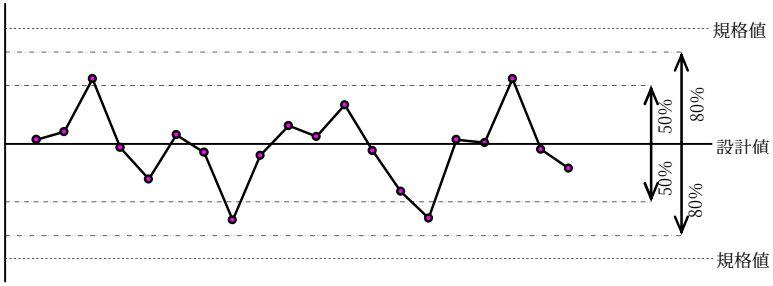

②ばらつきが80%以下と判断できる例

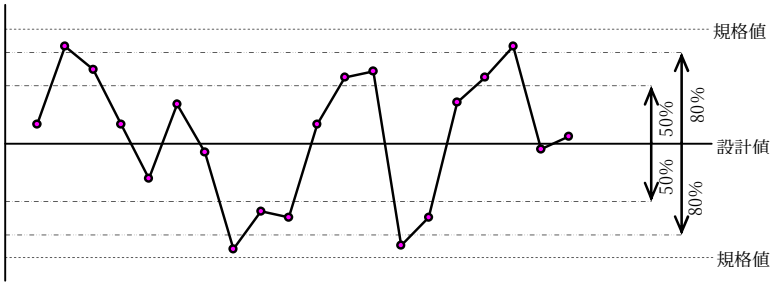

（下限値のみの場合）

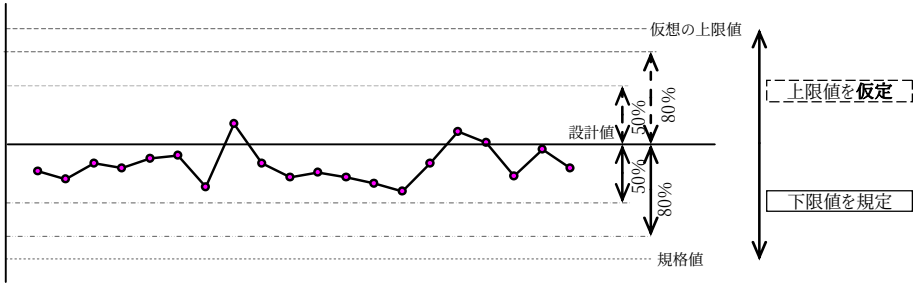

［度数表またはヒストグラムの場合］

ばらつきが小さい

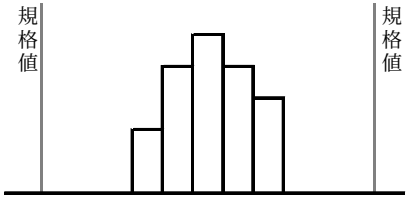

ばらついている

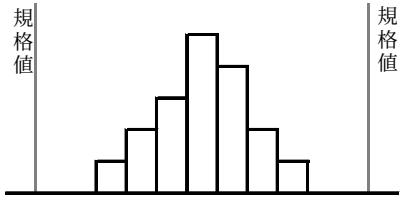

ばらつきが大きい

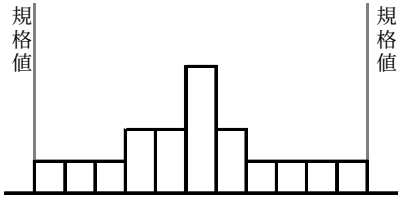

平成　　年　　月　　日

（提出先）松山市長

受注者　住所

氏名　　印

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書

平成　　年　　月　　日契約を締結した下記の工事について実施状況を報告します。

工事名	
工事箇所	
工期	平成　　年　　月　　日～平成　　年　　月　　日
請負代金額	
実施状況	（工事特性） （創意工夫） （社会性等）

注）不要の文字は抹消すること。

施工体制台帳を作成又は変更した日付を記入

年月日：平成24年11月13日

施　工　体　制　台　帳（記載例）

作成特定建設業者の商号名称

[　会　社　名　] ○○建設株式会社

工事を担当する事業所名

[　事　業　所　名　] ○○ビル作業所

作成特定建設業者が受けている許可を全て記入

	許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
建設業の許可	土・建・電・管・鋼・ほ・し　工事業	大臣 特定 / 知事 一般　第 099999 号	平成21年1月10日
	電気通信　工事業	大臣 特定 / 知事 一般　第 099999 号	平成21年1月10日

作成特定建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工事名称とその工事の具体的内容

作成特定建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工期

工事名称及び工事内容	○○ビル新築工事（建築一式　地上6階，地下1階，延床面積9,600㎡）		
発注者名及び住所	△△商事株式会社 〒123-5678　○○県○○市○○町1-1		
工期	自　平成24年11月5日 至　平成25年10月14日	契約日	平成24年11月4日

発注者と契約を締結した作成特定建設業者の営業所

作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された契約日

一次下請と契約を締結した作成特定建設業者の営業所

元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称をそれぞれ記載。元請契約に係る営業所で下請契約を行う場合は下請契約の欄に「同上」と記載

	区分	名称	住所
契約営業所	元請契約	本　社	○○県○○市○○町123-4
	下請契約	☆☆支店	○○県☆☆市☆☆111

事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。元請契約に係る営業所で下請契約を行う場合は下請契約の欄に「同上」と記載

	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
保険加入の有無	加入　未加入　適用除外	加入　未加入　適用除外	加入　未加入　適用除外

事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	元請契約	本　社	1234	1234567	1111-222222-3
	下請契約	☆☆支店	同上	同上	同上

発注者が置いた監督員の氏名

発注者の監督員名(*)	注文　太郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり

一次下請を監督するために作成特定建設業者が監督員を置いた場合その氏名

作成特定建設業者が現場代理人を置いた場合その氏名

作成特定建設業者が置いた監理技術者の氏名及び専任か非専任の該当する方に○印

専門技術者が担当する工事の具体的内容

監督員名(*)	松山　二郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
現場代理人名(*)	松山　二郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
監理技術者名	専任 / 非専任　松山　二郎	資格内容	一級建築施工管理技士
専門技術者名(*)	伊予　三郎	専門技術者名(*)	
資格内容(*)	実務経験（10年・管）	資格内容(*)	
担当工事内容(*)	冷暖房設備工事，給排水施設工事	担当工事内容(*)	

作成特定建設業者が専門技術者を置いた場合に記入。
監理技術者、主任技術者とは別の技術者である。例えば建築一式工事のなかに管工事が一部含まれるとき、その管工事について置く主任技術者である。もし管の資格をもつ技術者が会社に存在しない場合は、その技術者を有する協力業者を下請とする必要がある

専門技術者の資格を具体的に記入
例）第一種電気工事士
　　実務経験（指定学科３年・電気通信）
　　実務経験（１０年・機械器具設置）

監理技術者の資格を具体的に記入
例）一級土木施工管理技士
　　指導的実務経験（電気通信）

下請負人の商号名称

下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工期

<<下請負人に関する事項>>

会社名	福川工業株式会社	代表社名	福川　吾一
住所 電話番号	〒000-0000 ○○県☆☆市△△町12-34 （ TEL　099 - 286 - 3508 ）		
工事名称及び工事内容	○○○ビル新築工事（電気設備工事，照明設備工事）		
工期	自　平成24年11月11日 至　平成25年10月1日	契約日　平成24年11月10日	請負代金額

下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名及びその工事の具体的内容

下請負人の受けている許可のうち，請け負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可

下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された契約日及び請負代金額

請負契約に係る営業所の名称を記載

	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
建設業の許可	電気　工事業	大臣 特定 / 知事 一般　第 123456 号	平成21年2月28日
	工事業	大臣 特定 / 知事 一般　第　号	

各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」，行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり，そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」，従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む

		健康保険	厚生年金保険	雇用保険
健康保険等の加入状況	保険加入の有無	加入　未加入　適用除外	加入　未加入　適用除外	加入　未加入　適用除外

事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	本社	5678	2233445	2222-333333-4

事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載

現場代理人名(*)	石手　四郎	安全衛生責任者名(*)	石手　四郎
権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり	安全衛生推進者名(*)	石手　四郎
主任技術者名	専任 / 非専任　金山　二郎	雇用管理責任者名	尾島　五郎
資格内容	第一種電気工事士	専門技術者名(*)	
		資格内容(*)	
		担当工事内容(*)	

労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は，本店の労働保険番号を記載。

下請負人が置いた者を記入

事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は，本店の整理記号及び事業所番号を記載

下請負人が専門技術者を置いた場合その氏名

下請負人が現場代理人を置いた場合その氏名

下請負人が置いた主任技術者の氏名及び専任か非専任の該当する方に○印

主任技術者の資格を具体的に記入
例）第一種電気工事士
　　実務経験（指定学科３年・電気通信）
　　実務経験（１０年・機械器具設置）

専門技術者が担当する工事の具体的内容

専門技術者の資格を具体的に記入
例）第一種電気工事士
　　実務経験（指定学科３年・電気通信）
　　実務経験（１０年・機械器具設置）

各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」，行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり，そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」，従業員規模

労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は，本店の労働保険番号を記載。元請契約に係る営業所で下請契約を行う場合は下請契約の欄に「同上」と記載

事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は，本店の整理記号及び事業所番号を記載。元請契約に係る営業所で下請契約を行う場合は下請契約の欄に「同上」と記載

施工体制台帳の添付書類

1　作成特定建設業者が請負った建設工事の契約書の写し
2　下請負人が請負った建設工事の契約書の写し
3　監理義技術者の資格を証する書面（監理技術者資格証の写し含む）及び雇用を証する書面
4　作成特定建設業者の専門技術者の資格及び雇用を証する書面

1　建設業法では様式は定められていませんので，この様式によらなくてもかまいません。
2　　の部分は，建設業法で定められた記載事項です。
3　（＊）の部分は，置かない場合もあるので，必要に応じて記載してください。
4　「権限及び意見の申出方法」欄は，建設業法では相手方に対して通知することになっていますので，その通知書や契約書に定められている場合は，その旨を記載した上書面を添付してください。
　これによらない場合は，具体的に記載してください。